

保健福祉のてびき

令和6年度版

倉敷市保健福祉局

目 次

1 保健と福祉の連携	1
(1) 地域福祉基金	1
(2) いきいきふれあいフェスティバル	1
(3) 避難行動要支援者名簿	1
(4) 「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証制度	1
(5) 「ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシール」の配布	2
(6) 「聴覚障がい者・支援者用バンダナ」の配布	2
2 生活福祉	3
(1) 自立相談支援事業	3
(2) 住居確保給付金	3
(3) 暮らしき就労準備支援事業	3
(4) 認定就労訓練事業	3
(5) 家計改善支援事業	3
(6) 子どもの学習・生活支援事業	3
(7) 生活福祉資金貸付制度	4
・ 総合支援資金	4
・ 福祉資金	4
・ 教育支援資金	4
・ 不動産担保型生活資金	4
(8) 緊急援護資金の貸付	4
(9) 災害見舞金の支給	4
(10) 災害弔慰金・災害障がい見舞金の支給	4
(11) 災害援護資金の貸付	4
(12) 中国残留邦人の援護	5
(13) 戦傷病者及び戦傷病者・戦没者遺族等の援護	5
・ 戦傷病者の援護	5
・ 戦傷病者・戦没者等の遺族の援護	5
・ 旧軍人等の援護	5
(14) 各種の相談	6
・ 生活のうえで困ったことや悩みごとの相談	6
・ 生活保護相談	6
・ 市政相談、一般法律相談、専門相談	6
・ 犯罪被害者等の支援総合相談	6
・ 消費生活に関する相談	6
・ 女性の相談	6
・ 日常生活自立支援事業	6
・ 成年後見制度	6
・ 成年後見制度利用支援事業	6
・ 法人後見事業	7
・ 高齢者虐待等相談	7
・ 障がい者虐待等相談	7
(15) 住宅	8
・ 市営住宅入居抽選時の優遇	8
・ 市営住宅家賃の減免	8
3 障がい者福祉	10
(1) 障がい者手帳	10
・ 身体障がい者手帳	10
・ 療育手帳	10
(2) 障がい者相談員	10
・ 身体障がい者相談員	10

・知的障がい者相談員	10
・精神障がい者相談員	10
(3)障がい者理解の啓発広報・イベント	11
・障がい者週間記念（関連）事業.....	11
・ひまわり号.....	11
・しらかべ号（地域福祉基金事業）	11
・障がい者のスポーツ大会	11
(4)障がい福祉サービス	12
(5)日常生活・社会参加の支援	15
・日常生活用具の給付	15
・移動支援事業	19
・地域活動支援センターⅢ型、作業所.....	20
・障がい者支援センター事業.....	20
・倉敷地域基幹相談支援センター	20
・総合療育相談センターゆめばる	21
・かがやき手帳の配布	21
・福祉車両の貸出し.....	21
・車いすの貸出し.....	21
・福祉機器リサイクル事業	21
・意思疎通支援事業.....	21
・手話、点訳、朗読、要約筆記ボランティア養成事業	21
・点字・声の広報等発行事業.....	22
・訪問入浴サービス	22
・補装具費の支給.....	22
・難聴児への補聴器の支給	22
・知的障がい者職親委託制度	22
・選挙	23
・録音図書貸出しサービス	24
・図書館郵送貸出しサービス	24
(6)自動車	25
・障がい者自動車運転免許取得助成事業	25
・身体障がい者用自動車改造費の助成.....	25
・介護用自動車改造費の助成.....	25
・駐車禁止除外車両標章の交付	26
(7)保健・医療	26
・自立支援医療（更生医療）の支給	26
・重度心身障がい者医療費の給付.....	27
・障がい者（児）の歯科診療.....	27
・マッサージ施術費の給付	27
(8)手当等の支給.....	28
・特別障がい者手当の支給	28
・介護手当の支給.....	28
・心身障がい者扶養共済制度	28
・在日外国人障がい福祉金の支給.....	28
・障がい児福祉手当の支給	28
・特別児童扶養手当の給付	29
・児童福祉年金の給付	29
・施設通所者の交通費助成	29
(9)公共料金、税金等の減免	30
・JR旅客運賃の割引	30
・バス運賃の割引.....	30
・タクシー運賃の割引	31
・航空旅客運賃の割引	31

・有料道路通行料金の割引	31
・NHK放送受信料の減免	32
・NTT無料番号案内	32
・市営駐車場駐車料金の割引	32
・所得税、住民税等の控除	33
・自動車税等の減免	34
4 高齢者福祉	35
(1) 在宅サービス	35
・生活支援ショートステイ事業	35
・給食サービス	35
・緊急通報装置の設置	35
・日常生活用具の給付	35
・入浴券の支給	36
・はり・きゅう施術券の支給	36
・紙おむつ等購入費の助成	36
・理美容サービス利用券の支給	36
・介護手当の支給	37
・家族介護慰労金の支給	37
・在日外国人等高齢者福祉金の支給	37
・高齢者年金の支給	37
・友愛訪問	37
・生活支援ホームヘルプサービス	38
・高齢者軽度生活援助員派遣	38
・コミュニティタクシー利用者証の交付	38
(2) 生きがい対策	39
・生きがい対応型デイサービス事業	39
・老人クラブへの助成	39
・敬老記念品の贈呈	39
・ゲートボール場設置助成	39
・グラウンドゴルフ場設置助成	40
・公園等の清掃管理	40
・シルバー作品展	40
・シルバー人材センター	40
(3) 施設サービス	41
・老人ホームの入所	41
(4) 障害者控除対象者認定	41
5 児童福祉	42
(1) 保育所等	42
・保育所等への入所	42
・延長保育	42
・一時保育	42
・休日保育	42
・病児・病後児保育	42
・派遣型一時保育	43
(2) 地域子育て支援	43
・ファミリー・サポート・センター事業	43
・地域子育て支援拠点事業	43
・利用者支援事業	43
・子育て広場	43
・子育てサロン推進事業	44
・児童館	44
・母親クラブ	44

・産後ヘルパー	44
・養育支援訪問事業	44
・子育て支援短期利用（ショートステイ）	44
(3) 児童の健全育成	45
・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	45
(4) 医療	45
・子ども医療費の給付	45
(5) 手当・年金等の支給	45
・児童手当の給付	45
(6) 児童養護施設・助産施設等	46
・養護施設・乳児院への入所	46
・助産施設への入所	46
・母子生活支援施設	46
(7) 児童に関する相談	46
・家庭児童相談事業	46
・こども電話相談事業	46
・児童虐待相談対応事業	46
・こんにちは赤ちゃん訪問事業	47
・赤ちゃん相談ダイヤル事業	47
・赤ちゃんの駅事業	47
6 母子・寡婦・父子福祉	48
(1) 生活支援	48
・ひとり親家庭等日常生活支援事業	48
・自立支援教育訓練給付金事業	48
・高等職業訓練促進給付金事業	48
・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	48
・養育費確保推進事業【新】	48
・公共的施設内への売店設置	48
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金	49
・事業開始資金	49
・事業継続資金	49
・修学資金	49
・技能習得資金	49
・修業資金	49
・就職支度資金	49
・医療介護資金	49
・生活資金	49
・住宅資金	49
・転宅資金	50
・就学支度資金	50
・結婚資金	50
(3) 医療・手当・年金	51
・ひとり親家庭等医療費の給付	51
・児童扶養手当の給付	51
・遺児教育年金の給付	51
・遺児激励金の給付	51
(4) 税・公共料金の減免	52
・税の控除	52
・公共料金の割引	52
(5) ひとり親に関する相談	53
・ひとり親の相談	53

7 国民健康保険	54
(1) 国民健康保険（国保）に加入する人	54
(2) 70歳以上の人の保険証	54
(3) 義務教育（小学校）就学前	54
(4) 加入・脱退の届け出	55
(5) 国民健康保険料	55
(6) 国民健康保険（国保）の給付	57
・療養の給付	57
・入院中の食事代	58
・入院時食事療養費標準負担額減額認定証	59
・入院時食事療養費標準負担額の差額支給	59
・限度額適用認定証（70歳未満の人）	59
・高額療養費（70歳未満の人）	60
・高額療養費（70歳以上の人）	61
・特定疾病療養受療証	62
・高額医療・高額介護合算制度	62
・高額療養費の貸付	63
・療養費（かかった医療費がいったん全額自己負担になるとき）	63
・出産育児一時金	64
・出産育児一時金直接支払制度	64
・出産育児一時金の貸付	64
・葬祭費	64
・国保人間ドック助成制度	65
8 介護保険	66
(1) 倉敷市の介護保険の対象者と被保険者証	66
(2) 異動の届出	66
(3) 第1号被保険者の介護保険料（65歳以上の人）	66
(4) 第2号被保険者の介護保険料（40歳から64歳までの人）	69
(5) 要介護認定の申請	69
(6) 要介護認定	71
(7) 要介護認定の有効期間と認定の更新・変更申請	71
(8) 認定結果の不服申し立て・サービスの苦情	71
(9) 介護保険の給付	72
ア 在宅サービス	73
・訪問介護	73
・訪問入浴介護	73
・介護予防訪問入浴介護	73
・訪問看護	73
・介護予防訪問看護	73
・訪問リハビリテーション	73
・介護予防訪問リハビリテーション	73
・居宅療養管理指導	73
・介護予防居宅療養管理指導	73
・通所介護	73
・通所リハビリテーション	73
・介護予防通所リハビリテーション	73
・短期入所生活介護	73
・介護予防短期入所生活介護	73
・短期入所療養介護	74
・介護予防短期入所療養介護	74
・特定施設入居者生活介護	74
・介護予防特定施設入居者生活介護	74

・福祉用具の貸与.....	74
・福祉用具購入費の支給.....	75
・住宅改修費.....	75
・居宅介護支援（居宅介護サービス計画費）.....	75
・介護予防支援（介護予防サービス計画費）.....	75
イ 地域密着型サービス.....	76
・小規模多機能型居宅介護.....	76
・介護予防小規模多機能型居宅介護.....	76
・認知症対応型通所介護.....	76
・介護予防認知症対応型通所介護.....	76
・地域密着型通所介護.....	76
・認知症対応型共同生活介護.....	76
・介護予防認知症対応型共同生活介護.....	76
・夜間対応型訪問介護.....	76
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護.....	76
・看護小規模多機能型居宅介護.....	76
・地域密着型特定施設入居者生活介護.....	77
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....	77
ウ 施設サービス.....	78
・介護老人福祉施設.....	78
・介護老人保健施設.....	78
・介護医療院.....	78
エ 高額介護サービス費.....	79
・高額介護サービス費に係る1か月の上限額（1か月あたり）.....	79
・高額介護サービス費受領委任払制度.....	79
・高額介護サービス費貸付制度.....	79
・高額医療合算介護サービス費.....	79
オ 施設サービス利用時の負担限度額（食費・居住費）.....	80
・負担限度額認定証.....	80
(10) 介護保険外.....	81
・高齢者等住宅改造費の助成.....	81
(11) 高齢者支援センター.....	81
・高齢者支援センター（地域包括支援センター）の運営.....	81
(12) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	82
ア 介護予防・生活支援サービス事業.....	82
・総合事業訪問介護.....	82
・総合事業通所介護.....	82
・短期集中予防サービス.....	82
イ 一般介護予防事業.....	82
・いきいきポイント制度.....	82
・ふれあいサロン活動促進事業.....	82
・介護予防教室・転倒骨折予防教室・健康長寿教室・栄養改善教室.....	82
・健康いきいきサロン活動促進事業.....	83
(13) 認知症施策.....	83
・認知症カフェ登録・運営補助.....	83
・倉敷市安心おかえりシールの交付.....	83
・GPS端末購入費等の助成.....	83
・倉敷市認知症身元不明高齢者一時保護事業.....	84
・認知症初期集中支援チームによる支援.....	84
・認知症サポーター養成講座.....	84
・認知症マイスター養成研修.....	84

9 後期高齢者医療	85
(1) 後期高齢者医療制度	85
(2) 倉敷市の住民で後期高齢者医療制度に加入する人	85
(3) 制度運営のしくみ	86
(4) 後期高齢者医療保険料	86
(5) 医療を受けるとき	87
(6) 後期高齢者医療制度の給付	88
・入院中の食事代（1食当たり）	88
・高額療養費	88
・特定疾病療養受療証	89
・高額介護合算療養費	90
・療養費	90
・葬祭費	90
10 国民年金	91
(1) 被保険者	91
(2) 保険料	91
(3) 基礎年金	92
・老齢基礎年金	92
・障害基礎年金	92
・遺族基礎年金	92
(4) 国民年金第1号被保険者の独自の給付	93
・付加年金	93
・寡婦年金	93
・死亡一時金	93
(5) 特別障害給付金	93
(6) 年金生活者支援給付金	93
11 保健所業務	94
(1) 免許の申請	94
(2) 母子保健	95
ア およこ健康手帳	95
・およこ健康手帳（母子健康手帳）の交付	95
イ 低体重児出生届	95
・低体重児出生届	95
ウ 健康診査	95
・妊婦一般健康診査	95
・妊婦歯科健康診査	95
・産婦健康診査	95
・乳児一般健康診査	96
・先天性代謝異常等検査	96
・新生児聴覚検査	96
・1歳6か月児健康診査	97
・1歳6か月児アレルギー健康診査	97
・1歳6か月児精密健康診査	97
・2歳児歯科健康診査	97
・3歳児健康診査	98
・3歳児精密健康診査	98
エ 健康教室・相談等	98
・電話相談	98
・妊婦相談	98
・家庭訪問指導	98
・妊婦・子育て相談ステーション すくすく	98
・出産応援給付金	99

・子育て応援給付金	99
・子育てはじめての一步教室（育児相談）	99
・離乳食と歯の教室	99
・子どものための歯の教室	99
・乳幼児こころの発達相談	99
・すこやか親子相談	99
・乳幼児健全発達支援教室（にこにこ親子教室）	100
・親子クラブ活動支援事業	100
オ 医療費の給付	100
・産後ケア事業	100
・不育症検査費用助成金の支給	101
・未熟児養育医療の給付	101
・自立支援医療（育成医療）の給付	101
・結核児童療育の給付	102
・小児慢性特定疾病医療支援事業	102
・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	102
・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【新】	104
・肝炎インターフェロン治療・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロンフリー治療・B型ウイルス性肝炎核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度	104
・肝炎陽性者フォローアップ事業	104
・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	105
(3) 予防接種	106
・各種予防接種	106
・予防接種による健康被害の救済措置	108
(4) 結核予防	109
・BCG予防接種	109
・結核定期健康診断	109
・結核医療費公費負担	109
(5) 成人保健について	110
・健康教育	110
・健康相談	110
・健康診査	110
・訪問指導	115
・歯科医による歯科訪問健康診査	115
(6) 難病対策	116
・指定難病医療支援事業	116
・スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業	116
・在宅人工呼吸器使用患者支援事業	116
・在宅難病患者一時入院事業	116
(7) 原爆被爆者対策	116
・原爆被爆者健康手帳の交付等	116
(8) 感染症・精神相談	117
ア 感染症に関する相談・検査	117
・エイズ相談・HIV抗体検査	117
・エイズホットライン	117
・肝炎相談・HCV抗体検査・HBs抗原検査・梅毒検査	117
・肝炎ウイルス検査	117
・肝炎ウイルス会場検査	118
・風しん抗体検査	118
・風しん予防接種費用助成	118
・風しん追加的対策	118
イ 精神保健相談	119
・精神障がい者保健福祉手帳	119

・ 自立支援医療費（精神医療）の給付.....	119
(9) 暮らしき健康応援事業	120
(10) 「暮らしき健幸プラン」推進事業.....	120
(11) 受動喫煙対策事業.....	120
(12) 食育推進事業.....	120
(13) 救急・休日・夜間診療	121
・ 倉敷市休日夜間急患センター	121
・ 休日当番医.....	121
・ 夜間当番医.....	121
・ 休日歯科診療.....	121
・ 市内の救急告示医療機関	121
・ A E D（自動体外式除細動器）貸出事業.....	122
(14) 生活衛生.....	123
ア 医薬品等の安全確保対策.....	123
・ 監視指導.....	123
・ 許認可事務（主なもの）	123
イ 生活衛生関係施設の安全確保対策.....	123
・ 監視指導.....	123
・ 許認可事務（主なもの）	123
ウ 食品の安全確保対策.....	123
・ 監視指導.....	123
・ 許認可事務.....	123
エ 動物の適正飼養の推進	123
・ 犬の登録等の事務	123
・ 動物の適正飼養の推進.....	123
・ 動物取扱業登録申請	123
12 暮らしき健康福祉プラザ業務	124
(1) 健康づくり支援拠点機能.....	124
ア 健康づくり事業.....	124
・ ヘルスチェック及び個別支援プログラム.....	124
・ トレーニングルームのフリー利用・各種運動教室.....	124
・ 各種セミナー	124
・ おでかけ健康教室.....	124
・ 出前健康教室	124
・ 特定保健指導	125
・ 健康づくりの普及啓発のための地域活動.....	125
イ 介護予防事業	125
・ 転倒予防教室.....	125
・ 介護予防啓発教室.....	125
・ 出前健康教室.....	125
・ 認知症予防教室.....	125
・ 生きがい対応型デイサービス事業	125
・ 医療・介護連携フレイル予防事業	126
(2) 自立社会参加支援拠点機能	127
ア 感覚相談事業	127
イ 障がい者就業・生活支援センター.....	127
ウ 障がい者デイサービスセンター	128
エ 福祉用具等展示事業.....	128
オ 子育て支援センター事業.....	128
カ ファミリー・サポート・センター事業.....	129
キ 訪問介護サービス・居宅介護支援事業.....	129
ク 水浴訓練室（温水プール）の使用事業.....	129

(3)総合相談・情報提供機能	130
ア 保健福祉相談事業	130
イ 情報提供事業	130
13 市民活動の支援拠点事業	130
倉敷ボランティアセンター	130
14 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）業務	131
ア 市民の健康づくりの支援	131
イ 障がい者、高齢者等の社会参加の支援	131
ウ 世代間交流の支援	131
エ 地域福祉活動の支援	131
オ その他の事業の実施や施設・付属設備の貸出し	131
カ 地域の子育て支援	131
キ 自主事業	131
15 市内の保健福祉施設	132
(1)障がい者（児）の福祉施設	132
(2)高齢者の福祉施設	138
(3)児童の福祉施設	141
(4)保健施設	147
(5)介護保険で利用(入居)できる施設	147
16 問合せ先電話番号等一覧	154
●聴覚言語障がい者用緊急時のファックス通信	155

【新】 … 令和6年度版に新たに掲載したもの

1 保健と福祉の連携

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>(1) 地域福祉基金</p> <p>市出資金と市民の寄付を基金として積み立て、高齢者、障がい者、子育て中の親子等の在宅福祉の向上、健康・生きがいつくりの推進及びボランティア活動の活発化のための民間団体の先駆的的事业に対し、支援・助成を行います。</p>	<p>市内に活動拠点を置くボランティア団体又はNPO法人で、新規の事業活動を行おうとするもの (申請年度の4月1日において、助成を受けようとする新規事業の開始から1年以内のもの)</p>	<p>申請書</p>	<p>保健福祉推進課</p>
<p>(2) いきいきふれあいフェスティバル</p> <p>誰もが気軽に集い、健康づくりや生きがいつくり等を楽しみながら体験できる場をつくり出し、ハンディのある人もない人もお互いに尊重し、支えあえる社会づくりに資することを目的とし、スポーツ・レクリエーション、ボランティア体験等を行います。</p>	<p>一般市民</p>		
<p>(3) 避難行動要支援者名簿</p> <p>台風等の災害に備え、避難支援を必要とする人を「避難行動要支援者名簿」に登録し、地域での援護活動等に役立てていただくために民生委員、自主防災組織、倉敷市社会福祉協議会、公的機関(警察、消防機関等)、その他の市が認めた避難支援等の実施に携わる関係者へ情報提供(同意者のみ)します。</p>	<p>自宅で生活し次の要件のいずれかに当てはまる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護3以上の人 ・身体障がい(1・2級第1種(心臓・じん臓のみ該当する方を除く))及び知的障がい(療育手帳A又はAと同程度の手帳)の人 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の人 ・難病患者のうち、特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている人 	<p>避難行動要支援者名簿同意確認書を提出</p>	
<p>(4) 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度</p> <p>身体障がい者等用駐車場を真に必要なとする人が利用しやすいよう、その対象者に専用の利用証を交付し、県と協定を結んだ施設の駐車スペースを優先して利用できるようにします。</p>	<p>次に該当し、歩行が困難な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人 ・知的障がいのある人 ・精神障がいのある人 ・高齢者 ・難病の人 ・けが人 ・妊産婦 <p>※それぞれ基準があります。</p>	<p>申請書及び確認書類</p> <p>※倉敷市へ申請する場合は、対象者ごとに窓口が異なります。</p>	<p>岡山県障害福祉課 ☎(086)226-7362 備中県民局福祉振興課 保健福祉推進課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 市保健所 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター</p>

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>(5)「ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシール」の配布</p> <p>外見では分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマーク、ヘルプカード及びヘルプシールを配布しています。</p> <p>配布場所は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課 ・健康長寿課 ・市保健所 ・児島・玉島・水島保健福祉センター ・庄支所 ・茶屋町支所 ・船穂支所 ・真備保健福祉課 	<p>周囲の人の援助や配慮を必要としている人</p>	<p>申請書</p> <p>※ヘルプカード、ヘルプシールは申請不要</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>(6)「聴覚障がい者・支援者用バンダナ」の配布</p> <p>聴覚に障がいがある人が周囲の人に援助や配慮を必要としていること、またその支援者が手話や筆談による支援ができることを知らせるためのバンダナを配布しています。</p> <p>配布場所は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課 ・児島、水島保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚に障がいがある人 ・手話や筆談による支援ができる人 	<p>申請書</p>	

2 生活福祉

事業・内容	対象者	問合せ先
(1) 自立相談支援事業 生活保護に至る前の段階で、生活困窮状態からの脱却を図るために、自立に向けた相談支援を行います。	仕事や生活にお困りの人	福祉援護課 生活自立相談支援センター ☎427-1288
(2) 住居確保給付金 離職又は休業等により収入が減少し、住居を喪失、又は喪失するおそれのある人が安心して就職活動等の自立に向けた活動ができるよう、家賃に当てるための費用（住居確保給付金）を住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者へ振り込みます。 ・支給家賃額上限 単身世帯 35,000 円 2人世帯 42,000 円 3人以上世帯 46,000 円 （一定以上の収入がある人は支給額を調整します） ・支給期間：最長9か月間	離職・廃業から2年以内又は休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある者であって、就労意欲及び就労能力のある人のうち、住宅を喪失又は喪失するおそれのある人 ※収入、資産等要件あり	福祉援護課 生活自立相談支援センター ☎427-1288
(3) 暮らしき就労準備支援事業 就労に向けた準備が整っていない生活保護受給者及び生活困窮者に対して、安定した就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援します。	・当該事業により就労が見込まれる65歳未満の生活保護受給者 ・直近の就労経験が乏しい等の理由により、直ちに就労することが困難な人等	福祉援護課 生活自立相談支援センター ☎427-1288 生活福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター福祉課
(4) 認定就労訓練事業 倉敷市から認定を受けた事業者が、就労に困難を抱える人の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行います。 認定事業所数：34事業所（令和6年4月1日時点）	直近の就労経験が乏しい等の理由により、直ちに就労することが困難な人	福祉援護課 生活自立相談支援センター ☎427-1288
(5) 家計改善支援事業 生活困窮者が自らの力で家計を管理できるよう、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況の適切な把握及び家計の改善の意欲の向上のための支援を行います。	家計の収支の均衡が取れていない等、家計に関する問題を抱えている人	
(6) 子どもの学習・生活支援事業 ①小学生等訪問型学習・生活支援事業 （通称：いえさぼ） 様々な困難を抱える家庭の小学生等を対象に、巡回訪問により学習・生活習慣の習得支援、保護者への養育支援等を行います。 ②学習教室「くらすぽ」運営事業 様々な困難を抱える家庭の中学生等に対して学習教室「くらすぽ」で、学習支援等を行います。	①生活保護受給中の世帯及び生活に困窮する世帯の小学生及びその保護者 ②生活保護受給中の世帯及び生活に困窮する世帯の中学生及びその保護者	福祉援護課 子育て支援課 子ども相談センター 生活自立相談支援センター ☎427-1288 生活福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター福祉課

事業・内容	対象者	問合せ先																					
(7)生活福祉資金貸付制度 ・総合支援資金 失業等により生活の維持が困難となった世帯で、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付を行います。	収入の減少や失業等による低所得世帯	倉敷市社会福祉協議会各事務所 倉敷 ☎434-3301 水島 ☎446-1900																					
・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金) 日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用の貸付を行います。	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯	児島 ☎473-1128 玉島 ☎522-8137																					
・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費) 学校教育法に定められた高等学校、大学又は高等専門学校に入学、就学するのに必要な経費の貸付を行います。	低所得世帯	真備 ☎698-4883																					
・不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を担保として、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する世帯に生活資金の貸付を行います。	低所得の高齢者世帯																						
(8)緊急援護資金の貸付 低所得世帯が急迫した事情による緊急出費を要する場合に資金の貸付を行います。 ・入院治療を要する程度の疾病にかかり又は出産、死亡した人があるとき ・不慮の災害にあったとき ・その他、緊急にやむを得ない理由が生じたとき	市内に居住する低所得世帯(市民税の均等割のみの課税世帯又は市民税非課税世帯)等	福祉援護課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課																					
・救護・授産施設(132ページ参照)																							
(9)災害見舞金の支給 り災者又はその遺族に見舞金を支給します。 <table border="1" data-bbox="201 1249 1190 1529"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 1249 659 1288">対 象</th> <th colspan="2" data-bbox="659 1249 1190 1288">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 1288 659 1326">住家の全壊、流失、全焼、全損</td> <td data-bbox="659 1288 815 1326">1世帯</td> <td data-bbox="815 1288 1190 1326">100,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1326 659 1364">住家の半壊、半焼、半損</td> <td data-bbox="659 1326 815 1364">1世帯</td> <td data-bbox="815 1326 1190 1364">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1364 659 1402">住家の床上浸水</td> <td data-bbox="659 1364 815 1402">1世帯</td> <td data-bbox="815 1364 1190 1402">30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1402 659 1440">死亡</td> <td data-bbox="659 1402 815 1440">1人</td> <td data-bbox="815 1402 1190 1440">300,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1440 659 1478"></td> <td colspan="2" data-bbox="659 1440 1190 1478">(ただし、過失がない場合 200,000円増)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1478 659 1529">負傷(1か月以上入院)</td> <td data-bbox="659 1478 815 1529">1人</td> <td data-bbox="815 1478 1190 1529">50,000円</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	支 給 額		住家の全壊、流失、全焼、全損	1世帯	100,000円	住家の半壊、半焼、半損	1世帯	50,000円	住家の床上浸水	1世帯	30,000円	死亡	1人	300,000円		(ただし、過失がない場合 200,000円増)		負傷(1か月以上入院)	1人	50,000円	福祉援護課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
対 象	支 給 額																						
住家の全壊、流失、全焼、全損	1世帯	100,000円																					
住家の半壊、半焼、半損	1世帯	50,000円																					
住家の床上浸水	1世帯	30,000円																					
死亡	1人	300,000円																					
	(ただし、過失がない場合 200,000円増)																						
負傷(1か月以上入院)	1人	50,000円																					
(10)災害弔慰金・災害障がい見舞金の支給 災害救助法が適用となる自然災害等により死亡又は重度の障がいを受けた場合、災害弔慰金又は災害障がい見舞金を支給します。 <table border="1" data-bbox="213 1742 916 1865"> <thead> <tr> <th data-bbox="213 1742 448 1780"></th> <th data-bbox="448 1742 683 1780">生計中心者</th> <th data-bbox="683 1742 916 1780">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="213 1780 448 1818">弔慰金</td> <td data-bbox="448 1780 683 1818">500万円</td> <td data-bbox="683 1780 916 1818">250万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1818 448 1865">障がい見舞金</td> <td data-bbox="448 1818 683 1865">250万円</td> <td data-bbox="683 1818 916 1865">125万円</td> </tr> </tbody> </table>		生計中心者	その他	弔慰金	500万円	250万円	障がい見舞金	250万円	125万円	死亡者の遺族又は障がいを受けた人													
	生計中心者	その他																					
弔慰金	500万円	250万円																					
障がい見舞金	250万円	125万円																					
(11)災害援護資金の貸付 災害救助法が適用となる自然災害により被害を受けた場合に、災害援護金の貸付を行います。 貸付限度額 150～350万円 償還期間 10年	被害を受けた一定所得未満の世帯																						

事業・内容	対象者	問合せ先
(12) 中国残留邦人の援護 老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入の額が一定の基準を満たさない場合には、支援給付を行います。	永住帰国者世帯	生活福祉課
(13) 戦傷病者及び戦傷病者・戦没者遺族等の援護 ・戦傷病者の援護 戦傷病者手帳、戦傷病者乗車券類引換証等の交付受付を行います。	旧軍人・軍属・準軍属で公務・勤務関連傷病により障がいをもつる人	福祉援護課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター
・戦傷病者・戦没者等の遺族の援護 特別給付金、特別弔慰金等の交付受付を行います。	戦没者・戦傷病者等の妻及び父母等	福祉課 岡山県子ども・福祉部福祉企画課援護班 ☎(086)226-7320
・旧軍人等の援護 恩給、一時金、普通扶助料等の交付受付及び恩給受給者死亡時の手続きの案内を行います。	旧軍人・軍属・準軍属及びその遺族	総務省人事・恩給局恩給相談室 ☎(03)5273-1400

相 談 内 容	相 談 先	
(14)各種の相談 ・生活のうえで困ったことや悩みごとの相談	民生委員・児童委員	
・生活保護相談	生活福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター福祉課 民生委員・児童委員	
・市政相談、一般法律相談、専門相談 （登記相談、司法書士による少額法律相談、不動産・住宅建築相談、年金・労務相談、行政書士による相談等）	生活安全課 各支所市民相談室	
・犯罪被害者等の支援総合相談	生活安全課	
・消費生活に関する相談 （事業者との契約トラブル、多重債務等）	消費生活センター ☎426-3115	
・女性の相談 要保護女子等の各種相談	男女共同参画推進センター （ウィズアップくらしき） ☎435-5670 岡山県女性相談所 ☎(086)235-6060	
・日常生活自立支援事業 在宅の認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で一人では判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用相談、利用料の支払い、日常的な金銭管理等の支援を行います。	倉敷市社会福祉協議会 ☎434-3364	
・成年後見制度 疾病や障がい等により判断能力が十分でない人が、その基本的人権がまもられた日常生活や社会生活を営むことができるように、家庭裁判所が後見人等を選任し、その人を法律的に支援する制度です。消費者被害や経済的な搾取から財産を守るために管理をしたり、各種契約や福祉制度を利用するための手続等を本人に代わって行ったりすることで、その人の権利をまもります。	福祉援護課 岡山家庭裁判所倉敷支部 ☎422-1038 児島出張所 ☎473-1400 玉島出張所 ☎522-3074	
・成年後見制度利用支援事業 ①成年後見等を必要と判断される方で、申立てを行うことのできる親族がいない場合等に、倉敷市長が審判請求を行います。 ②また、成年後見人等への報酬を負担することが困難と認められる場合には、費用の一部を助成します。	①倉敷市長による審判請求を行う場合 ・知的障がい者、精神障がい者、又は65歳以上の人のうち、親族に申し立てできる方がいない人 ②成年後見制度利用に係る費用の助成を受ける場合 ・被後見人等が生活保護受給等により後見人等への報酬の負担が困難と認められる者。ただし、後見人等が親族である場合は、助成対象としません。	福祉援護課

・法人後見事業

倉敷市社会福祉協議会では、認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度の後見人等を法人として受任します。

受任にあたっては、紛争性が無く、高額な財産を所有せず、日常的な契約行為や金銭管理が中心の人で、法人後見運営委員会の審査で適すると判断された人を対象としています。

倉敷市社会福祉協議会
☎434-3301

・高齢者虐待等相談

高齢者虐待を見つけた人や、被害を受けている人からの相談を、各地区の相談窓口で受け付けます。

地区	相談先	電話番号
倉敷	倉敷市役所 福祉援護課	426-3321
水島	水島支所 保健福祉センター福祉課	446-1114
児島	児島支所 //	473-1119
玉島	玉島支所 //	522-8118
真備	真備支所 真備保健福祉課	698-5113
各地区	各地域の高齢者支援センター（地域包括支援センター）	

・障がい者虐待等相談

障がい者虐待を見つけた人や、被害を受けている人からの相談を、福祉援護課及び倉敷地域基幹相談支援センターと各地域の障がい者支援センターで受け付けます。

①養護者による障がい者虐待

相談先	電話番号
倉敷市役所 福祉援護課	426-3321
倉敷地域基幹相談支援センター	486-3500
倉敷地域生活支援センター	464-4310
倉敷西部地域生活支援センター	441-3402
児島障がい者支援センター	472-3855
玉島障がい者支援センター	525-7867
水島障がい者支援センター	440-3334
真備地域生活支援センター	441-7800

②施設従事者による障がい者虐待

相談先	電話番号
倉敷市役所 障がい福祉課 事業所指導室	426-3287
倉敷地域基幹相談支援センター	486-3500

③勤務先等の使用者による障がい者虐待

相談先	電話番号
倉敷市役所 障がい福祉課	426-3305
倉敷地域基幹相談支援センター	486-3500

事業・内容	対象者	問合せ先
(15) 住宅 ・市営住宅入居抽選時の優遇 次の世帯の人については、入居の抽選時に当選率について優遇措置があります。ただし、入居を保証するものではありません。		倉敷市営住宅 管理センター ☎430-0109 住宅課
①ひとり親世帯	申込者が20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親である世帯（同居の親族に、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯を除きます。）	
②老人世帯	申込者が60歳以上であり、同居の親族が次のいずれかに該当する人 ア 配偶者 イ 60歳以上の人 ウ 18歳未満の人	
③心身障がい者世帯	ア 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～2級に該当する人がいる世帯 イ 療育手帳の交付を受け、その程度がA又はBのうち中度に該当する人がいる世帯 ウ 身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方がいる世帯 エ 戦傷病者手帳の交付を受け、障がい程度が恩給法の特別項症～第6項症又は第1款症に該当する人がいる世帯 オ 障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている方（難病患者等で障がい種別5に該当する方）がいる世帯	
④生活保護世帯	申込者が生活保護法に基づく保護を受けている世帯	
⑤中国残留邦人等自立支援法に基づく支援給付を受けている世帯	申込者が中国残留邦人等自立支援法に基づく支援給付を受けている世帯	
⑥子どもがいる世帯	同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	
・市営住宅家賃の減免 次の世帯の人については、申請に基づき家賃の50%の額が減免されます。		
①心身障がい者世帯	市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する人がいる世帯 ア 身体障がい者手帳1～4級を所持している人 イ 療育手帳を所持している人 ウ 精神障がい者保健福祉手帳1～2級を所持している人 エ 戦傷病者手帳の款症が第1款症以上の人等	

②老人世帯	市民税非課税世帯で、住宅名義人が60歳以上並びに名義人及び配偶者以外の世帯員全員が60歳以上又は18歳未満の者に該当する世帯	
③ひとり親世帯	市民税非課税世帯で、住宅名義人がひとり親かつ20歳未満の子を扶養している世帯	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅改修費の支給（介護保険の給付） （75ページ参照） ・ 高齢者等住宅改造費の助成 （81ページ参照） 		

3 障がい者福祉

事業・内容	対象者	申請方法等	問合せ先
(1)障がい者手帳 ・身体障がい者手帳 補装具費の支給、医療費の助成、施設への入所等の各種の援助を受ける場合、税の減免、旅客鉄道運賃の割引等本章で述べる各種の制度を利用するための身体障がい者であることの証票として交付します。	視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、脳原性運動機能、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸又は免疫の機能に永続する障がいがある人	・写真 ・知事又は市長が指定する医師の診断書・意見書	障がい福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター福祉課
・療育手帳 知的障がい児（者）に対し一貫した指導を行うとともに、各種の援助を受け易くするため、手帳を交付します。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい児（者）と判定された人	・写真	
・精神障がい者保健福祉手帳 （119ページ参照）			

事業・内容	問合せ先
(2)障がい者相談員 ・身体障がい者相談員 複雑、多様化する身体障がい者福祉行政に関し、福祉事務所その他の機関と身体障がい者を結ぶパイプ役となったり、身体障がい者の地域活動を推進したり、援護思想の普及を図ることで、真に身体障がい者を理解できる専門的ボランティアとして活動しています。	障がい福祉課
・知的障がい者相談員 社会奉仕の精神に基づいて、知的障がい者の更生援護に関し福祉事務所等関係機関と密接な連絡をとりながら本人又は保護者等からの相談に応じ必要な助言、指導を行います。 知的障がい者相談員は、原則として知的障がい者の保護者であって、人格識見が高く、知的障がい者の福祉増進に熱意のある人が推薦され業務に従事しています。	
・精神障がい者相談員 当事者やその家族等からの悩みや相談に応じて助言や指導、関係機関との調整等を行うとともに、障がい者に対する理解を深める活動を行います。 精神障がい者相談員は、原則として精神障がいの当事者又は保護者であって、人格識見が高く、精神障がい者の福祉増進に熱意のある人が推薦され、業務に従事しています。	

地区	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員	精神障がい者相談員
倉敷	11	3	2
児島	4	2	1
水島	5	2	1
玉島	5	4	2
真備	3	1	—
計	28	12	6

(R 6. 4. 1 現在)

事業・内容	対象者	問合せ先
(3) 障がい者理解の啓発広報・イベント ・障がい者週間記念（関連）事業 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者週間ポスター展 ・障がい児（者）作品展 ・ふれあいステージ ・ふれあいウォークin ツーデーマーチ ・ニコニコ子どもひろば ・絆（きずな）の広場 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）及びその家族 ・ボランティア ・一般市民 	障がい福祉課
・ひまわり号 障がい者とボランティアと一緒に列車の旅を楽しんで、ふれあいを図ります（日帰り）。	障がい者及びその介護者	ひまわり号を走らせる倉敷実行委員会 （しげい病院内） ☎422-3655
・しらかべ号（地域福祉基金事業） ハンディのある人とボランティアが、一泊二日の宿泊研修によりお互いの生活を理解しあいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の 18 歳以上の障がい者手帳所持者 ・18 歳以上のボランティア(市外在住可) 	ふれあいの旅「しらかべ号」実行委員会
・障がい者のスポーツ大会 毎年4、5、6月に県大会が開催され、成績優秀者は全国大会に派遣されます。 【競技種目（個人競技）】 陸上競技・フライングディスク・水泳・卓球・アーチェリー・ボウリング	13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 （申請方法） 毎年1月に障がい福祉課及び各保健福祉センター福祉課で受付	障がい福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター福祉課 岡山県福祉相談センター ☎(086)235-4075



「いきいきふれあいフェスティバル」のサンちゃんです。

事業・内容		問合せ先																															
<p>(4)障がい福祉サービス</p> <p>障害者総合支援法のサービスを障がい福祉サービスといいます。障がい福祉サービスには、介護給付や訓練等給付などのサービスがあります。また、地域生活支援事業や児童福祉法に基づく障がい児通所支援もあります。</p> <p>いずれも利用者が利用したいサービスを選択し、市に相談、支給の申請をします。</p>		障がい福祉課 児島・玉島 （真備保健福祉課含む） ・水島各保健福祉センター福祉課																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>サービス内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護（ホームヘルプ）</td> <td>自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護</td> <td>重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。</td> </tr> <tr> <td>同行援護</td> <td>ヘルパーが視覚障がい者の余暇活動や社会参加のための外出に同行し、移動に必要な情報を提供する等の支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者等包括支援</td> <td>介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。</td> </tr> <tr> <td>短期入所（ショートステイ）</td> <td>自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>療養介護</td> <td>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</td> </tr> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">訓練等給付</td> <td>自立訓練（機能訓練・生活訓練）</td> <td>自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援</td> <td>相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）</td> <td>一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助（グループホーム）</td> <td>夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行います。</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	サービス内容	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	同行援護	ヘルパーが視覚障がい者の余暇活動や社会参加のための外出に同行し、移動に必要な情報を提供する等の支援を行います。	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	重度障がい者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄の介護等を行います。	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労定着支援	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行います。
名 称	サービス内容																																
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。																																
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。																																
同行援護	ヘルパーが視覚障がい者の余暇活動や社会参加のための外出に同行し、移動に必要な情報を提供する等の支援を行います。																																
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。																																
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。																																
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。																																
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。																																
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。																																
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄の介護等を行います。																																
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。																														
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。																														
	就労定着支援	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。																															
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。																															
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行います。																															

事業・内容		問合せ先	
名称	サービス内容		
訓練等給付	自立生活援助	障がい福祉課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課	
計画相談支援給付	計画相談支援		
	障がい児相談支援		
地域相談支援給付	地域移行支援		
	地域定着支援		
地域生活支援事業	相談支援事業		(20ページ「障がい者支援センター事業」参照)
	意思疎通支援事業		(21ページ参照)
	日常生活用具給付事業		(15ページ参照)
	移動支援事業		ヘルパーが、主に余暇活動や社会参加のための外出の際に移動の支援をします。また、利用者のニーズに応じて、代読・代筆等のサービスも提供します。
	地域活動支援センター I型		創作活動や社会との交流促進等の支援を行うほか、福祉サービスの利用者や日常生活の問題、住宅の入居等専門の相談員が相談に応じます。
	” II型	通所しながら、創作的活動、機能訓練、入浴や食事等のサービスを受けることができます。	
	” III型	(20ページ参照)	
	福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他設備を提供するとともに日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。	
	訪問入浴サービス事業	(22ページ参照)	
	視覚障がい者訓練等事業	日常生活に支障をきたしている視覚障がい者に対して、自立更正と社会参加の促進を目的とした相談・指導・訓練を行います。	

事業・内容			問合せ先
名称	サービス内容		障がい福祉課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
地域生活支援事業	知的障がい者職親委託制度	(22ページ参照)	
	日中一時支援事業	日中型	日中における活動の場を提供し、見守り、日常活動に関する簡易な指導、レクリエーション等を行います。
		タイムケア型	家族の就労や一時的な休息を目的として、主に障がい児の放課後の活動の場を提供し、見守り、日常生活に関する簡易な指導、レクリエーション等を行います。
		医療型	医療機関や医療機関に併設する施設で、医療的ケアの必要な重度の障がい者を受け入れます。
	社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動の開催や点訳や音訳による市の広報の発行、手話、要約筆記等の奉仕員の養成研修事業及び自動車運転免許の取得や改造費の一部を助成する等、社会参加を促進していきます。	
その他	補装具費	(22ページ参照)	
	自立支援医療(更生医療)	(26ページ参照)	
通所給付費	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等に専門家を派遣し、児童に対する支援及び指導スタッフに対する支援を行います。	
	児童発達支援	未就学の障がい児に、療育・機能訓練等を行います。	
	放課後等デイサービス	就学後の障がい児に、療育・機能訓練及び余暇支援等を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	

事業・内容				問合せ先	
(5) 日常生活・社会参加の支援 ・日常生活用具の給付 在宅（一部の種目は入院・入所中でも可）で心身に障がいがある人の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付します。なお、基準年限内では同じ種目の給付が受けられません。 （費用）基準額内において原則1割負担				障がい福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター福祉課	
種目	基準額	基準年限	対象者（手帳所持者等） 障がい内容		その他
●特殊尿器	67,000	5	下肢・体幹機能障がい1～2級		学齢児以上
●電動ベッド	154,000	8			
●体位変換器	15,000	5			
収尿器	8,500	1			
●便器	18,500	8			
●移動用リフト	159,000	4			
入浴担架	82,400	5			
●歩行支援用具	60,000	8	平衡・下肢・体幹機能障がい1～2級		3歳児以上
●特殊マット	60,000	3	①下肢・体幹機能障がい1～2級 ②療育手帳A		
特殊便器	151,200	8	①上肢機能障がい1～2級 ②療育手帳A		学齢児以上
頭部保護帽	36,750	3	①平衡・下肢・体幹機能障がい1～2級 ②療育手帳A ③精神障がい1級		—
●入浴補助用具	90,000	8	下肢・体幹機能障がい1～3級		3歳児以上
●居宅生活動作補助用具（住宅改修）	200,000	1回限り	下肢・体幹機能障がい1～3級（特殊便器への取替えの場合は上肢機能障がい2級以上）	学齢児以上	
歩行補助つえ（T字つえ）	3,300	3	平衡・下肢・体幹機能障がい1～3級	—	
携帯用会話補助装置	98,800	5	①音声・言語機能障がい、重度の肢体不自由者で発声・発語に障がいがある人 ②療育手帳所持者でコミュニケーションに障がいのある人	学齢児以上	
火災警報器	15,500	8	①重度の身体障がい者のみの世帯 ②重度の知的障がい者のみの世帯 ③重度の精神障がい者のみの世帯 又は①、②、③に準ずる世帯	—	
自動消火器	28,700	8			
●-----介護保険が優先となります。					

事業・内容				問合せ先		
種 目	基準額	基準 年限	対 象 者 (手帳所持者等)			
			障がい内容	その他		
障がい者用パソコン 周辺機器	100,000	5	①上肢機能障がい1～3 級 ②視覚障がい1～6級	学 齡 児 以 上 で パ ソ コ ン を 所 持 し て い る 人		
点字ディスプレイ (点字プリンターを 含む。)	300,000		視覚障がい1～2級			
点字タイプライター	63,100	5	視覚障がい1～2級	学 齡 児 以 上		
点字器	10,400	7				
ポータブルレコーダ ー 録音再生用	85,000	6				
〃 再生専用	35,000					
活字文書読み上げ装 置	99,800	6				
歩行時間延長信号機 用小型送信機	7,000	10				
視覚障がい者用時計	13,300	10				
視覚障がい者用体温 計	9,000	5				
視覚障がい者用体重 計	18,000	5				
視覚障がい者用血圧 計	15,000	5				
電磁調理器	41,000	6			①視覚障がい1～2級 ②療育手帳A	
拡大読書器	198,000	8			視覚障がいのある人で、こ の種目を利用することで 読書が可能となる人	学 齡 児 以 上
点字図書	—	—				
情報受信装置 (文字 放送デコーダー)	88,900	6	聴覚障がい2級			
屋内信号装置	87,400	10				
ファックス	34,000	5	①聴覚障がい2～3級 ②音声・言語障がい	学 齡 児 以 上		
福祉電話	21,000	10	聴覚障がい2～3級	—		
吸入器 (ネブライザ ー)	36,000	5	呼吸器機能障がい1、3級 又はこれに準ずる人 (※医 師の意見書が必要)	—		
電気式たん吸引器	56,400	5				
吸入器付き吸引器	69,000	5				
人工喉頭	70,100	5	音声障がい3級 (ただし、 常時埋込型人工喉頭を使用 する人は除く)	学 齡 児 以 上		

障がい福祉課
児島・玉島
(真備保健福祉課含
む。)・水島
各保健福祉
センター福祉課

事業・内容				問合せ先
種目	基準額	基準 年限	対象者（手帳所持者等）	
			障がい内容	その他
◆埋込型人工喉頭	12,000	—	音声障がい3級かつ喉頭摘出者で常時埋込型人工喉頭を使用する人（ただし、医療保険が適用されない場合の購入に限る）	—
透析液加温器	51,500	5	じん臓機能障がい1、3級で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行っている人	—
酸素ボンベ運搬車	17,000	10	在宅酸素療法を行っている人	—
◆ストーマ装具 尿路系	12,000	—	ぼうこう・直腸障がいでストーマ造設を行っている人	3歳児以上
◆ " 消化器系	9,000			
◆おむつ	12,000	—	①ストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない人 ②先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排便又は排尿機能障がいのある人 ③先天性鎖肛による肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある人 ④18歳未満において、脳疾病により下肢、体幹機能障がい1～2級の認定を受けた排尿、排便の意思表示が困難な人（※医師の意見書が必要） ⑤下肢、体幹機能障がい1～2級かつ療育手帳Aで排尿、排便の意思表示が困難な人（※医師の意見書が必要）	3歳児以上
障がい児療育支援用具	30,000	1	療育手帳又は障がい福祉サービス受給者証を所持する児童であって、用具の使用により訓練等の効果が見込まれる人	18歳未満

◆-----基準額は月額となります。

障がい福祉課
児島・玉島
（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター福祉課

事業・内容				問合せ先
人工内耳用電池 ◆空気電池	基準額	基準 年限	対象者（手帳所持者等）	
			障がい内容	その他
	2,000	—	聴覚障がい2～6級で、人工内耳を使用している人（空気電池と充電電池、充電器の併給はできません）	
	7,650	1		
専用充電器	12,600	3	人工内耳を装用している聴覚障害児（者）であり、体外装置が装用後5年を経過している人（ただし、民間保険及び医療保険が適用されない場合の購入に限る）	
人工内耳体外装置	200,000	5		
種目	基準額	基準 年限	対象者（難病患者等）	
			障がい内容	その他
●特殊尿器	67,000	5	自力で排尿できない人	—
●電動ベッド	154,000	8	寝たきりの状態にある人	
●体位変換器	15,000	5		
●便器	18,500	8	常時介護を要する人	—
●移動用リフト	159,000	4	下肢又は体幹機能に障がいのある人	
●歩行支援用具	60,000	8	下肢が不自由な人	
●特殊マット	60,000	3	寝たきりの状態にある人	
●入浴補助用具	90,000	8	入浴に介助を要する人	
●居宅生活動作補助用具（住宅改修）	200,000	1回 限り	下肢又は体幹機能に障がいのある人	
特殊便器	151,200	8	上肢機能に障がいのある人	
自動消火器	28,700	8	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—
ネブライザー（吸入器）	36,000	5	呼吸機能に障がいのある人	—
電気式たん吸引器	56,400			
★訓練用ベッド	159,200	8	下肢又は体幹機能に障がいのある人	—
★動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	5	人工呼吸器の装着が必要な人	
●-----介護保険が優先となります。				
★-----難病患者等のみが対象となります。				

障がい福祉課
児島・玉島
（真備保健福祉課含む。）
水島各保健福祉センター福祉課

事業・内容	対象者	申請方法等	問合せ先
・移動支援事業 ア 自動車燃料費助成※ ①操向装置、駆動装置等の改造自動車の燃料費の一部を助成 ②自動車税、軽自動車税の免除適用車両の燃料費の一部を助成 給油券4枚/月(1枚500円) ただし、週2回以上通院が必要な人工透析、指定難病患者は、1か月当たり12枚の給油券を交付。	①在宅の身体障がい者手帳所持者で改造自動車を自ら所有し運転する人 ②在宅の身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する自動車税等の免除適用車を自ら所有し運転する人 ①②とも所得税非課税の人	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証 ・免許証 ・自動車税等減免証明 ・特定疾病療養受療証(人工透析) ・特定医療費(指定難病)受給者証 	障がい福祉課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
イ 福祉タクシー助成※ タクシーの利用料の一部を助成 利用券4枚/月(1枚500円) ただし、週2回以上通院が必要な人工透析、指定難病、小児慢性特定疾患者は、1か月当たり12枚の利用券を交付	在宅の身体障がい者手帳1～2級又は療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1～2級を所持する所得税非課税世帯に属する人	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病療養受療証(人工透析) ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 	
ウ リフトタクシー助成※ リフト付きタクシー又は寝台車両の利用料の一部を助成 利用券4枚/月(1枚1,000円)	在宅の身体障がい者手帳1～2級で車いす又はストレッチャーを常に移動の手段として使用している所得税課税年額が14万円以下の人		
エ バス利用料助成※ 路線バスを利用する場合、その利用料の一部を助成 (補助上限額)1,000円/月 ただし、週2回以上通院が必要な人工透析、指定難病患者は、1か月当たりの補助上限額は3,000円	在宅の身体障がい者手帳1～2級又は療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1～2級を所持する所得税非課税世帯に属する人	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病療養受療証(人工透析) ・特定医療費(指定難病)受給者証 	
オ 鉄道運賃助成※ 鉄道を利用する場合、その利用料の一部を助成 (補助上限額)6,000円/月	在宅の身体障がい者手帳1～2級で週2回以上通院の必要がある人工透析、指定難病患者で所得税非課税世帯に属する人		
カ 身体障がい者補助犬飼育費助成 身体障がい者補助犬飼育に関する経費の一部を助成 (補助上限額)6,000円/月	①在宅の身体障がい者手帳視覚1級で盲導犬を飼育している人 ②在宅の身体障がい者手帳肢体不自由1～2級で介助犬を飼育している人	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬使用者証 ・身体障がい者補助犬認定証 	

事業・内容	対象者	申請方法等	問合せ先
	③在宅の身体障がい者 手帳聴覚障がい2級 で聴導犬を飼育して いる人		障がい福祉課 児島・玉島 (真備保健福祉課含 む。)・水島 各保健福祉 センター福 祉課

※ ア～オは重複して助成を受けることはできません

事業・内容	対象者	問合せ先
<p>・地域活動支援センターⅢ型、作業所 一般企業等に雇用されることが困難な障がい者を通所させ創作活動、軽作業、日常訓練等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する学齢を超えた身体障がい者又は知的障がい者で通所による創作的活動等の事業・利用が可能な人 ・市内に住所を有する回復途上にある精神障がい者 	各福祉作業所 障がい福祉課 児島・玉島(真備保健福祉課含む。)・水島各保健福祉センター福祉課
<p>・障がい者支援センター事業 市内に居住する在宅の障がい者及びその家族を対象に、日常生活に関する相談、生活支援、情報提供、地域交流活動等を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。また、憩いの場、相談の場、仲間づくりの場として利用できます。 利用については、各センターまでお問い合わせください。 (具体的な事業内容) ①日常生活の支援 ②在宅福祉サービスの利用援助 ③相談・情報提供 ④地域交流活動</p>	市内に居住する在宅の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者及びその家族・介護者	倉敷地域生活支援センター ☎464-4310 倉敷西部地域生活支援センター ☎441-3402 児島障がい者支援センター ☎472-3855 玉島障がい者支援センター ☎525-7867 水島障がい者支援センター ☎440-3334 真備地域生活支援センター ☎441-7800
<p>・倉敷地域基幹相談支援センター 障がい者の相談支援事業等を行っている市内6カ所の障がい者支援センターの調整や、指定相談支援事業所に対する専門的な助言・人材育成、障がい者虐待防止対策等、障がい者の地域生活を地域全体で支える体制の整備を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業従事者 ・障がい者虐待に係る相談・通報・届出をする人 	倉敷地域基幹相談支援センター ☎486-3500

事業・内容	対象者	問合せ先
<p>・総合療育相談センターゆめばる 子どもの発達に関すること、福祉サービスに関すること等の相談を受けます。また、必要に応じて療育機関の紹介や関係機関との連絡調整を行います。</p>	<p>・市内に居住する児童及びその保護者 ・関係機関</p>	<p>障がい福祉課 総合療育相談センターゆめばる ☎434-9882 各保健福祉センター福祉課</p>
<p>・かがやき手帳の配布 子どもの成長の様子や学びの様子を継続的に記入していくことで、保護者や関係機関による一貫した支援に役立てていただくファイルを配布しています。</p>	<p>市内在住の希望者（診断の有無、障がい者手帳の有無は問いません。）</p>	

事業・内容	対象者	申請方法等	問合せ先
<p>・福祉車両の貸出し 心身障がい者関係団体や世帯が各種の大会やスポーツ・レクリエーション、通院や施設入退所等の送迎を行う場合に、福祉車両を貸出します。ただし、燃料代は自己負担となります。</p>	<p>・市内の心身障がい者関係団体、高齢者・障がい者及びその世帯 ・車いす使用者 ・ストレッチャー使用者</p>	<p>・事前申請 ・運転者の免許証持参</p>	<p>倉敷市社会福祉協議会各事務所 倉敷 ☎434-3301 水島 ☎446-1900 児島 ☎473-1128</p>
<p>・車いすの貸出し 在宅でケガ又は病気により一時的に移動が困難になった人に対し車いすを貸出します。 (貸出期間) 原則6か月以内 (費用) 無料</p>	<p>市内在住で一時的に車いすを必要とする者</p>	<p>・借用申請 ・申請者の本人確認できるものを持参</p>	<p>玉島 ☎522-8137 真備 ☎698-4883</p>
<p>・福祉機器リサイクル事業 不用となった福祉機器を申し出により登録し、在宅の高齢者、障がい者に紹介します。 (費用) 無料</p>	<p>高齢者及び障がい者</p>	<p>・提供申請 ・譲受申請</p>	
<p>・意思疎通支援事業 聴覚、音声・言語に障がいがある人の円滑なコミュニケーションを図るために、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。 また、障がい福祉課、水島保健福祉センター福祉課、児島保健福祉センター福祉課、くらしき健康福祉プラザに手話通訳者を配置しています。</p>	<p>原則、市内に居住する聴覚、音声・言語、その他障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）</p>	<p>通訳派遣申請書を事前に担当課へ提出する。 (FAX可)</p>	<p>(聴覚障がい者向け) 障がい福祉課 ☎421-2044 (FAX) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣委員会事務局・大島氏 ☎ 080-1105-1694 (TEL) 086-227-5004 (FAX)</p>
<p>・手話、点訳、朗読、要約筆記ボランティア養成事業 手話、点訳、朗読、要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これらに従事するボランティアを養成します。</p>	<p>市内在住、又は市内で障がいのある人へのボランティア活動を考えている人</p>	<p>募集に対する応募</p>	<p>倉敷市社会福祉協議会 倉敷ボランティアセンター ☎434-3350</p>

事業・内容	対象者	申請方法等	問合せ先
・点字・声の広報等発行事業 点訳、音訳の方法により、市の広報紙や地域生活の上で必要度の高い情報や図書等を提供します。	文字による情報入手が困難な障がい者	申し出による。	倉敷市社会福祉協議会 倉敷ボランティアセンター ☎434-3350
・訪問入浴サービス 歩行が困難な在宅の身体障がい者で移送に耐えられない等の事由がある人に訪問による入浴サービスを提供します。 (費用) 原則1割負担 (利用上限) 10回/月	歩行が困難な在宅の身体障がい者であって移送に耐えられない等の事情がある人	障がい者手帳	障がい福祉課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
・補装具費の支給 身体障がい者等の失われた部分や障がいのある部分を補って、身体障がい者等の日常生活力の向上を図るため、次の補装具の購入費及び修理費の支給を行います。 (費用) 補助基準額内において原則1割負担	・身体障がい者(児) ・難病患者等 ※支給に際しては身体障害者更生相談所で判定を受ける。 (一部書類判定あり。)	必要書類はお問い合わせください。	

障がい内容	品目
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)
肢体不自由	義手、義足、装具、 <u>車いす</u> 、 <u>歩行器</u> 、 <u>歩行補助つえ</u> 、 <u>電動車いす</u> 、姿勢保持装置、重度障がい者用意思伝達装置
障がい児のみ対象になるもの	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※ 下線 については介護保険制度が優先となります。ただし、場合によっては給付の対象になることがあります。

・難聴児への補聴器の支給 身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を補助する制度です。	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、(30デシベル未満であって、医師が補聴器の装用の必要を認めた場合を含む。)身体障がい者手帳の交付とならない18歳未満の聴覚の障がいのある人(市民税所得割による支給制限あり)	・医師の意見書 ・見積書
・知的障がい者職親委託制度 事業経営者等のもとで一定期間生活指導や技術習得の訓練を受け、就職に必要な知識や技術を身に付ける制度です。	療育手帳を所持している人 ※ただし、職親となる人がいる場合に限る。	・療育手帳 ・印鑑
・緊急通報装置の設置 ・給食サービス	(35ページ参照) (35ページ参照)	

事業・内容	申請方法等	問合せ先
<p>・選挙</p> <p>ア 郵便等による不在者投票</p> <p>次の要件に該当する人は、自宅で投票用紙に記入し郵便又は信書便で投票できます。</p> <p>この郵便等による不在者投票制度を利用するためには、<u>事前の申請により「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身体障がい者手帳をお持ちで次の①～③のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①両下肢・体幹又は移動機能の障がいの程度が1級又は2級 ②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいの程度が1級又は3級 ③免疫・肝臓の障がいの程度が1級から3級 ・対象になるかどうかの判定は、総合の等級ではなく、部位ごとの等級により行います。 ・身体障がい者手帳に「一（片）上下肢機能障がい」と記載されている人も、この制度を利用できる場合がありますので、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。 ● 戦傷病者手帳をお持ちで次の①②のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ①両下肢・体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症 ②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症 ● 介護保険被保険者証をお持ちで要介護状態区分が「要介護5」の人 <p>※郵便等による不在者投票における代理記載制度</p> <p>上記の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、次の①②のいずれかに該当する人は、事前に届け出た代理記載人（選挙権を有する人に限る）によって投票の記載をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者手帳に、上肢又は視覚の障がいの程度が1級と記載されている人 ②戦傷病者手帳に、上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている人 <p>イ 投票所での代理・点字投票</p> <p>身体の不自由な人やケガ等により自分で投票用紙に記入できない人には、代理投票の制度（投票所の係員による代筆）があります。また、目の不自由な人は、点字投票をすることもできます。希望される場合は、投票所の係員にお申し出ください。</p> <p>なお、郵便等による不在者投票は、点字による投票ができません。</p> <p>ウ 投票所入場券ハガキの点字表示</p> <p>投票所入場券ハガキに、点字シールにより入場券であることを表示することができますので、希望される場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。</p>	<p>証明書の発行手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便等投票証明書交付申請書 ・身体障がい者手帳 ・戦傷病者手帳 ・介護保険被保険者証 	<p>選挙管理委員会事務局 ☎426-3875</p>

事業・内容	対象者	申請方法等	問合せ先
<p>・録音図書貸出しサービス 活字での読書が困難な人に、録音図書（耳で聞く図書）を貸出しします。 1級～4級までの身体障がい者手帳又は療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人は、郵送貸出しサービスを受けることができます。 5級～6級までの身体障がい者手帳をお持ちの人又は満65歳以上の人は、カウンターでの貸出しになります。 (サービスの内容) 録音図書…4タイトルまで（30日間）</p>	<p>倉敷市内にお住まい又は通勤・通学されており、次に該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳を所持している人 ・療育手帳を所持している人 ・精神障がい者保健福祉手帳を所持している人 ・満65歳以上の人 	<p>図書館での登録手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・録音図書貸出し登録申込書 ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・年齢確認ができるもの（満65歳以上の人） 	<p>中央図書館 ☎425-6030 水島図書館 ☎446-6918 児島図書館 ☎472-4847 玉島図書館 ☎526-6011 船穂図書館 ☎552-9300 真備図書館 ☎698-9393</p>
<p>・図書館郵送貸出しサービス 図書館への来館が困難な人に、図書等の資料を郵送で貸出しします。 (郵送にかかる費用) 貸出しの時は図書館が負担し、返却の時は利用者の負担になります。 本・雑誌は心身障がい者用ゆうメールで郵送します。 ビデオ・DVD・CD・録音図書は心身障がい者用ゆうメールとは別送で、通常のゆうメール料金となります。 ★聴覚障がい者の人に字幕付ビデオ・DVDを送る場合は、聴覚障がい者用ゆうパックで郵送します。 ★返却は図書館へ代理の人が直接持参されてもかまいません。 ★視覚障がい者手帳（1～2級）を所持している人は、点字図書・録音図書等の郵送料が、視覚障がい者手帳（3～4級）を所持している人は、点字図書のみ郵送料が無料になります。 (サービスの内容) 本・雑誌…20冊まで（30日間） ビデオ・DVD・CD …合わせて4点まで（15日間） 録音図書…4タイトルまで（30日間） 点字図書…4タイトルまで（30日間）</p>	<p>倉敷市内にお住まい又は通勤・通学されており、次に該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳（1～4級）を所持している人 ・療育手帳を所持している人 ・精神障がい者保健福祉手帳を所持している人 	<p>図書館での登録手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送貸出し登録申込書 ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 	
<p>・市営住宅入居抽選時の優遇 (8ページ参照) ・市営住宅家賃の減免 (8ページ参照)</p>			

事業・内容	対象者	申請方法等	問合せ先
<p>(6)自動車</p> <p>・障がい者自動車運転免許取得助成事業</p> <p>障がい者の社会参加を促進するため、自動車等(原付を除く。)の運転免許取得に要する費用の一部を助成します。 (助成限度額) 10万円(費用の2/3以内)</p>	<p>障がい者手帳所持者が免許取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる人</p> <p>1年以上市内に在住し、同一世帯の市税に滞納がないこと</p> <p>※免許取得前に必ず担当課に相談・申請すること。</p> <p>※年度に1回限り</p>	<p>・教習所の領収書等</p>	<p>障がい福祉課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>
<p>・身体障がい者用自動車改造費の助成</p> <p>身体障がい者が就労等に伴い自ら所有する自動車を改造する必要がある場合に、その自動車の操向装置又は駆動装置等の改造に要する経費を助成することにより身体障がい者の社会参加の促進を図ります。 (助成限度額) 10万円</p>	<p>上肢・下肢又は体幹機能障がい者</p> <p>※改造前に必ず担当課に相談・申請すること。</p> <p>※過去1年以内に助成を受けていない人</p>	<p>・改造を行う業者の見積書</p> <p>・運転免許証</p> <p>・車検証</p>	

事業・内容	申請方法等	問合せ先								
<p>・介護用自動車改造費の助成</p> <p>障がい者等の外出を容易にするための自動車の改造(電動リフト・車いす用スロープ等の取り付け)又はリフト・スロープ等を取り付けている自動車を購入する場合、その改造費の一部を助成します。 (対象者)</p> <p>次の①又は②の人のうち、自らは運転ができず、車いす等を使用しないと移動することが困難な人。ただし過去10年間にこの助成を受けた人は対象外。</p> <p>①下肢又は体幹機能障がいの3級以上の人</p> <p>②介護保険法において要介護1～5に認定された65歳以上の人</p> <p>(申請者)</p> <p>継続して1年以上市内に住み、対象者本人又は対象者を介護する三親等以内の親族・従兄弟で、改造又は購入の費用を支払い、該当車両の車検証に名前が載る者で、市税に滞納の無い世帯に属する人。</p> <p>(助成額)</p> <p>対象改造費と認められた額に下記補助率を乗じた額(1,000円未満切捨て)。(限度額あり)</p> <table border="1" data-bbox="175 1814 1037 1993"> <thead> <tr> <th>申請者世帯の前年(1～6月は前々年) 所得税年額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>102,500円未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>102,500円以上 402,500円未満</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>402,500円以上</td> <td>2/5</td> </tr> </tbody> </table>	申請者世帯の前年(1～6月は前々年) 所得税年額	補助率	102,500円未満	2/3	102,500円以上 402,500円未満	1/2	402,500円以上	2/5	<p>・改造見積書</p> <p>・カタログ</p> <p>※購入・改造前に必ず相談・申請すること。</p>	<p>障がい福祉課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>
申請者世帯の前年(1～6月は前々年) 所得税年額	補助率									
102,500円未満	2/3									
102,500円以上 402,500円未満	1/2									
402,500円以上	2/5									

事業・内容			申請方法等	問合せ先
・駐車禁止除外車両標章の交付 障がいにより歩行困難な者に対し、駐車禁止指定区域内でも他の交通の妨げにならない限り駐車できる標章を交付します。			各警察署交通課窓口へ申請 ・身分又は事由を証するもの ・自動車車検証の写し（身体障がい者等で特定の車両を指定する必要がある人は不要）	もよりの警察署
手帳の種類	障がい内容	障がい等級		
身体障がい者手帳	視覚障がい	1～3級又は4級の1		
	聴覚障がい	2級、3級		
	平衡機能障がい	3級		
	上肢機能障がい	1級、2級の1又は2		
	下肢機能障がい	1～4級		
	脳原性運動機能障がい（上肢機能）	1級、2級（一上肢のみを除く。）		
	脳原性運動機能障がい（移動機能）	1～4級		
	体幹機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい	1～3級		
療育手帳		「A」判定		
精神障がい者保健福祉手帳		1級		
※車両を所有していない人でも標章の交付が受けられます。 ※タクシーや他の人の車両に乗車する場合でも標章を使用できます。				

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
(7) 保健・医療 ・自立支援医療（更生医療）の支給 身体に障がいがある18歳以上の方が、治療することによってその障がいを取り除いたり又は軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。（費用） 原則1割負担（同一医療保険世帯の市民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。課税額が一定以上の世帯は制度の対象外となる場合があります。）	18歳以上の身体障がい者手帳所持者で、申請医療の内容が、身体障害者更生相談所で更生医療と判断された場合（血液透析療法、腎臓移植術、肝臓移植術、移植後の抗免疫療法等）	・身体障がい者手帳 ・判定票（添付資料を含む。） ・健康保険証	障がい福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター福祉課

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先															
<p>・重度心身障がい者医療費の給付 重度心身障がい者が医療保険各法による医療給付を受けた場合の自己負担金又は他の公費による医療給付を受けた場合の一部負担金から、総医療費の1割（一部負担金）を差し引いた額を給付します。ただし、高額療養費・附加給付金等が支給される場合はその額を控除します。 なお、1か月あたりの一部負担金限度額あり。 【一部負担金限度額】</p> <table border="1" data-bbox="177 611 686 880"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>外来</th> <th>外来＋入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上</td> <td>29,600円</td> <td>53,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>8,000円</td> <td>29,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>2,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>1,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・所得区分は同一生計者の所得等により判定 ・限度額を超えた場合は申請により給付</p>	所得区分	外来	外来＋入院	一定以上	29,600円	53,400円	一般	8,000円	29,600円	低所得Ⅱ	2,000円	8,000円	低所得Ⅰ	1,000円	4,000円	<p>・身体障がい者手帳1級又は2級を持つ人 ・重度の知的障がい者で療育手帳Aを持つ人 ・身体障がい者手帳3級を持ち、かつ中度の知的障がい者で療育手帳Bを持つ人</p> <p>※所得制限・年齢制限あり。</p>	<p>・健康保険証（同じ健康保険に加入している人、全員分） ・身体障がい者手帳又は療育手帳 ・所得課税証明書（転入者）</p>	<p>医療給付課 児島・玉島（真備保健福祉課含む） ・水島各保健福祉センター福祉課</p>
所得区分	外来	外来＋入院																
一定以上	29,600円	53,400円																
一般	8,000円	29,600円																
低所得Ⅱ	2,000円	8,000円																
低所得Ⅰ	1,000円	4,000円																
<p>・障がい者（児）の歯科診療 一般の歯科診療所では診療を受けることが困難な障がい者（児）に対し歯科診療を行います。 毎週木曜日（休診あり。） 午後2時～午後5時</p>	<p>障がい者（児） ※事前の申込み予約が必要 ◆倉敷歯科医師会館 倉敷市昭和2-2-17 ☎ 422-2122</p>	<p>・申請書 ・予診票</p>	<p>障がい福祉課 児島・玉島（真備保健福祉課含む） ・水島各保健福祉センター福祉課</p>															
<p>・マッサージ施術費の給付 重度障がい者に対し、マッサージ施術に要する施術費を施術券により給付します。 マッサージ券1枚1,100円 （往料加算の場合は、1枚2,600円） （利用回数は、施術券に記載されている期間内で最大月4回、年間交付枚数は24枚。施術1回につき1枚利用可能）</p>	<p>・身体障がい者手帳1～3級 ・療育手帳A ・精神障がい者保健福祉手帳1～2級</p>	<p>・障がい者手帳</p>	<p>障がい福祉課</p>															
<p>・自立支援医療費（精神医療）の給付 (119ページ参照)</p>																		

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
(8) 手当等の支給 ・ 特別障がい者手当の支給 月額 28,840 円 (令和6年4月現在) 精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人に支給されます。(障がい者手帳の有無は問いません。) ※所得、施設入所等(有料老人ホーム、グループホーム等は除く)による支給制限があります。	在宅の 20 歳以上の人で、日常生活において常時特別な介助を必要とする状態にあるおおむね身体障がい者手帳 1～2 級程度の障がい、療育手帳 A 程度の障がい重複する人、もしくはそれと同等の疾患・精神障がい有する人	・ 診断書 ・ 年金証書等	障がい福祉課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
・ 介護手当の支給 重度の障がい者を在宅で介護している人に支給します。 月額 40,000 円	・ 市内に 6 か月以上住所を有し、20 歳以上の重度障がい者を在宅で 6 か月以上介護している人 ・ 健康長寿課が担当する介護手当との重複は不可	・ 医師の診断書 ・ 民生委員の調査票	
・ 心身障がい者扶養共済制度 心身障がい者を扶養している保護者が万一死亡したとき等に、心身障がい者の生活の安定を図るため年金が支給される共済制度	・ 知的障がい者の保護者 ・ 身体障がい者手帳 1～3 級所持者の保護者 ・ 精神又は身体に永続的な障がいのある人の保護者(加入年齢は 65 歳未満)	住民票	
・ 在日外国人障がい福祉金の支給 重度の障がいのある外国人で、国民年金制度への外国人適用が実施された昭和 57 年 1 月 1 日以前に 20 歳に達していたために、障がい基礎年金等を受けることができない人に対して支給します。 月額 25,000 円	身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A 又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級の所持者で受給資格を有する人 ※詳しい認定基準・申請方法については、担当課へお問い合わせください。		
・ 障がい児福祉手当の支給 月額 15,690 円 (令和6年4月現在) 精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給されます。(障がい者手帳の有無は問いません。) ※所得、施設入所等による支給制限があります。	在宅の 20 歳未満の人で、日常生活において常時の介助を必要とする状態にあるおおむね身体障がい者手帳 1～2 級程度の障がい、療育手帳 A 程度の障がい、もしくはそれと同等の疾患・精神障がい有する人	診断書	

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・特別児童扶養手当の給付 精神又は身体に重度・中度の障がい を有する 20 歳未満の児童の養育者に 支給します。 (所得制限あり) 児童 1 人につき月額 重度障がい児 (1 級) 55,350 円 中度障がい児 (2 級) 36,860 円 (年 3 回: 4、8、11 月に支給)</p>	<p>20 歳未満の障がいを理由とする公的年金を受けていない人又は児童福祉施設等へ入所していない人で ・身体障がい者手帳 1～3 級程度 (4 級の一部を含む) の人 ・療育手帳 A、B 程度 (目安はおおむね B の中度以上) の人 ・精神障がいがある人</p>	<p>・戸籍謄本 ・診断書 ※身体障がい者手帳、療育手帳の内容によっては診断書省略可 ・本人 (養育者) 名義の口座情報</p>	<p>子育て支援課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>
<p>・児童福祉年金の給付 精神又は身体に重度・中度の障がいを有する 20 歳未満の児童の養育者に支給します。 (所得制限なし) 児童 1 人につき月額 重度障がい児 2,000 円 中度障がい児 1,500 円 (年 2 回: 9、3 月に支給)</p>	<p>20 歳未満の人で ・身体障がい者手帳 1～3 級所持者 ・療育手帳 A、B 程度 (B は中度以上) の人 ・特別児童扶養手当 1 級又は 2 級に該当する人</p>	<p>・身体障がい者手帳又は療育手帳 ・本人 (養育者) 名義の口座情報</p>	
<p>・児童扶養手当の給付 (51 ページ参照)</p>			
<p>・施設通所者の交通費助成 障がい者が公共の交通機関等を利用して特定の施設 (作業所を含む) へ通う場合に、交通費の一部が助成されます。 (助成額) バス、電車を使って通う場合 運賃実費の 1 / 2 原付自転車、自動車を運転して通う場合 月額 1,500 円 ※A 型作業所通所者は月額 3,000 円が上限額。</p>	<p>施設等へ通う知的障がい者、身体障がい者及び精神障がい者 ※対象となる施設については担当課へお問い合わせください。</p>	<p>施設等を通して市へ申請してください。</p>	<p>通所している施設障がい福祉課</p>

事業・内容	問合せ先
(9) 公共料金、税金等の減免 ・ JR旅客運賃の割引 身体障がい者手帳又は療育手帳を提示して割引乗車券を購入してください (バスについては、距離制限はありません)。	J R各駅、乗車券販売窓口

対象者	第1種障がい者		第2種障がい者		
	障がい者が単独で乗車	障がい者が介護者とともに乗車	障がい者が乗車	12歳未満の障がい者が介護者とともに乗車	
乗車券類の種類	普通乗車券	障がい者：5割引 (片道101km以上)	障がい者：5割引 介護者：5割引	障がい者：5割引 (片道101km以上)	
	定期乗車券		障がい者：5割引 ※1、※2 介護者：5割引 ※3		介護者：5割引 ※3
	回数乗車券 (特別急行回数乗車券を除く) 普通急行券 (特別急行券を除く。)		障がい者：5割引 介護者：5割引		

※1 自動車定期乗車券については3割引

※2 小児定期乗車券については割引なし

※3 自動車定期乗車券については3割引(ただし、通勤定期乗車券のみ)

・ バス運賃の割引 路線バスの場合 ⇒ 料金を支払う際に障がい者手帳※を提示してください。 乗車券、定期乗車券を購入する場合 ⇒ 発売窓口で障がい者手帳※を提示してください。	各バス会社
---	-------

対象者	第1種障がい者		第2種障がい者
	障がい者が単独で乗車	障がい者が介護者とともに乗車	
種類	乗車券(運賃)	障がい者：5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引) 介護者：5割引	障がい者：5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引)
	定期乗車券	障がい者：3割引 (12歳以上の障がい者) 介護者：3割引	障がい者：3割引 (12歳以上の障がい者)

※ 身体障がい者手帳、療育手帳又は写真が貼付された精神障がい者保健福祉手帳

事業・内容	問合せ先
<p>・タクシー運賃の割引 運賃・料金を支払う際に、身体障がい者手帳又は療育手帳を運転手に提示し、割引を受けてください。 (対象者) 身体障がい者手帳又は療育手帳を所持している人 (割引率) 運賃・料金の1割引</p>	各タクシー会社
<p>・航空旅客運賃の割引 航空券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。 (対象者) 障がい者(満12歳以上)とその介護者 ※各事業者によって割引率が異なります。また精神障がいにあつては写真入であること、搭乗日が手帳の有効期限内であること等の条件があります。必ず事前にご確認ください。 ※国際線は対象ではありません。</p>	各航空会社
<p>・有料道路通行料金の割引 通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路通行料金の50%以内が割引されます。ただし、事前に手帳へ必要事項の記載を受けることが必要です。また、ETCを利用する場合にも割引が適用されますが、事前の登録が必要です。 (対象者) ①障がい者自らが運転する場合⇒身体障がい者手帳を所持している人 ②介護者が運転する場合⇒第一種の身体・知的障がい者を同乗させている人 (申請に必要なもの) ・身体障がい者手帳又は療育手帳 ・自動者検査証又は軽自動車届出済証(ただし、個人名義のものに限る。) ・自動車検査証記録事項(令和5年1月以降に車検証を受け取った方) ・運転免許証(障がい者自らが運転する場合のみ) ※ETCご利用の場合は、以下の書類が併せて必要になります。 ・ETCカード(本人名義のもの(未成年者を除く。)) ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ※割賦又はリースにより自動車を利用中の場合、割賦契約書又はリース契約書が必要です。</p>	障がい福祉課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課 NEXCO西日本お客様センター ☎(0120)924-863 (06)6876-9031 有料道路ETC割引登録係 ☎(045)477-1233

事業・内容	問合せ先
<p>・ NHK放送受信料の減免 次のような場合には、NHK放送受信料の減免を受けることができます。 (対象者) 【全額免除】 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者が世帯構成員で世帯全員が市民税非課税の場合 【半額免除】 次のいずれかでNHKとの契約者である場合 ①身体障がい者(身体障がい者手帳1・2級、視覚障がい者、聴覚障がい者)が世帯主 ②重度の知的障がい者(療育手帳A)が世帯主 ③重度の精神障がい者(精神障がい者保健福祉手帳1級)が世帯主</p>	<p>N H K 岡山放送局営業部 ☎ (086)214-4740</p>
<p>・ NTT無料番号案内 目や上肢等が不自由な人、知的障がいや精神障がいを有している人で、次の人については、申請により無料で番号案内を利用できます。 (対象者) ①身体障がい者手帳の交付を受けた人で、次のいずれかの障がいのある人 ・ 視覚障がい1～6級 ・ 聴覚障がい2～6級 ・ 音声・言語・そしゃく機能障がい3～4級 ・ 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1～2級 ②療育手帳の交付を受けた人 ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた人</p>	<p>N T T ふれあい案内 ☎ (0120)104174 《受付時間》 土・日・祝日・年末年始を除く9～17時</p>
<p>・ 市営駐車場駐車料金の割引 障がい者が運転又は同乗する自動車を市営駐車場に駐車する場合、駐車料金を50%割引します。(倉敷市児島市民交流センター第1～第3駐車場は、100%割引) (対象者) 身体障がい者手帳1～2級の人 療育手帳Aの人 精神障がい者保健福祉手帳1級の人 (対象となる駐車場) ①倉敷市中央駐車場 ②倉敷市市営美観地区東駐車場 ③倉敷市水島東栄町駐車場 ④倉敷市市営駅前駐車場 ⑤倉敷市市営駅東駐車場 ⑥倉敷市市営あちてらす倉敷駐車場 ⑦倉敷市市営美観地区南駐車場 ⑧倉敷市児島市民交流センター第1～第3駐車場</p>	<p>①～⑦ 倉敷まちづくり株式会社 ☎697-6106 ⑧ 児島市民交流センター ☎474-8550</p>

事業・内容				問合せ先	
・所得税、住民税等の控除 心身に障がいがある人は、障がいの状況等によって、所得税、住民税、相続税及び贈与税等の控除が受けられます。					
種類	対象・条件		控除額		
			所得税	住民税 (市県民税)	
障がい者控除	本人又はその同一生計配偶者や扶養親族が障がい者の場合	●一般 (身体障がい者手帳3級以下・療育手帳B・精神障がい者保健福祉手帳2級以下等)	27万円	26万円	
		●特別障がい者 (身体障がい者手帳2級以上・療育手帳A・精神障がい者保健福祉手帳1級等)	40万円	30万円	
		●同居特別障がい者 (特別障がい者である同一生計配偶者や扶養親族が同居の場合)	75万円	53万円	
※障がい者控除対象者の認定…身体障がい者手帳等の交付を受けていない場合でも、身体又は精神に障がいのある65歳以上の人で、身体障がい者に準ずる人等(障がい者控除対象者)として福祉事務所長に認定された人は、所得税・市県民税の障がい者控除が受けられます。(詳細は41ページ参照)					
小規模企業共済等掛金控除	心身障がい者扶養共済制度の掛金	年間に支払った掛金(加入者負担金)	全額	全額	
非課税の範囲	前年分合計所得金額が135万円以下の障がい者		非課税		
所得金額調整控除	給与等の収入金額が850万円を超える人で、本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障がい者の場合		給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の10%相当額を給与所得金額から控除		
≪所得税、相続税、贈与税、消費税≫ 倉敷税務署 ☎422-1201 児島税務署 ☎472-2630 玉島税務署 ☎522-3121 ≪住民税≫ 市民税課 ☎426-3181 ≪事業税≫ 備中県民局税務部 ☎434-7012 ≪新マル優制度(預貯金利息の非課税)≫ 各金融機関					

事業・内容			問合せ先		
<p>・自動車税等の減免 申告によって自動車税種別割、軽自動車税種別割、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の減免が受けられる場合があります。</p>			<p>≪自動車税種別割≫ 岡山県備中県民局 税務部課税課 ☎434-7071</p>		
障がい区分		障がいの程度			
		本人が運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合		
身体障がい者手帳	視覚障がい	1～3級、4級の1	1～3級、4級の1		
	聴覚障がい	2級、3級	2級、3級		
	平衡機能障がい	3級	3級		
	音声機能障がい	3級（気管開口しているものに限る。）	3級（気管開口しているものに限る。）		
	上肢機能障がい	1級、2級	1級、2級		
	下肢機能障がい	1～6級	1～3級		
	体幹機能障がい	1～3級、5級	1～3級		
	脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（※1）	1級、2級（※1）	
		移動機能	1～6級	1～3級（※2）	
	内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）	1級、3級	1級、3級		
免疫、肝臓機能障がい	1～3級	1～3級			
療育手帳		A（最重度、重度）	A（最重度、重度）		
精神障がい者保健福祉手帳		1級でかつ自立支援医療費の支給認定を受けていること。（軽自動車税種別割については1級のみ。）	1級でかつ自立支援医療費の支給認定を受けていること。（軽自動車税種別割については1級のみ。）		
<p>（※1）一上肢のみに運動機能障がいがあるものを除く。 （※2）3級のうち一下肢のみに運動機能障がいがあるものを除く。 ◎上記のほか、上肢機能障がい3級と下肢機能障がい4級を併せ持つ場合、特例的に減免の対象になることがあります。</p>					
<p>≪対象となる自動車等≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者本人が所有する車（普通車、軽自動車、自動二輪車、原動機付自転車のうち1台。） ・生計を一にする者が所有する車（ただし、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、18歳未満で身体障がい者手帳を有する人に限る。） <p>◆この他にも、8ナンバーの特種用途自動車で自動車検査証に「車いす移動車」「身体障がい者輸送車」「入浴車」の記載があるもの、又は福祉車両で一定の基準に該当するものについては、申請により減免される場合があります。</p>					
			<p>≪軽自動車税種別割≫ 税制課 ☎426-3175</p> <p>≪自動車税環境性能割≫ 岡山県備前県民局 税務部分室 自動車審査班 ☎(086)286-8770</p> <p>≪軽自動車税環境性能割≫ 岡山県備前県民局 税務部久米分室 ☎(086)245-6200</p>		

4 高齢者福祉

(1) 在宅サービス

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先																
・生活支援ショートステイ事業 虐待を受ける等、家庭内で生活することが困難な状況になった高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、その高齢者を短期間、養護老人ホームにおいて保護します。	家庭内で生活することが困難な状況で、一時的に養護する必要がある高齢者 (利用者負担あり)	印鑑	福祉援護課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課																
・給食サービス 援護を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、栄養のバランスに配慮した給食サービスを実施します。 (利用者負担) 1食 380円 週7回以内の昼食	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者 高齢者のみの世帯 障がい者手帳を所持する人 昼間ひとり暮らし又は高齢者のみになる人 	アセスメントが必要	健康長寿課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課																
・住宅改造費の助成 (81ページ参照)																			
・緊急通報装置の設置 ひとり暮らし高齢者等に急病火災等の緊急事態が発生した場合の迅速な対応と日常生活における不安感の解消を図ります。 (生計中心者の所得により一部負担必要)	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上のひとり暮らし高齢者 ねたきり高齢者等を抱える高齢者のみの世帯 ひとり暮らしの重度身体障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 民生委員の証明 	健康長寿課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課																
・日常生活用具の給付 ねたきり高齢者等に対し日常生活用具の給付を行います。種目及び対象者は下記のとおりです。 (一部負担必要、生計中心者の前年分所得税課税状況により対象にならない場合があります。)	概ね65歳以上で下記に該当する人	<ul style="list-style-type: none"> 登録業者の見積書 民生委員の証明 	課																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沸器</td> <td rowspan="4">ねたきり高齢者</td> </tr> <tr> <td>入浴担架</td> </tr> <tr> <td>洗髪器</td> </tr> <tr> <td>寝具類</td> </tr> <tr> <td>電磁調理器</td> <td rowspan="3">ひとり暮らし高齢者</td> </tr> <tr> <td>ガス漏れ報知器</td> </tr> <tr> <td>電子レンジ</td> </tr> <tr> <td>火災警報器</td> <td rowspan="2">ねたきり高齢者又はひとり暮らし高齢者</td> </tr> <tr> <td>自動消火器</td> </tr> <tr> <td>老人手押車</td> <td>高齢者</td> </tr> </tbody> </table>				種目	対象者	湯沸器	ねたきり高齢者	入浴担架	洗髪器	寝具類	電磁調理器	ひとり暮らし高齢者	ガス漏れ報知器	電子レンジ	火災警報器	ねたきり高齢者又はひとり暮らし高齢者	自動消火器	老人手押車	高齢者
種目	対象者																		
湯沸器	ねたきり高齢者																		
入浴担架																			
洗髪器																			
寝具類																			
電磁調理器	ひとり暮らし高齢者																		
ガス漏れ報知器																			
電子レンジ																			
火災警報器	ねたきり高齢者又はひとり暮らし高齢者																		
自動消火器																			
老人手押車	高齢者																		
・車いすの貸出し (21ページ参照)																			

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・入浴券の支給 低所得で家庭に入浴設備がない人に公衆浴場の入浴券を支給します。 (給付枚数) 月5枚	65歳以上で自宅に入浴設備がない人で市民税が均等割課税額以下の世帯に属する人	民生委員の証明	健康長寿課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
・はり・きゅう施術券の支給 運動器疾患及び末梢神経疾患により、はり・きゅうの施術が必要な人が、市が指定する施術所で施術を受ける場合、施術費の一部を助成します。 (自己負担金) 500円/回 ただし、施術内容により追加料金が発生する場合があります。 (給付枚数) 年24枚(上限) 月4枚まで利用可	市内に住所を有する満70歳以上の人 ※施術券交付決定を受けた月により、施術券枚数が異なります。	申請書(市が指定する施術担当者の意見書が必要)	
・紙おむつ等購入費の助成 おむつ等の購入費の一部を助成します。 (助成額) ①の場合 おむつ等の購入費の8割で、年30,000円限度 ②の場合 おむつ等の購入費のうち年75,000円限度 ※決定を受けた月により、助成額が異なります。	①在宅の65歳以上のねたきり又は認知症高齢者及び18歳以上の重度身体障がい者の介護者(市内に住所を有する介護者がいない場合は、ねたきり高齢者等本人)で、その生計中心者が所得税非課税の人 ②介護保険制度で要介護4又は5と認定された者の介護者(市内に住所を有する介護者がいない場合は、ねたきり高齢者等本人)で、その生計中心者が市民税非課税の人 ※購入前にご相談下さい。	①の場合 ・印鑑 ・振込先がわかるもの ②の場合 ・業者の見積書(ケアマネジャーの意見欄あり) ・委任状	
・理美容サービス利用券の支給 理容所又は美容院において理美容を受けることが困難な在宅のねたきり高齢者等が、市の指定する理美容担当者から理美容サービスを受ける場合、その費用の一部を助成します。 ※自己負担金あり (助成額) 1,362円/回 (自己負担金) 1,362円/回 (給付枚数) 年6枚(上限)	介護者が、介護手当を受給している者 ※利用券交付決定を受けた月により、利用券枚数が異なります。	申請書	

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・介護手当の支給 ねたきり高齢者等を在宅で介護している人に対し、手当を支給します。 (支給額) 年額 40,000円 (家族介護慰労金との重複は不可)	市内に6か月以上住所を有し、ねたきりや認知症の高齢者、又は20歳以上の重度心身障がい者、重度精神障がい者を在宅で6か月以上介護している人(医療機関や施設への入院・入所・ショートステイは在宅期間から除く。)	・申請書 ・医師の診断書 ・民生委員の調査表	健康長寿課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
・家族介護慰労金の支給 家庭で重度の要介護者を介護している家族に慰労金を支給します。 (支給額) 年額 100,000円 (介護手当との重複は不可)	①要介護認定の4又は5に該当する期間が1年以上あること ②申請日前1年間で介護保険のサービスを利用していないこと ③市民税の非課税世帯であること ④申請日前1年間で3か月以上の入院、入所をしていないこと ※以上の4つの条件をすべて満たす高齢者等を主として介護している家族	・申請書 ・医師の診断書 ・民生委員の調査表	
・在日外国人等高齢者福祉金の支給 (支給額) 月額 10,000円 (支給回数) 年3回(8月、12月、4月)	国民年金法制度上、老齢基礎年金の受給資格を得ることのできなかった外国人等の高齢者 ※支給要件の詳細についてはお問合せください。	申請書	
・高齢者年金の支給 (支給額) 年額 15,000円 (支給回数) 年2回(9月、3月)	市内に1年以上住所を有する国民年金法に定める老齢福祉年金の受給者	申請書	健康長寿課
・友愛訪問 ひとり暮らし高齢者及びねたきり高齢者等を定期的に訪問し、孤独感の解消に努めます。	市内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及びねたきり高齢者等	倉敷市社会福祉協議会 各事務所 倉敷 ☎434-3301 水島 ☎446-1900 児島 ☎473-1128 玉島 ☎522-8137 真備 ☎698-4883	

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・生活支援ホームヘルプサービス 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等の高齢者に対し、ホームヘルパーによる日常生活に対する指導・支援を実施し、要介護状態への進行を予防します。 (自己負担金) 1時間あたり 210円 生活保護世帯は無料</p>	<p>市内(船穂町の区域を除く。)に住所を有する65歳以上の高齢者で、日常生活において何らかの支援が必要と認められる人</p> <p>※要介護認定の要介護・要支援に該当する人は除く。</p>	<p>申請書</p>	<p>健康長寿課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>
<p>・高齢者軽度生活援助員派遣 日常生活上の援助が必要である、ひとり暮らしの高齢者等に対し、軽度生活援助員による軽易な日常生活上の援助を実施し、在宅の高齢者の自立した生活の継続や要介護状態への進行を予防します。 (自己負担金) 1時間あたり 210円 生活保護世帯は無料</p>	<p>船穂町の区域内に住所を有する65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>①高齢者のみの世帯で、日常生活において援助が必要であると認められる人</p> <p>②昼間高齢者のみの世帯になり、日常生活において援助が必要であると認められる人</p> <p>※要介護認定の要介護・要支援に該当する人は除く。</p>	<p>申請書</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>・コミュニティタクシー利用者証の交付 障がいのある人や高齢者、介護保険の認定を受けている人に運賃の割引が受けられる、コミュニティタクシー利用者証を交付します。 (割引額) 1回あたり 100円</p> <p>令和6年4月1日からは、65歳以上であることが確認できる公的機関が発行した身分証明書(マイナンバーカード、運転経歴証明書、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証など)を提示した場合でも割引が受けられます。</p>	<p>市内に住所を有する人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>①65歳以上の人</p> <p>②要支援・要介護認定を受けている人</p> <p>③障がい福祉サービス受給者証及び自立支援医療受給者証(精神通院)のいずれかの交付を受けている人</p> <p>④身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所持している人</p>	<p>・6か月以内に撮影本人の、縦3cm×横2.4cmの顔写真</p> <p>・介護保険被保険者証(②の人)</p> <p>・当該受給者証(③の人)</p> <p>・障がい者手帳(④の人)</p>	

(2) 生きがい対策

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・ 生きがい対応型デイサービス事業 比較的元気なひとり暮らし高齢者等を対象に、老人福祉センター及び憩の家等において、生きがいや健康づくりに関する各種講座を実施します。 (原材料費等実費負担あり。)</p>	<p>市内に住所を有する概ね 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等で介護保険法の給付の対象とならない人</p>	<p>講座を実施する施設にて申込み</p>	<p>健康長寿課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>
<p>・ 老人クラブへの助成 老後の生活を豊かにするための老人クラブ活動に対し、活動費の一部を助成します。 (助成額) 4,170 円×活動月数</p>	<p>概ね 60 歳以上の人で構成される会員が 30 人以上の老人クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 会員名簿 ・ 印鑑 	
<p>・ 敬老記念品の贈呈 長寿を祝福するため、記念品等を贈ります。(88 歳到達者については、当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に満年齢を迎える人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満 100 歳到達の人 (誕生日頃に贈呈) ・ 88 歳到達の人 (9 月中に贈呈) 		<p>健康長寿課</p>
<p>・ ゲートボール場設置助成 老人クラブが高齢者の地域社会における仲間づくりと健康保持を図るためゲートボール場を設置する場合、その整備費の一部を助成します。 (助成内容) ・ 仮設便所等の設置費を助成</p>	<p>単位老人クラブ ○仮設便所等設置の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 土地使用貸借契約書の写し ・ 付近見取図 ・ 仮設便所等の設置に係る用地の所有者の承諾書 ・ 現況写真 ・ 仮設便所等の設置経費見積書 ・ 誓約書 ・ 設置計画図 		

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・グラウンドゴルフ場設置助成 高年齢者の地域社会における仲間づくりと生きがいづくり、介護予防を図るため、老人クラブ等がグラウンドゴルフ場を設置する場合その整備費の一部を助成します。 (助成内容) ・グラウンドゴルフ場の新設に係る経費を助成 ・仮設便所等の設置費を助成</p>	<p>単位老人クラブ等 ○新設整備の場合 ・整備計画書 ・工事見積書 ・工事請負契約書の写し ・土地使用貸借契約書の写し ・付近見取図 ・コース計画図 ・土地に係る登記事項証明書及び公図 ・農地転用許可を証する書面又は農地転用の届出の受理通知の写し ・現況写真 ○仮設便所等の設置の場合 ・整備計画書 ・仮設便所等の設置経費見積書 ・土地使用貸借契約書の写し ・仮設便所等の設置に係る土地所有者の承諾書 ・誓約書 ・付近見取図 ・設置図 ・現況写真</p>		健康長寿課
<p>・公園等の清掃管理 公園清掃等の軽易な作業を行うことにより、高齢者の健康づくり、社会参加を促進します。 ※本事業は高齢者の生きがい対策事業として実施するもので、老人クラブ活動ではありません。</p>	市内に住所を有する 60 歳以上の人	一般公募 (広報くらしき 2月号に掲載)	
<p>・シルバー作品展 敬老週間の行事として、書・絵画・写真・木彫・陶芸・手芸等の作品展を開催しています。</p>	市内に住所を有する 60 歳以上の人	一般公募 (広報くらしき 7月号に掲載)	
<p>・シルバー人材センター 民間企業、一般家庭又は公共団体等から高齢者にふさわしい仕事を引き受け会員の希望と経験・能力に応じてその仕事を提供するための団体</p>	会員制 (市内に住所を有する健康で働く意欲のある 60 歳以上の人)	・印鑑 ・会費 (入会説明会・入会登録会への出席が必要)	シルバー人材センター ☎426-3318

(3) 施設サービス

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・老人ホームの入所 養護老人ホームへの入所 (所得により本人負担、扶養義務者負担あり) (市内の施設) 139ページ参照	居宅で養護を受けることが困難な 65歳以上の人	対象者によって必要なものが変わるので、事前に相談が必要	福祉援護課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
・市営住宅入居抽選時の優遇 (8ページ参照) ・市営住宅家賃の減免 (8ページ参照)			

(4) 障害者控除対象者認定

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
身体障がい者手帳等の交付を受けていない場合でも、介護認定の状況に基づいて、身体障がい者等に準ずる者(障害者控除対象者)として認定し、認定証を交付します。	身体又は精神に障がいのある65歳以上の人で、身体障がい者手帳等の交付を受けていない人 ※身体障がい者手帳3～6級の人については、介護認定の状況によって、身体障がい者手帳1・2級に準ずる者として特別障害者控除の認定を受けることができます。	申請書	健康長寿課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課

5 児童福祉

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
(1) 保育所等 ・ 保育所等への入所 保護者が仕事や病気等により児童を家庭保育できないとき、保護者に代わって保育所等で保育します。 生活保護・市民税非課税世帯のうち母子（父子）世帯等は一部減免あり。	家庭以外での保育を必要とする小学校就学前児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書 ・ 保育を必要とすることがわかる書類（就労証明書等） 	保育・幼稚園課 各保育園又は各支所へ 倉敷地区 …保育・幼稚園課
・ 延長保育 保育所等に通所中の児童について、保育時間を延長します。 生活保護・市民税非課税世帯のうち母子（父子）世帯等は一部減免あり。	保育所等における保育時間の延長を必要とする児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 	水島地区 …水島保健福祉センター福祉課 児島地区 …児島保健福祉センター福祉課
・ 一時保育 保護者が就労、傷病、リフレッシュ等により一時的に保育が必要となったとき、保育所、認定こども園で保育します。（利用限度：週3日以内かつ月15日以内） 利用料 日額 2,000円 半日 1,300円 （飲食費300円を含む。） 生活保護・市民税非課税世帯のうち母子（父子）世帯等は一部減免あり。	保育所等を利用していない小学校就学前児童で、保護者の就労、傷病、リフレッシュ等により一時的に保育を必要とする児童 （ただし、幼稚園、認定こども園利用の1号認定児は一部利用可能）		玉島・船穂地区 …玉島保健福祉センター福祉課 真備地区 …真備保健福祉課
・ 休日保育 休日（日曜日・祝日）に保護者が就労、傷病等で家庭保育できない場合、保育所、認定こども園で保育します。 利用料（弁当持参） 3歳未満児 2,200円 3歳以上児 1,800円	小学校就学前児童で、休日に保護者の就労等により保育を必要とする児童		
・ 病児・病後児保育 病気のため集団保育が難しい児童を家庭保育できないとき、実施施設で一時的に預かります。病児保育の広域利用の実施により他市町の施設も利用可能（市内実施施設の場合） 利用料 日額 2,500円 利用料 日額 2,000～2,500円 （他市町の施設の場合） 生活保護・市民税非課税世帯のうち母子（父子）世帯等は一部減免あり。	病気のため集団保育が困難かつ家庭での保育ができない児童（小学校6年生まで。） ※他市町の場合、小学校3年生までの施設あり。		保育・幼稚園課 各実施施設

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・派遣型一時保育 保護者の傷病・出産等により緊急かつ一時的に保育が必要な児童の自宅に保育士等を派遣します。 利用料 4時間まで 1,500円 4時間以上 3,000円 生活保護・市民税非課税世帯のうち母子（父子）世帯等是一部減免あり。</p>	<p>保護者の傷病・出産等により一時的に保育が必要な児童</p>	<p>・申請書</p>	<p>保育・幼稚園課 小ざくら地域子育て支援センター</p>
<p>(2)地域子育て支援 ・ファミリー・サポート・センター事業 「子育ての援助を受けたい人」を依頼会員、「子育ての援助を行いたい人」を提供会員とし、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かり、小学校・児童クラブの迎え及び帰宅後の預かりのほか、子どもが軽度の病気の場合等に相互援助活動を行っています。 ※原則として子どもの宿泊は行いません。</p>	<p>(サポート対象) 0歳～小学6年生(依頼会員) ・0歳～小学6年生の子どものいる人 ・市内在住又は勤務地が市内にある子どもを持つ人(提供会員) 倉敷市在住で子どもを預かることができる人等</p>		<p>くらしき健康福祉プラザ 倉敷ファミリー・サポート・センター ☎435-5678</p>
<p>・地域子育て支援拠点事業 子育て親子が自由に集い楽しめる機会を提供し、交流や仲間づくりの支援を行うとともに、不安や悩みなど、子育て等に関する相談、援助を実施します。 ・実施場所：市内21か所(週3日以上開設)</p>	<p>子育て親子（概ね0～3歳児とその保護者）</p>		<p>子育て支援課 各地域子育て支援拠点</p>
<p>・利用者支援事業 妊娠中や子育て中の家庭の悩み・困りごとについて、保育士などの資格を持つ専門相談員と一緒に考えたり、支援サービスや関係機関と連携し、寄り添いながら継続的な支援を行います。</p>	<p>妊婦、18歳未満の子どもを持つ保護者や家族</p>		<p>子育て支援課 くらしき健康福祉プラザ 倉敷市子育て支援センター ☎434-9870</p>
<p>・子育て広場 乳幼児とその保護者が地域の幼稚園等を集まり、子ども同士を遊ばせたり、親同士が交流したりする場を提供し、交流や仲間づくりの支援を行うとともに、不安や悩みなど、子育て等に関する相談、援助を実施します。 ・実施場所：市内10か所(年間28回程度開催)</p>	<p>乳幼児とその保護者</p>		<p>子育て支援課</p>

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・子育てサロン推進事業</p> <p>子育て親子（概ね0～3歳児とその保護者）が自由に集い、交流や仲間づくりを行う場を公共施設等を活用して設置・運営する団体に補助金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立補助 上限3万円 ・活動補助 <ul style="list-style-type: none"> 年間経費 年額2万円以内 活動経費 実施回数×2,000円以内、上限年額4万円 <p>※三世代交流を行う場合は別途加算あり</p>	<p>地域の子育て支援に意欲を持ち、市内に活動拠点を置く団体</p>	申請書	子育て支援課
<p>・児童館</p> <p>0歳から18歳までの児童に健全な遊びと遊び場を提供し、個別的・集団的な遊びの指導を行い、児童の心身の健康を増進して、情操豊かな児童を育てます。</p> <p>地域組織活動（母親クラブ）を中心に地域住民や関係機関と連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館 5か所 ・児童センター 1か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～18歳の児童及び保護者 ・子育て支援に係る団体等 		子育て支援課 各児童館・児童センター
<p>・母親クラブ</p> <p>児童館・児童センターを拠点として、行事や遊びに関わり、子育てを応援するとともに、児童の事故防止活動や3世代間の交流文化活動等を行います。</p>	<p>地域の児童健全育成に関心のある母親等</p>		
<p>・産後ヘルパー</p> <p>出産後、家事・育児が困難なときに、家庭に保育士等のヘルパーを派遣します。（派遣期間：出産後1年以内）</p> <p>利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1時間 800円 2時間 1,600円 <p>病院の付き添い等の場合は4時間まで（生活保護・市民税非課税世帯のうち母子世帯等は無料）</p>	<p>核家族の家庭等で出産後、家事・育児が困難な産婦</p>	申請書	<p>子ども相談センター</p> <p>児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター福祉課各実施施設</p>
<p>・養育支援訪問事業</p> <p>養育支援が必要な家庭へ、助産師等の資格を持つ養育支援訪問指導員が訪問し、支援を行います。</p>	<p>出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育支援が必要な家庭</p>		<p>子ども相談センター</p> <p>倉敷・児島・玉島・水島・真備保健推進室</p>
<p>・子育て支援短期利用（ショートステイ）</p> <p>保護者が疾病等により一時的に養育が困難となったとき、7日以内を原則として児童福祉施設で養育します。</p> <p>○利用料</p> <p>所得により 1,000円～5,350円/人日（生活保護・市民税非課税世帯のうち、母子世帯等は500円/人日）</p>	<p>一時的に家庭での養育が困難となった児童</p>	申請書	<p>子ども相談センター</p> <p>児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター福祉課</p>

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先																					
(3) 児童の健全育成 ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 昼間、仕事等のため保護者がいない家庭の小学生に対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業日に小学校の余裕教室等を利用して、遊びや生活の場を提供します。	小学校1～6年の留守家庭児童等	各児童クラブ運営事業者	子育て支援課																					
(4) 医療 ・子ども医療費の給付 子どもが医療保険各法による医療給付を受けた場合の自己負担分を給付します。ただし、高額療養費・附加給付金等が支給される場合は、その額を控除します。	通院・入院とも中学校3年生まで	健康保険証	医療給付課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター国保介護課																					
(5) 手当・年金等の支給 ・児童手当の給付 中学校修了前までの子どもの養育者に対して支給します。 (所得制限あり) <table border="1" data-bbox="199 891 702 1205"> <thead> <tr> <th>扶養親族の人数</th> <th>① 所得制限限度額</th> <th>② 所得上限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>622万円</td> <td>858万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> <td>896万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> <td>934万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>736万円</td> <td>972万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> <td>1,010万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>812万円</td> <td>1,048万円</td> </tr> </tbody> </table> (手当の額) 3歳未満 月額15,000円(一律) 3歳以上小学校修了前 第1・2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 ① 所得制限限度額以上の世帯 月額5,000円(一律) ② 所得上限限度額以上の世帯 手当の支給なし (R4.10月支給分から) 年3回：6、10、2月に支給 現況届の提出が必要(6月) ※受給者の現況を公簿等で確認できる場合、現況届の提出は原則不要。	扶養親族の人数	① 所得制限限度額	② 所得上限限度額	0人	622万円	858万円	1人	660万円	896万円	2人	698万円	934万円	3人	736万円	972万円	4人	774万円	1,010万円	5人	812万円	1,048万円	15歳に達した年度の3月末までの児童	<ul style="list-style-type: none"> 申請者(養育者)の健康保険証 申請者(養育者)名義の口座情報 	子育て支援課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課
扶養親族の人数	① 所得制限限度額	② 所得上限限度額																						
0人	622万円	858万円																						
1人	660万円	896万円																						
2人	698万円	934万円																						
3人	736万円	972万円																						
4人	774万円	1,010万円																						
5人	812万円	1,048万円																						
<ul style="list-style-type: none"> 遺児教育年金の給付 (51ページ参照) 遺児激励金の給付 (51ページ参照) 児童扶養手当の給付 (51ページ参照) 特別児童扶養手当の給付 (29ページ参照) 児童福祉年金の給付 (29ページ参照) 																								

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
(6) 児童養護施設・助産施設等 ・ 養護施設・乳児院への入所 児童・乳児・幼児を養護施設へ入所させ、養護及び自立を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者のいない児童・乳児・幼児 ・ その他環境上養護を要する児童・乳児・幼児 ・ 児童相談所長が必要と認めた児童・乳児・幼児 		子ども相談センター 児島・玉島(真備保健福祉課含む。)・水島各保健福祉センター福祉課 倉敷児童相談所 ☎421-0991
・ 助産施設への入所 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産施設での出産に必要な費用の一部を助成します。 (所得制限あり)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊婦(生活保護・市民税非課税世帯等) ※所得に応じた一部負担金が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ およこ健康手帳 ・ 健康保険証 ・ 申請者及び世帯員のマイナンバー 	子ども相談センター 児島・玉島(真備保健福祉課含む。)・水島各保健福祉センター福祉課
・ 母子生活支援施設 18歳未満の子を有する配偶者のいない女性が、生活の自立向上を図るために入所します。	児童の福祉に欠ける母子家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本 ・ 健康診断書 ・ 申請者及び世帯員のマイナンバー 	

事業・内容	問合せ先
(7) 児童に関する相談 ・ 家庭児童相談事業 0～18歳までの児童とその家庭を対象として、しつけ・性格・生活習慣・言語・登校拒否・養護・心身障がい等の子育てに関する相談に対応します。	子ども相談センター ☎426-3330 家庭児童相談室 ☎倉敷 426-3366 ☎児島 473-1119 (児島社会福祉事務所内) ☎玉島 522-8118 (玉島社会福祉事務所内) ☎水島 446-1114 (水島社会福祉事務所内) ☎真備 698-5114 (真備保健福祉課内) ※玉島は水曜日を除く。真備は水曜日のみ。
・ こども電話相談事業 児童虐待の早期発見、早期対応のために「こどもあいカード」を市内小学生に配布し、子どもからの電話相談を専任相談員が受けます。	子ども相談センター 家庭児童相談室 フリーダイヤル ☎0120-15-1155
・ 児童虐待相談対応事業 児童家庭相談について、住民等から児童虐待通告や相談を受け、児童相談専門員が対応します。	子ども相談センター

事業・内容	問合せ先
<p>・ こんにちは赤ちゃん訪問事業</p> <p>生後4か月までの乳児のいる、市内の全家庭に保育士等の資格を持つ訪問員が絵本を持って訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。</p>	<p>子ども相談センター</p>
<p>・ 赤ちゃん相談ダイヤル事業</p> <p>子育てについての様々な不安や悩みを持つ乳幼児のいる保護者等からのフリーダイヤルによる相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。</p>	<p>子ども相談センター フリーダイヤル ☎0120-21-4152</p>
<p>・ 赤ちゃんの駅事業</p> <p>赤ちゃん連れの家族が安心して外出を楽しむことができるように、おむつ替えや授乳等で気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するとともに、その所在を広く周知することにより、安心して外出を楽しめる環境づくりを推進します。</p>	<p>子育て支援課</p>

6 母子・寡婦・父子福祉

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
(1)生活支援 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 (公益社団法人 倉敷市シルバー人材センターに委託) 母子・父子家庭等が就業等の自立のために必要な事由、及び疾病等の理由により、一時的に生活援助が必要な場合、又は生活環境の激変により日常生活を営むのに支援が必要な場合に家庭生活支援員の派遣を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭 父子家庭 寡婦 (市民税非課税世帯であること。)	申請書	子育て支援課 児島・玉島(真備保健福祉課除く)・水島各保健福祉センター福祉課
・自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母、父子家庭の父に就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費の一部について給付金を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母、父子家庭の父 (児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 その他 	
・高等職業訓練促進給付金事業 母子家庭の母、父子家庭の父が経済的自立に効果の高い資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合、給付金を支給します。 ※一部6月以上の修業を含む 支給期間 申請月から(上限4年) 支給額 市民税非課税世帯 月額 100,000円 市民税課税世帯 月額 70,500円 修学期間の最後の1年間のみ増額となります。			
・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合、その費用の一部について、給付金を支給します。			
・養育費確保推進事業【新】 養育費の確保を推進するため、公正証書作成等にかかる必要な費用を補助します。※上限30,000円			
・公共的施設内への売店設置 公共的施設内での新聞、書籍、たばこ等の販売の申請があったときは、許可するよう務めています。	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母 寡婦 母子福祉団体 身体障がい者 		当該施設
・市営住宅入居抽選時の優遇 (8ページ参照) ・市営住宅家賃の減免 (8ページ参照)			

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・ 事業開始資金 事業を開始するのに必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 母子・父子福祉団体 ・ 寡婦 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 戸籍謄本 ・ その他 	子育て支援課 児島・玉島（真備保健福祉課除く。）・水島各保健福祉センター福祉課
・ 事業継続資金 事業を継続するのに必要な資金を貸し付けます。			
・ 修学資金 修学に必要な経費を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の児童 ・ 父子家庭の児童 ・ 父母のいない児童 ・ 寡婦が扶養している子 		
・ 技能習得資金 知能技能を習得するのに必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 		
・ 修業資金 知識技能を習得するのに必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の児童 ・ 父子家庭の児童 ・ 父母のいない児童 ・ 寡婦が扶養している子 		
・ 就職支度資金 就職に際し必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母又は児童 ・ 父子家庭の父又は児童 ・ 父母のいない児童 ・ 寡婦 		
・ 医療介護資金 医療又は介護を受けるのに必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） ・ 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） ・ 寡婦 		
・ 生活資金 技能習得期間若しくは医療及び介護サービスを受けている期間中の生活の維持に必要な資金、配偶者のない女子（男子）となって間もない者の自立意欲の促進と生活安定を図るのに必要な資金、児童扶養手当受給者相当まで収入が減少した者（児童扶養手当受給者を除く）の生活を安定・維持するのに必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦（児童扶養手当受給者相当まで収入が減少した者に対する生活資金を除く。） 		
・ 住宅資金 住宅を補修、保全、改築、増築又は建設、購入するのに必要な資金を貸し付けます。			

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・転宅資金 住居を移転するための住宅の賃借に必要な資金を貸し付けます。		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・戸籍謄本 ・その他 	子育て支援課 児島・玉島（真備保健福祉課除く。）・水島各保健福祉センター福祉課
・就学支度資金 小学校、中学校、高等学校、大学等への入学に際し必要な資金 事業開始、就職に必要な知識技能を習得するための施設への入所に際し必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養している子 		
・結婚資金 扶養している児童(子)の婚姻に際し必要な資金を貸し付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦が扶養している20歳以上の子 		

※生活福祉（3～9ページ）も参照

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先															
<p>(3)医療・手当・年金</p> <p>・ひとり親家庭等医療費の給付</p> <p>ひとり親家庭等医療費受給資格者が医療保険各法による医療給付を受けた場合の自己負担分又は他の公費による一部負担金から、総医療費の1割(一部負担金)を差し引いた額を給付します。ただし、高額療養費・附加給付金等が支給される場合はその額を控除します。</p> <p>1か月あたりの一部負担金限度額あり。</p> <p>【一部負担金限度額】</p> <table border="1" data-bbox="177 562 743 826"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>外来</th> <th>外来+入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+1%</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>2,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>1,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・所得区分は、受給資格者と同一医療保険に加入する者又は同一生計者の所得等によって判定</p> <p>・限度額を超えた場合は、申請により給付</p>	所得区分	外来	外来+入院	一定以上	44,400円	80,100円+1%	一般	12,000円	44,400円	低所得Ⅱ	2,000円	12,000円	低所得Ⅰ	1,000円	6,000円	<p>・ひとり親家庭の親及び児童</p> <p>・父母のいない児童及びその児童を養育している配偶者のいない者(児童は18歳未満。ただし、高等学校等に在学中の人は、20歳に達する日の属する年度末まで)</p> <p>※いずれも前年の所得税が非課税等の人に限る。</p>	<p>・健康保険証(請求者と児童のもの、及び同じ医療保険に加入する人全員分)</p> <p>・戸籍謄本</p> <p>・在学証明書又は学生証(18歳以上で高等学校等に在学中の人)</p> <p>・所得課税証明書(転入者)</p>	<p>医療給付課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>
所得区分	外来	外来+入院																
一定以上	44,400円	80,100円+1%																
一般	12,000円	44,400円																
低所得Ⅱ	2,000円	12,000円																
低所得Ⅰ	1,000円	6,000円																
<p>・児童扶養手当の給付</p> <p>父又は母がいないか、それと同様の状態にある家庭において、児童を監護している親又は養育者に支給します。</p> <p>第1子 月額45,500円～10,740円 第2子 月額10,750円～5,380円加算 第3子以降 1人につき月額6,450円～3,230円加算(年6回：1、3、5、7、9、11月に支給)</p> <p>※所得制限により支給額に変動があり、全額支給停止となる場合もあります。</p> <p>※公的年金等を受給している場合は、年金額との差額の手当を支給します。</p>	<p>18歳に達した年度の3月末までの児童又は20歳未満で心身に障がいのある児童</p>	<p>・住民票(市外の人のみ・世帯全員)</p> <p>・戸籍謄本</p> <p>・本人(養育者)名義の口座情報</p> <p>・年金手帳</p> <p>・その他必要に応じて民生委員の証明書等</p>	<p>子育て支援課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>															
<p>・遺児教育年金の給付</p> <p>父又は母と死別した義務教育就学中児童の養育者に支給します。</p> <p>児童1人につき 月額 1,500円(年2回：9、3月に支給)</p>	<p>義務教育就学中の遺児</p>	<p>・学校長の証明</p> <p>・戸籍謄本(死亡時に倉敷市以外に住民登録があった人)</p>																
<p>・遺児激励金の給付</p> <p>保護者と死別した義務教育修了前児童の養育者に支給します。(児童1人につき)</p> <p>①入学激励金 10,000円(小、中学校入学時)</p> <p>②卒業激励金 10,000円(中学校卒業時)</p> <p>③保護者死亡見舞金 10,000円(義務教育就学中)</p>	<p>義務教育修了前の遺児(生活保護世帯、又は生活保護世帯に準じる生活状況の世帯に限る。)</p> <p>※理由発生から2年以内に申請のこと。</p>		<p>子育て支援課</p>															

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先								
<p>(4) 税・公共料金の減免</p> <p>・ 税の控除</p> <p>寡婦控除</p> <table border="0" data-bbox="236 309 628 383"> <tr> <td>住民税所得控除額</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>所得税所得控除額</td> <td>27 万円</td> </tr> </table> <p>ひとり親控除</p> <table border="0" data-bbox="236 423 628 497"> <tr> <td>住民税所得控除額</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>所得税所得控除額</td> <td>35 万円</td> </tr> </table>	住民税所得控除額	26 万円	所得税所得控除額	27 万円	住民税所得控除額	30 万円	所得税所得控除額	35 万円	<p>(寡婦) 次のいずれかに該当する人</p> <p>①夫と離婚した後再婚していない人で、子以外の扶養親族を有する合計所得金額 500 万円以下である人</p> <p>②夫と死別後再婚していない人や、夫が生死不明の人で、合計所得金額が 500 万円以下である人</p> <p>(ひとり親) 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等 48 万円以下)を有する合計所得金額が 500 万円以下である人</p> <p>※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外とされます。</p>	<p>「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を支払者に提出し「寡婦」又は「ひとり親」に該当する旨を申告する。</p> <p>「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」又は「市民税・県民税申告書」を提出し、「寡婦」又は「ひとり親」に該当する旨を申告する。</p>	<p>市民税課 ☎426-3181 所得税は税務署</p>
住民税所得控除額	26 万円										
所得税所得控除額	27 万円										
住民税所得控除額	30 万円										
所得税所得控除額	35 万円										
<p>・ 公共料金の割引</p> <p>通勤定期乗車券の割引 JRを利用して通勤する場合、3割を割り引きます。</p>	<p>児童扶養手当を受給している世帯員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真 ・ 児童扶養手当証書 ・ 通勤証明書 	<p>子育て支援課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター福祉課</p>								

事業・内容	問合せ先
<p>(5)ひとり親に関する相談</p> <p>・ひとり親の相談</p> <p>ひとり親の生活全般に関する相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付等を通じて自立の支援を行います。</p>	<p>母子・父子自立支援員</p> <p>倉敷（子育て支援課） ☎426-3358</p> <p>各保健福祉センター福祉課</p> <p>水島 ☎446-1114</p> <p>児島 ☎473-1119</p> <p>玉島（真備保健福祉課含む。） ☎522-8118</p>

7 国民健康保険

(1) 国民健康保険（国保）に加入する人

職場の健康保険（健康保険や共済保険等）に加入している人や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人等を除いて、倉敷市に住んでいる人は全て倉敷市の国保の加入者（被保険者）になります。

国保に加入すると1人に1枚の「国民健康保険被保険者証」（保険証）が交付されます。

※令和6年12月2日より保険証は発行されなくなります。更新後の保険証については、12月以降も記載内容に変更がなければ、有効期限までご使用いただけます。

※令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、倉敷市に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

(2) 70歳以上の人の保険証

70歳以上の人は、医療機関等の窓口での自己負担割合が2割、3割とそれぞれ異なります。75歳になるまでは自己負担割合が記載された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

○対象となる時

70歳の誕生日の属する月の翌月から対象になります。ただし、月の初日が誕生日の人はその月からになります。

○3割負担の人

国保に加入している70歳以上の被保険者で課税所得145万円以上の人がある世帯の人

国保に加入している被保険者（19歳から74歳）及び擬制世帯主に未申告の人がある世帯の人

○2割負担の人

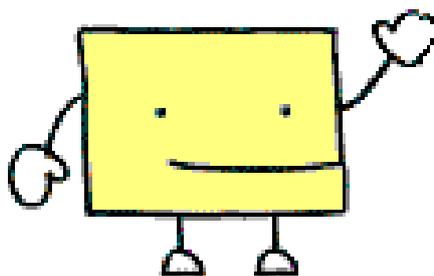
上記以外の人

※世帯の状況により、負担割合が変わる場合があります。

(3) 義務教育（小学校）就学前

義務教育（小学校）就学前の人は、6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで医療機関等の窓口での一部負担金が2割になります。

※中学生までの入通院は、子ども医療費助成により無料です。



こくほくん

(4) 加入・脱退の届け出

次のような場合には、国保への届け出が必要です。世帯主は14日以内に必ず届け出ましょう。

受付窓口：本庁・支所 市民課（係）

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	おやこ健康手帳
国保を脱退	他の市区町村へ転出するとき	保険証

受付窓口：国民健康保険課、児島・玉島・水島保健福祉センター国保介護課、真備保健福祉課、船穂支所市民税務係、庄、茶屋町支所市民係

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の健康保険をやめたとき	会社等の健康保険をやめた証明書
	他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない証明（健康保険資格喪失証明）
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国保を脱退	他の健康保険に加入したとき	加入した健康保険証（若しくは健康保険に加入したことを証明するもの）、国保の保険証
	他の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書、保険証
その他	保険証をなくしたか、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証
	修学のため転出するとき	在学証明等の証明書、保険証

※ 全ての届け出には、届出人の身分を証明するものと、世帯主及び対象者のマイナンバーがわかるものが必要です。

※ 同一世帯以外の方が届け出をされる場合は、委任状が必要です。

(5) 国民健康保険料

保険料は、国保加入者が病気やケガの治療を受けたときの医療費等の支払いに充てる大切な財源です。

① 納付義務者

保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、家族のだれかが国保に加入していれば、世帯主が納付義務者になります。

② 保険料のしくみ

保険料は、他の市区町村から転入してきた月又は職場の健康保険等をやめた月から計算します。届け出をした月には関係なく、国保の資格が発生した月から計算し、届け出をした月の翌月以後から納めることとなります。もし届け出が遅れると最長2年間さかのぼって保険料を納めていただくこととなります。

40歳以上65歳未満の人は介護保険の第2号被保険者となりますので、医療分と後期高齢者支援金分の保険料に合わせて介護2号分保険料を納めることとなります。納める保険料は、年齢に応じて次のようになります。

- ア 40歳未満の人及び65歳以上75歳未満の人
医療分と後期高齢者支援金分の保険料を納めます。

医療分 ＋ 後期高齢者 支援金分	国保所得割額：国保被保険者の所得に応じて計算
	国保均等割額：国保被保険者の人数に応じて計算（未就学児は、1／2に減額）
	国保平等割額：全ての世帯で計算

- イ 40歳以上65歳未満の人
医療分・後期高齢者支援金分と介護2号分の合計額を保険料として納めます。

医療分 ＋ 後期高齢者 支援金分	国保所得割額 国保均等割額 国保平等割額	＋	介護 2号分	介護所得割額：第2号被保険者の所得に応じて計算
				介護均等割額：第2号被保険者の人数に応じて計算
				介護平等割額：第2号被保険者のいる世帯で計算

③ 保険料の納め方

世帯主あてに届いた納入通知書で、市役所や市指定の金融機関、コンビニエンスストアの窓口でのお支払いか、スマートフォン決済で納めていただく方法と口座振替による納付の方法があります。

また、国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料は、原則として年金からの天引きになります。

④ 後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置

75歳以上の人、後期高齢者医療制度に移行することに伴って同じ世帯の国保加入者の保険料が急に増えることがないように、国保被保険者の保険料について次のような軽減が受けられます。

- ア 75歳以上の人、後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が国民健康保険に引き続き加入することになる場合

(ア) 低所得者の軽減

保険料の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

(イ) 平等割の軽減

国保被保険者が1人となる場合には、5年間、平等割が半額になります。5年経過後の3年間は平等割の1/4が軽減されます。

※(イ)の軽減は介護2号分保険料には適用されません。

- イ 会社の健康保険等に加入していた75歳以上の人、後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が国民健康保険に加入する場合（国民健康保険に加入するには届出が必要です。）

新たに国民健康保険に加入し、保険料を納めることになった65歳以上75歳未満の人については、当分の間、所得割は賦課されず、均等割は資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り半額になります。またそのような人のみの世帯では、平等割も資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り半額になります。この減免を受けるには申請が必要です。

⑤ 非自発的理由（会社都合等）で退職された人の保険料負担等の負担軽減

次の全ての条件に該当する人は、最長2年間、国民健康保険料等の負担が軽くなる場合があります。雇用保険受給資格者証（※1）を持って受付窓口へ届け出てください。

- ・令和3年3月31日以降に退職
- ・退職時の年齢が65歳未満
- ・雇用保険受給資格者証（※1）の退職理由欄コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか

※1 雇用保険受給資格通知でも手続き可能です。

【軽減対象保険料】

退職日が令和3.3.31から令和4.3.30まで ⇒ 令和3、4年度分

※令和6年7月1日以降は、令和4年度分の保険料は変更出来ない場合があります。

離職日が令和 4. 3. 31 から令和 5. 3. 30 まで ⇒ 令和 4、5 年度分

離職日が令和 5. 3. 31 から令和 6. 3. 30 まで ⇒ 令和 5、6 年度分

【その他】高額療養費等においても自己負担限度額の区分が変わることがあります。

⑥ 産前産後期間の保険料軽減 **【新】**

出産（予定）月の前 1 か月と後 2 か月（多胎の場合前 3 か月と後 2 か月）の出産被保険者に係る所得割額と被保険者均等割額を減額します。

⑦ 保険料の減免

災害などで保険料の納付が困難なときは、申請により減免を受けることができる場合があります。事実を証明する書類を持って、納期限までに国民健康保険課、児島・玉島・水島保健福祉センター国保介護課（真備保健福祉課含む。）へご相談ください。

⑧ 保険料の滞納処分

保険料を特別な事情もなく滞納すると、差押等の滞納処分や、医療機関等で医療費を全額自己負担する資格証明書を交付されることがあります。

(6) 国民健康保険（国保）の給付

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・療養の給付</p> <p>医療機関等で保険証またはマイナ保険証を提示して医療を受けたとき、医療費の 3 割を自己負担すれば、残りは国保が負担します。ただし、義務教育（小学校）就学前は 2 割、70 歳以上は 2 割、70 歳以上で現役並み所得者は 3 割が自己負担となります。</p>	国保の加入者	医療機関等で国保の保険証またはマイナ保険証を提示	国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター国保介護課
<p>【保険証が使えないとき】</p> <p>次の場合は病気とみなされないのので、国保は使えません。</p> <p>① 正常な妊娠・出産、経済的理由による妊娠中絶</p> <p>② 健康診断・人間ドック、予防接種</p> <p>③ 美容整形、歯列矯正、軽度のわきが・しみ</p> <p>仕事上のけがや病気は、労災保険の対象となるか雇用主の負担になるため、国保は使えません。</p>			
<p>【交通事故にあったとき】</p> <p>交通事故等第三者の行為によってけがや病気をしたときには、国保が加害者に代わって一時的に医療費を立て替えることもできます。ただし、医療費は加害者が全額負担するのが原則のため、あとで国保が加害者に請求します。交通事故にあったら警察に届け出て、国保の窓口へ、事故証明書（後日でも可）を添付して「第三者行為による傷病届」を提出してください。</p>			
<p>【一部負担金の減免】</p> <p>災害や特別な事情によって生活が著しく困難になり、医療費の一部負担金（自己負担分）の支払いが困難になった場合は、申請により医療費の一部負担金を減額できる制度があります。国保担当窓口へご相談ください。</p>			

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・入院中の食事代 入院中の食事代は、診療にかかる費用とは別に定額自己負担が必要です。			国民健康保険課、児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター国保介護課
一般の国保加入者（住民税が課税されている世帯）		1食 460円	
住民税非課税世帯等の国保加入者 低所得者Ⅱ（70歳以上）	90日までの入院	1食 210円	
	90日を超える入院 （過去12か月の入院日数）	1食 160円 （91日目から）	
低所得者Ⅰ（70歳以上）		1食 100円	
令和6年6月1日より、食事代が変更となります。詳細は以下のとおりです。			
一般の国保加入者（住民税が課税されている世帯）		1食 490円	
住民税非課税世帯等の国保加入者 低所得者Ⅱ（70歳以上）	90日までの入院	1食 230円	
	90日を超える入院 （過去12か月の入院日数）	1食 180円 （91日目から）	
低所得者Ⅰ（70歳以上）		1食 110円	
療養病床に入院する65歳以上の人の食事代は以下のとおりです。			
現役並み所得者	1食 460円（420円）		
一般	1食 460円（420円）		
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	1食 210円		
低所得者Ⅰ	1食 130円		
※医療機関の施設基準等により、（420円）となる場合もあります。			
令和6年6月1日より、食事代が変更となります。詳細は以下のとおりです。			
現役並み所得者	1食 490円（450円）		
一般	1食 490円（450円）		
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	1食 230円		
低所得者Ⅰ	1食 140円		
※医療機関の施設基準等により、（450円）となる場合もあります。			
なお、療養病床に入院する65歳以上の人の1日あたりの居住費は以下のとおりです。			
・療養病床に入院する65歳以上の人の1日あたりの居住費			
	対象者	居住費	
A	B、C以外の者	1日につき370円	
B	厚生労働大臣の定める者※1 （指定難病者を除く）	1日につき370円	
C	指定難病者※2	1日につき0円	
※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）			
※2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者			

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・ 入院時食事療養費標準負担額減額認定証 申請により、減額認定証（低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を交付します。入院中の食事代は、上記の表を参照してください。</p>	住民税非課税世帯の国保加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 国保の保険証 ・ 世帯主及び対象者のマイナンバー 	
<p>・ 入院時食事療養費標準負担額の差額支給 やむを得ない理由で、減額認定証の交付申請又は減額認定証の提出ができなかった場合は、申請により、食事療養費の差額を払い戻します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 国保の保険証 ・ 明細のわかる領収書 ・ 世帯主の金融機関口座 ・ 世帯主及び対象者のマイナンバー 	
<p>・ 限度額適用認定証（70歳未満の人） 申請により、限度額適用認定証を交付します。医療機関等の窓口で提示することで、医療機関等での支払いが自己負担限度額（次ページの「1か月の自己負担限度額」）までですむようになります。 ただし、世帯合算による高額療養費は、申請が必要です。 ※住民税非課税世帯の人には、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。</p>	70歳未満の国保加入者で、保険料の滞納のない人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 国保の保険証 ・ 世帯主及び対象者のマイナンバー 	国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター国保介護課

※なお、【マイナ保険証】に対応した医療機関等でマイナンバーカードを使って受診すると、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先																								
<p>・ 高額療養費（70歳未満の人） 同じ人が同じ月内に同じ医療機関等で支払った一部負担金が、下記の「1か月の自己負担限度額」を超えていれば、申請により超えた額を高額療養費として支給します。 また、次の場合も申請ができます。</p> <p>【世帯合算】 1か月に同一世帯で一部負担金21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上が複数あり、その合計額が下記の「1か月の自己負担限度額」を超えた場合</p> <p>【多数該当】 同一世帯で過去一年間に高額療養費の該当が4回以上のときは、「4回目以降」の限度額を適用します。</p> <p>※「特定疾病療養受療証」をお持ちの人は、医療機関等の窓口で提示すれば、1か月の自己負担は、10,000円（70歳未満の人工透析を要する上位所得者の自己負担は、20,000円）までになります。</p>	<p>医療費の支払いが高額になった国保加入者（左の説明を参照してください）</p>	<p>・ 申請書 ・ 国保の保険証 ・ 領収書 ・ 世帯主の金融機関口座 ・ 世帯主及び対象者のマイナンバー</p>	<p>国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター国保介護課</p>																								
<p>高額療養費の計算方法</p> <p>① 1か月は、暦歴（1日～末日まで）で、計算します。 ② 同じ病院、診療所ごとに計算します。 ③ 入院と通院、歯科は、別々に計算します。 ④ 通院等の薬剤負担金は、その診療費に合算できません。 ⑤ 差額ベッド代や歯科の自由診療等は、対象となりません。 ⑥ 入院時の食事代も対象となりません。 ⑦ 診療を受けた月の翌月1日から2年を経過すると時効になり、請求できなくなります。</p>																											
<p>・ 1か月の自己負担限度額（平成27年1月から）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>3回目まで</th> <th>4回目以降（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>旧ただし書所得901万円超の世帯</td> <td>252,600円 医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>旧ただし書所得600万円超から901万円以下の世帯</td> <td>167,400円 医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>旧ただし書所得210万円超から600万円以下の世帯</td> <td>80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>旧ただし書所得210万円以下の世帯</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）過去12か月間に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。</p>						3回目まで	4回目以降（※1）	ア	旧ただし書所得901万円超の世帯	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	140,100円	イ	旧ただし書所得600万円超から901万円以下の世帯	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	93,000円	ウ	旧ただし書所得210万円超から600万円以下の世帯	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	44,400円	エ	旧ただし書所得210万円以下の世帯	57,600円	44,400円	オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
		3回目まで	4回目以降（※1）																								
ア	旧ただし書所得901万円超の世帯	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	140,100円																								
イ	旧ただし書所得600万円超から901万円以下の世帯	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	93,000円																								
ウ	旧ただし書所得210万円超から600万円以下の世帯	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算	44,400円																								
エ	旧ただし書所得210万円以下の世帯	57,600円	44,400円																								
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円																								

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・高額療養費（70歳以上の人） 70歳以上の一般、低所得者Ⅰ・Ⅱは、外来(個人ごと)の限度額を適用後、世帯で自己負担限度額を適用します。 外来の場合は、一般は18,000円、低所得者Ⅰ・Ⅱは8,000円が自己負担限度額となります。 入院の場合は、一般は57,600円、低所得者Ⅱは24,600円、低所得者Ⅰは15,000円が自己負担限度額となります。 現役並み所得者については、平成30年8月から、所得に応じて限度額が細分化されました。自己負担限度額は、下表「1か月の自己負担限度額（平成30年8月1日から）」の通りです。</p>	医療費の支払いが高額になった国保加入者	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 国保の保険証 領収書 世帯主の金融機関口座 世帯主及び対象者のマイナンバー 	国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター国保介護課
	<ul style="list-style-type: none"> 現役並み所得者は、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、その該当者の収入の合計が2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「一般」の区分と同様になります。 低所得者Ⅱは、70歳以上の国保被保険者で同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税である人 低所得者Ⅰは、70歳以上の国保被保険者で同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費、控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人 		

・1か月の自己負担限度額（平成30年8月1日から）

	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
Ⅲ 課税所得 690万以上	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12か月以内に外来＋入院（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円）	
Ⅱ 課税所得 380万以上	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12か月以内に外来＋入院（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円）	
Ⅰ 課税所得 145万以上	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（過去12か月以内に外来＋入院（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）	
一般	18,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円（過去12か月以内に外来＋入院（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先																																									
<p>・ 特定疾病療養受療証</p> <p>医師の証明をもって申請すれば「特定疾病療養受療証」を交付します。受療証を医療機関等に提示すれば、1か月の自己負担金10,000円までになります。</p> <p>70歳未満の人工透析を要する上位所得者の自己負担は、20,000円です。</p>	<p>厚生労働大臣が定めた疾病（下記の①②③）にかかっている国保加入者</p> <p>①先天性血液凝固因子障害の一部</p> <p>②人工透析を必要とする慢性腎不全</p> <p>③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症</p>	<p>・ 申請書（医師の証明欄記載済のもの（③を除く。））</p> <p>・ 国保の保険証</p> <p>・ 世帯主及び対象者のマイナンバー</p>	<p>国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター国保介護課</p>																																									
<p>・ 高額医療・高額介護合算制度</p> <p>国保・介護保険の両方から給付を受け、自己負担額が高額になったときは、次の自己負担限度額を超えると、超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。</p> <p>自己負担限度額（令和5年8月～令和6年7月までの年額）</p> <p>・ 70歳未満の世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">70歳未満の世帯</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所得区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上位所得者</td> <td>旧ただし書所得 901万円超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書所得 600万円超～901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>旧ただし書所得 210万円超～600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書所得 210万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住民税非課税</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 70歳～74歳の世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">70歳～74歳の世帯</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所得区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現役並み所得者</td> <td>課税所得 690万円以上</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>課税所得 380万円以上</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>課税所得 145万円以上</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般</td> <td>56万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低所得者Ⅱ</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低所得者Ⅰ</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table>				70歳未満の世帯			所得区分		限度額	上位所得者	旧ただし書所得 901万円超	212万円	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	141万円	一般	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	67万円	旧ただし書所得 210万円以下	60万円	住民税非課税		34万円	70歳～74歳の世帯			所得区分		限度額	現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円	課税所得 380万円以上	141万円	課税所得 145万円以上	67万円	一般		56万円	低所得者Ⅱ		31万円	低所得者Ⅰ		19万円
70歳未満の世帯																																												
所得区分		限度額																																										
上位所得者	旧ただし書所得 901万円超	212万円																																										
	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	141万円																																										
一般	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	67万円																																										
	旧ただし書所得 210万円以下	60万円																																										
住民税非課税		34万円																																										
70歳～74歳の世帯																																												
所得区分		限度額																																										
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円																																										
	課税所得 380万円以上	141万円																																										
	課税所得 145万円以上	67万円																																										
一般		56万円																																										
低所得者Ⅱ		31万円																																										
低所得者Ⅰ		19万円																																										

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・高額療養費の貸付</p> <p>高額療養費相当額の9割分を無利子で借りることのできる貸付制度を利用できます。事前に各担当課へ問合せをしてください。</p>	<p>下記の①②③の全てに該当する国保加入者</p> <p>①高額療養費に該当していること</p> <p>②保険料に滞納がないこと</p> <p>③一部負担金の支払いが困難なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・国保の保険証 ・貸付を受けたい月の明細のわかる請求書 ・世帯主の金融機関口座 	国民健康保険課
<p>・療養費（かかった医療費がいったん全額自己負担になるとき）</p>			国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター国保介護課
<p>ア やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたときや、不慮の事故等により医療機関等で治療を受け全額支払ったときは、後で申請すれば保険診療の7割（義務教育（小学校）就学前は8割、前期高齢者は8割（現役並み所得者7割））分を支給します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（裏面に診療内容明細記入。もしくはレセプトの写し添付。） ・国保の保険証 ・領収書 ・世帯主の金融機関口座 ・世帯主及び対象者のマイナンバー 	
<p>イ コルセット等の補装具代がかかったときは、申請により保険診療の7割（義務教育（小学校）就学前は8割、前期高齢者は8割（現役並み所得者7割））分を支給します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・アの書類（診療明細を除く。） ・補装具を必要とした医師の意見書 ・装着証明書 	
<p>ウ 医師の指示で、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき （保険を扱っている施術所であれば保険証が使えます。）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・アの書類 ・医師の同意書 	
<p>エ 骨折やねんざ等で柔道整復師の施術を受けたとき （保険を扱っている施術所であれば保険証が使えます。ただし、保険の対象になるのは、骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の場合です。）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・アの書類 	
<p>オ 9歳未満の子どもの弱視・斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用眼鏡・コンタクトレンズを購入したときは、後で申請すれば購入代金の7割（義務教育（小学校）就学前は8割）分を支給します。支給額・支給回数に上限があります。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・アの書類（診療明細を除く。） ・治療を担当した医師の治療用眼鏡の作成指示等の写し ・検査結果書 	

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・ 出産育児一時金 令和5年4月1日以降に国保に加入している人が出産したとき、申請により出産育児一時金とし50万円（産科医療補償制度の対象外の出産の場合は48万8千円）が支給されます。（令和5年3月31日以前の出産は42万円支給されます） 出産の翌日から2年を過ぎると支給されません。（死産、流産、人工流産であっても妊娠12週以降であれば支給されます。）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 国保の保険証 ・ 出生を証明するもの ・ 世帯主の金融機関口座 ・ 領収明細書 ・ 世帯主及び出産者のマイナンバー <p>※直接支払制度の利用の場合は、合意文書。</p>	国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター国保介護課
<p>・ 出産育児一時金直接支払制度 出産する医療機関等で手続きを行うことで、出産育児一時金を直接医療機関等へ支払うことができます。出産者は出産費用のうち出産育児一時金の額を超えた分だけを医療機関等に支払えばよい制度です。 ※出産費用が出産育児一時金の金額より少額の場合（差額分の支給がある場合）又は直接支払制度を利用していない場合は申請が必要です。 ※厚生労働省へ届出した医療機関等では、出産育児一時金の受け取りを委任する受取代理制度が利用できます。</p>	<p>下記①②に該当する国保加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出産育児一時金の貸付を受けていないこと ② 医療機関等（国内に限る。）の同意が得られること 		
<p>・ 出産育児一時金の貸付 出産育児一時金相当額の8割分を無利子で借りることのできる貸付制度が利用できます。</p>	<p>下記①②③のすべてに該当する国保加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険料に滞納がないこと ② 出産費用の支払いが困難なこと ③ 出産予定日が1か月以内であること、若しくは妊娠4か月以上であり、出産費用の請求を受け、又は支払ったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 国保の保険証 ・ およこ健康手帳等出産予定日のわかるもの ・ 世帯主の金融機関口座 	国民健康保険課
<p>・ 葬祭費 国保の加入者が亡くなったとき、葬祭を行った人に5万円を支給します。</p>	亡くなった国保加入者の葬祭を行った人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 国保の保険証 ・ 死亡を証明するもの ・ 喪主がわかるもの ・ 葬祭を行った人の金融機関口座 ・ 死亡者のマイナンバー 	国民健康保険課、児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター国保介護課

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・国保人間ドック助成制度 1日人間ドック費用の一部を助成します。 実施医療機関へ予約する前に、窓口で申請が必要です。</p> <p>(1)定員 1,300名 (2)自己負担額 8,720円 (3)申請期間 6月1日～3月31日 ※窓口申請は、 6月3日～8月30日まで ※定員に達した場合は申請期間終了となります。 (4)実施期間 7月1日～3月31日</p>	<p>下記の①②③の全てに該当する国保加入者</p> <p>①本年中に、満35歳から60歳・65歳になる人 ②保険料を完納していること ③今年度まだ国保特定健診（生活習慣病予防健診）を受診していない人</p>	<p>・申請書 ・国保の保険証 ・生活習慣病予防健診（国保特定健診）受診券（※満40歳以上の人のみ）</p> <p>※電子申請サービスによる申請も可能</p>	<p>国民健康保険課</p>

※同一世帯以外の方が申請手続きをされる場合や、申請者以外の方が高額療養費等の代理受領をされる場合は、委任状が必要です。

8 介護保険

(1) 倉敷市の介護保険の対象者と被保険者証

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○倉敷市に住所がある65歳以上の人 ○他市町村の住所地特例対象施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等）に入所・入居のため倉敷市内から施設所在地へ住所を移した65歳以上の人 	<ul style="list-style-type: none"> ○倉敷市に住所がある人のうち、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人 ○他市町村の住所地特例対象施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等）に入所・入居のため倉敷市内から施設所在地へ住所を移した人のうち、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
被保険者証の交付	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳に到達したとき ○転入により倉敷市の被保険者となったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者証の交付申請をしたとき ○要介護・要支援認定申請により、認定を受けたとき

(2) 異動の届出

他の市町村から転入してきたとき、他の市町村へ転出するとき及び市内で転居等したときは倉敷市役所市民課、各支所市民課（係）へ届出をしてください。

なお、次のような場合には、介護保険課、児島・玉島・水島保健福祉センター国保介護課及び玉島保健福祉センター真備保健福祉課国保介護係のいずれかへ届出が必要ですので、14日以内に必ず届出をしてください。

	届出が必要なとき		届出に必要なもの
資格の取得	<ul style="list-style-type: none"> ○前市町村で要介護（支援）認定を受けている人（申請中を含む。）が転入したとき 	⇒	受給資格証明書
資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ○倉敷市で要介護（支援）認定を受けている人（申請中を含む。）が市外へ転出するとき ○死亡したとき（遺族による届出が必要です。） 	⇒	介護保険被保険者証 又は資格者証
その他	○市内で住所を変更したとき	⇒	介護保険被保険者証 又は資格者証
	○介護保険被保険者証等の再交付	⇒	特にありません。

(3) 第1号被保険者の介護保険料（65歳以上の人）

保険料は、介護保険の加入者が介護保険のサービスを受けたときの費用の支払いにあてる大切な財源です。納期限までに必ず納めてください。

※保険料率（年額）は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに見直されます。

（納付義務者）

保険料の納付義務者は被保険者本人です。

（保険料の計算）

保険料は、毎年6月に次の基準により15段階で算定します。保険料は、各市町村によって異なります。

（世帯の構成）

世帯構成は、その年度の4月1日現在で判断します。ただし、4月2日以降に65歳になった人はその誕生日の前日、他市町村から倉敷市に転入した人は転入日で判断します。

令和6年度の保険料率一覧表

段階	保険料率 (年額)	保険料率の設定	対象者の区分
1	22,060円	基準額×0.285	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人は老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額 ^{※1} と公的年金等所得を除く合計所得金額 ^{※2} (マイナスの場合は0円で計算します。)の合計額が80万円以下の人
2	32,900円	基準額×0.425	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額 ^{※1} と公的年金等所得を除く合計所得金額 ^{※2} (マイナスの場合は0円で計算します。)の合計額が80万円超え120万円以下の人
3	51,480円	基準額×0.665	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額 ^{※1} と公的年金等所得を除く合計所得金額 ^{※2} (マイナスの場合は0円で計算します。)の合計額が120万円超えの人
4	66,180円	基準額×0.855	・市町村民税課税者がいる世帯で、本人は市町村民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額 ^{※1} と公的年金等所得を除く合計所得金額 ^{※2} (マイナスの場合は0円で計算します。)の合計額が80万円以下の人
5	77,400円	基準額	・市町村民税課税者がいる世帯で、本人は市町村民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入額 ^{※1} と公的年金等所得を除く合計所得金額 ^{※2} (マイナスの場合は0円で計算します。)の合計額が80万円超えの人
6	92,880円	基準額×1.20	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が120万円未満の人
7	100,620円	基準額×1.30	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が120万円以上210万円未満の人
8	116,100円	基準額×1.50	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が210万円以上320万円未満の人
9	131,580円	基準額×1.70	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が320万円以上420万円未満の人
10	147,060円	基準額×1.90	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が420万円以上520万円未満の人
11	162,540円	基準額×2.10	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が520万円以上620万円未満の人
12	178,020円	基準額×2.30	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が620万円以上720万円未満の人
13	185,760円	基準額×2.40	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が720万円以上820万円未満の人
14	193,500円	基準額×2.50	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が820万円以上920万円未満の人
15	201,240円	基準額×2.60	・本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額 ^{※2} が920万円以上の人

※1 課税年金収入額とは

市町村民税の課税対象とされる公的年金等(所得税法第35条第3項)の収入金額のことで、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などは含みません。

※2 合計所得金額(注)とは

地方税法上の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定される合計所得金額(各種所得控除前の所得金額)をいいます。)から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額をいいます。

(注) 第1～5段階の判定に用いる合計所得金額について

- ・給与所得（所得税法第 28 条第 1 項）が含まれる場合は、当該給与所得については、当該額（租税特別措置法第 41 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除がある場合は、その控除前の金額）から 10 万円を控除した額（0 を下回る場合には、0 とします。）として計算します。
- ・公的年金等に係る雑所得（所得税法第 35 条第 2 項第 1 号）が含まれる場合は、合計所得金額から当該額を控除した金額を介護保険料の計算に用います。

（保険料の納め方）

- ・特別徴収（年金から天引き）になる人

4 月 1 日現在において倉敷市に住所がある 65 歳以上の人で、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金のいずれかの年額が 18 万円以上（月額 15,000 円以上）受給している人（ただし、日本年金機構や共済組合から倉敷市に通知があった人に限ります。）は、年金支給月ごとに年金から保険料が天引きされます。

なお、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金が二つ以上あるときは、定められた順位により、いずれか一つから天引きされます。
- ・普通徴収になる人（納付書・口座振替で納める人）
 - ① 4 月 1 日現在において倉敷市に住所がある 65 歳以上の人で、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金のいずれかの年額が 18 万円未満（月額 15,000 円未満）の人
 - ② 年度の途中で 65 歳になった人や他市町村から倉敷市へ転入した人
 - ③ その他の理由で保険料が年金から天引きできない人
- ・年度の途中で保険料が上がった人は、特別徴収と併せて、増額分を普通徴収で納めます。
- ・年度の途中で保険料が下がった人は、特別徴収を中止して、普通徴収で納める場合があります。

（保険料を納めないとき）

保険料を納めないでいると、介護保険のサービスを受けるときに給付が制限されます。

- ① 保険料を滞納してから 1 年以上経過したとき

被保険者証に『支払方法の変更』が記載され、介護サービス費用をいったん全額支払っていただきます。

全額自己負担した場合の費用は、後日申請により費用の保険給付費分が払い戻されます。
- ② 保険料を滞納してから 1 年 6 か月以上経過したとき

介護サービス費用をいったん全額自己負担した後、払戻しの申請をしても保険給付費の全部又は一部が差し止められます。

さらに滞納が続くと、差し止められた保険給付費が滞納保険料に充当されます。
- ③ 保険料を滞納してから 2 年以上経過したとき

納期限から 2 年以上滞納した場合、滞納した保険料のうち、保険料が時効となった期間に応じて利用者負担が 3 割（介護保険負担割合が 3 割の場合は 4 割）に引き上げられます。

また、その間の高額介護（予防）サービス費・特定入所者介護（予防）サービス費等も支給されません。

（保険料の減免・徴収猶予）

次の①～④に該当する災害の影響等の特別な事情で保険料が納められないときは、申請によって保険料の減免や徴収の猶予を受けられる場合がありますので、介護保険課へご相談ください。

- ① 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

（市独自の介護保険料軽減制度）

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）で第 2 段階及び第 3 段階の保険料を賦課された人のうち、次の

- ①～⑥すべての要件に該当する人は、申請により保険料が第 2 段階又は第 3 段階から第 1 段階相当

額になりますので、介護保険課へご相談ください。

①当該年度の市町村民税が本人、世帯ともに非課税であること。

②世帯の年収の合計が次の額以下であること。

1人世帯 95万円

2人世帯 145万円

3人以上の世帯 145万円+50万円×(世帯人数-2)

③当該年度の市町村民税を課されている人と生計を共にしていないこと。

④当該年度の市町村民税を課されている人の税法上の扶養控除の対象になっていないこと。

⑤自助努力をしてもなお、生活が困窮していると認められること。

⑥前年度以前の保険料を完納していること。

※申請には、必要な書類がありますので、事前に介護保険課までご相談ください。

(4) 第2号被保険者の介護保険料 (40歳から64歳までの人)

加入している医療保険 (国民健康保険や職場の健康保険等) の保険料と合わせて納めます。保険料の算定方法や納める方法はそれぞれの医療保険によって異なりますので、詳しいことはご加入の医療保険者へお問い合わせください。

国民健康保険に加入している第2号被保険者は 55 ページ「(5)国民健康保険料」を参照してください。

(5) 要介護認定の申請

高齢による寝たきりや認知症等で介護や日常生活に支援が必要であり、介護保険のサービスを利用したい人は、どの程度の介護や支援が必要であるかの介護認定を受けることが必要です。

要介護認定の申請は、本人や家族のほか、高齢者支援センター (地域包括支援センター)、指定居宅介護支援事業者 (ケアプラン作成事業者) や介護保険施設 (特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院) 等に依頼することができます。

申請が必要な人	申請に必要なもの	受付窓口
65歳以上の人 (第1号被保険者) で、寝たきりや認知症等で入浴・排泄・食事等の動作について日常生活に支援が必要になった人	介護保険被保険者証 ※申請書には主治医の氏名等を記入していただきます。	介護保険課 児島・玉島 (真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター国保介護課

申請が必要な人	申請に必要なもの	受付窓口
<p>40歳から64歳までの人（第2号被保険者）で、次のような老化に伴う16種類の病気が原因で介護や支援が必要になった人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初老期における認知症（アルツハイマー病、ピック病、脳血管性認知症等） ・脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等） ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患（パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症） ・脊髄小脳変性症 ・多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリーブ橋小脳変性症） ・糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害 ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等） ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・関節リウマチ ・後縦靭帯骨化症 ・脊柱管狭窄症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・早老症（ウェルナー症候群等） ・がん（末期） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険証の写し ・16種類の病気に該当することが確認できるもの（あれば身体障がい者手帳の写し等で、特に診断書等を添付する必要はありません。） <p>※申請書には主治医の氏名等を記入していただきます。</p>	<p>介護保険課 児島・玉島（真備保健福祉課含む） 水島各保健福祉センター 国保介護課</p>

(6) 要介護認定

申請により認定調査員が申請者の家庭等を訪問し、心身の状態について聞き取り調査を行います。同時に市から主治医に意見書の提出を依頼します。調査結果等はコンピュータソフトにかけ、一次判定を行います。その後、一次判定結果、調査員特記事項及び主治医意見書を用いて、保健・福祉・医療の専門家で構成される介護認定審査会において審査・判定を行い、最終的な介護度が決定されます。

この審査結果に基づき、認定結果通知書と要介護度や認定期間を記載した被保険者証をお送りします。なお、この結果通知は原則として申請から 30 日以内に送付することとなっております。

介護サービスは申請した日から利用することができますが、暫定的に計画を立てて利用することになりますので、その場合はまず高齢者支援センター（地域包括支援センター）又は居宅介護支援事業者に相談してください。

要介護認定には、「要支援 1・2、要介護 1～5」といった区分があり、それぞれの支給限度額内でサービスが受けられます。

「非該当」と認定された人は、介護保険のサービスは受けられませんが、非該当の人を対象とした市の事業による介護予防サービスや、高齢者保健福祉サービスもありますので、高齢者支援センター（地域包括支援センター）へ相談してください。

(7) 要介護認定の有効期間と認定の更新・変更申請

要介護認定の有効期間は、原則として、新規申請は申請日から 3 か月～12 か月、区分変更申請は 3 か月～12 か月、更新申請は前回の有効期間の満了日の翌日から 3 か月～48 か月となります。有効期間満了日の 60 日前から更新の申請を受け付けることができますので、引き続きの認定を希望される場合は、更新申請受付期間内に更新申請を行ってください。

なお、認定の有効期間満了後に、再度、要介護認定の申請をする場合は、新規申請の取り扱いとなります。

認定の有効期間中に状態が変化し、要介護度が変わったと思われる場合には、有効期間内でも要介護状態区分の変更申請をすることができます。

申請に必要なもの、受付窓口等は（5）と同じです。

(8) 認定結果の不服申し立て・サービスの苦情

認定結果に不服があるときやサービスに関する苦情は以下の機関に申し立て、あるいは相談することができますが、まず介護保険課にご相談ください。

認定結果に対する不服	岡山県に設置される「介護保険審査会」に申し立て
サービスに関する苦情	岡山県国民健康保険団体連合会 〒700-8568 岡山市北区桑田町 1 7 - 5 ☎(086)223-8811 FAX (086)223-9109 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 (土・日曜日、祝日を除く。)

(9) 介護保険の給付

介護保険の保険給付（サービス）には、要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、利用者の所得等に応じて費用の7～9割が介護保険から給付され、残る1～3割が利用者の負担*となります。

サービスは、市町村（保険者）の要介護（要支援）認定を受けて、介護サービス計画（ケアプラン）を作成して利用することになります。

なお、介護保険と医療保険の給付が重なる場合は、介護保険の給付が優先されます。

また、介護保険の給付ができないケースとして、労災保険等で介護給付に相当するものを受けている場合や障がい者支援施設等に入所している場合、あるいは国外にいる場合等があります。

◎ 居宅介護（介護予防）サービス費等の支給限度基準額について

在宅でサービスを受ける場合、1か月に利用できるサービス費の支給限度基準額は次のとおりです。この支給限度額を超える部分については全額自己負担になります。

なお、限度額の範囲内で利用した場合の利用者負担は、その1～3割の額です。

状態区分		1か月の支給限度額		利用者負担額 (1割負担の場合)
要支援	要支援1	1か月	50,320円	5,032円
	要支援2	〃	105,310円	10,531円
要介護	要介護1	1か月	167,650円	16,765円
	要介護2	〃	197,050円	19,705円
	要介護3	〃	270,480円	27,048円
	要介護4	〃	309,380円	30,938円
	要介護5	〃	362,170円	36,217円

※73～77ページのサービスで(◆)印のついているサービス利用分のみ、この限度額に含まれます。

問合せ先

介護保険課・児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター国保介護課

★保険給付の割合と自己負担の割合について

2割負担の条件は、次の①～③全てに該当する場合です。

- ① 65歳以上（第1号被保険者）
- ② 合計所得金額が160万円以上で市町村民税が課税の人
- ③ 世帯の年金収入とその他の合計所得金額が、単身で280万円以上、65歳以上の人が複数いる場合は346万円以上

また、上記条件①、及び次の④⑤全てに該当する場合は、3割負担になります。

- ④ 合計所得金額が220万円以上で市町村民税が課税の人
- ⑤ 世帯の年金収入とその他の合計所得金額が、単身で340万円以上、65歳以上の人が複数いる場合は463万円以上

なお、利用者の負担割合を確認するための「介護保険負担割合証」を要介護（要支援）認定者に発行します。サービス利用時には被保険者証を併せて提示してください。

※1 合計所得金額・・・地方税法上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除します。

※2 その他の合計所得金額・・・地方税法上の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、所得金額調整控除（租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する控除）に該当するときは、給与所得については、給与所得の金額に当該所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除します。当該所得金額調整控除に該当しないときは、給与所得の金額から10万円を控除します。

サービス種類・内容	対象者	利用方法	問合せ先
ア 在宅サービス ・訪問介護（◆） （ホームヘルプサービス） ホームヘルパー等が家庭を訪問して、介護・家事等身の回りの援助を行います。	介護保険の被保険者（加入者）で要介護又は要支援の認定を受けた人 ※訪問介護については、要支援の人は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの利用ができません。	① 要介護又は要支援の認定を受けます。 ② 居宅サービス計画作成依頼届を市に届け出ます。（居住系サービスは除く。） （原則、要介護1～5の認定を受けた人は居宅介護支援事業所に、要支援1・2の認定を受けた人は高齢者支援センター（地域包括支援センター）に、ケアプランの作成を依頼します。）	介護保険課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター 国保介護課
・訪問入浴介護（◆） ・介護予防訪問入浴介護（◆） 浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。			
・訪問看護（◆） ・介護予防訪問看護（◆） 医師の指示に基づいて看護師等が家庭を訪問し、看護を行います。			
・訪問リハビリテーション（◆） ・介護予防訪問リハビリテーション（◆） 理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、機能訓練（リハビリテーション）を行います。			
・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導 医師や歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	※通所介護については、要支援の人は、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの利用ができません。	③ 計画に基づきサービスを受けます。 ④ サービスを受けるときは、被保険者証を提示します。 ⑤ 利用者負担を支払います。 （次ページへ続く。）	
・通所介護（◆） （デイサービス） 老人デイサービスセンター等の施設に通って、入浴・食事の提供、機能訓練等の日帰りサービスを行います。			
・通所リハビリテーション（◆） ・介護予防通所リハビリテーション（◆） （デイケア） 介護老人保健施設、病院・診療所等に通って、入浴・食事の提供、機能訓練等の日帰りサービスを行います。			
・短期入所生活介護（◆） ・介護予防短期入所生活介護（◆） （ショートステイ） 介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に宿泊しながら、入浴・食事等の介護サービスを行います。			

※上記のサービスで（◆）印のついているサービス利用分のみ、72ページの支給限度基準額に含まれます。

※要支援1・2の認定を受けた人は、高齢者支援センターの他に、介護予防支援事業者としての指定を受けた居宅介護支援事業所へもケアプランの作成を依頼することができます。

サービス種類・内容	対象者	利用方法	問合せ先
<p>・短期入所療養介護（◆）</p> <p>・介護予防短期入所療養介護（◆） （ショートステイ）</p> <p>介護老人保健施設等に宿泊しながら、看護・医学的管理の下で介護と機能訓練等の必要な医療等のサービスを行います。</p>	<p>介護保険の被保険者（加入者）で要介護又は要支援の認定を受けた人</p>	<p>（注意）</p> <p>① 居宅サービス（◆がついたもの）は、要介護度に応じて月あたりの区分支給限度基準額が設けられており、それを超えると全額自己負担となります。</p>	<p>介護保険課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター 国保介護課</p>
<p>・特定施設入居者生活介護</p> <p>・介護予防特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム、ケアハウス等）</p> <p>指定を受けた有料老人ホーム等に入居し、その施設でのサービス計画により介護その他の日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを行います。</p>	<p>※ 特定施設入居者生活介護については、短期利用に限り区分支給限度基準額（◆）の対象となります。</p>		
<p>・福祉用具の貸与（◆） （福祉用具のレンタル）</p> <p>日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるための用具の貸与を行います。</p>		<p>② サービス計画を立てても、市へ届け出ていなかったときや、被保険者証を提示せずにサービスを受けたときは、いったん全額自己負担し、申請により保険給付分を返してもらうこととなります。（償還払）</p>	
<p><福祉用具貸与の範囲></p> <p>車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置</p>			
<p>要支援1・2及び要介護1（品目によっては要介護2、3）では、車いすや特殊寝台等一部の品目に利用の制限があります。</p>		<p>※ 償還払の申請には次のものがが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・サービス提供証明書 ・領収書 ・振込口座の分かるもの ・被保険者証 	

※上記のサービスで（◆）印のついているサービス利用分のみ、72ページの支給限度基準額に含まれます。

サービス種類・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・福祉用具購入費の支給 【1年間に限度額 10 万円の 7～9 割を支給】 介護保険の指定を受けた販売事業所で購入した福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具等の購入費を支給します。</p> <p><福祉用具購入費支給の範囲> 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器</p> <p><貸与と購入との選択制となる福祉用具> スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)及び多点杖</p>	<p>介護保険の被保険者(加入者)で要介護又は要支援の認定を受けた人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・領収書 ・商品カタログ ・振込口座のわかるもの ・被保険者証 	<p>介護保険課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター 国保介護課</p>
<p>・住宅改修費 【対象者 1 人につき限度額 20 万円の 7～9 割を支給】 手すりの取付け等、小規模の住宅改修費用を支給します。 ※工事着工前に必ず事前申請が必要です。</p> <p><対象となる住宅改修> 手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらの工事に伴う必要な工事</p> <p>※福祉用具購入費と住宅改修費は区分支給限度基準額には含まれません。</p>	<p>上記対象者のうち、在宅での生活を続けるために住宅改修が必要な人</p>	<p>【事前申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請書 ・住宅改修が必要な理由書 ・工事前写真(日付入りのもの) ・工事費見積書 ・平面図等 <p>【工事終了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書 ・工事後写真(日付入りのもの) ・領収書等 	
<p>・居宅介護支援(居宅介護サービス計画費) ・介護予防支援(介護予防サービス計画費) 在宅サービス等を適切に利用できるように心身の状況・本人や家族の希望等を受け、利用するサービスの種類や内容等の計画を作成し、サービス提供確保のためサービス事業者等と連絡調整を行います。また、介護保険施設入所が必要な場合は施設への紹介等を行います。</p>	<p>介護保険の被保険者(加入者)で要介護又は要支援の認定を受けた人</p>	<p>※要介護度に応じて居宅介護支援事業者又は高齢者支援センターに依頼します。 ※全額保険給付の対象となるため、自己負担はありません。</p>	

※要支援 1・2 の認定を受けた人は、高齢者支援センターの他に、介護予防支援事業者としての指定を受けた居宅介護支援事業所へもケアプランの作成を依頼することができます。

サービス種類・内容	対象者	利用方法	問合せ先	
イ 地域密着型サービス ・小規模多機能型居宅介護 (◆) ・介護予防小規模多機能型居宅介護 (◆) 日中の「通い」サービスを中心として、利用者の状態や希望に応じて訪問サービスや泊りのサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。	倉敷市に住民票のある介護保険の被保険者(加入者)で、要介護又は要支援の認定を受けた人	(73～74ページ参照)	介護保険課 児島・玉島(真備保健福祉課含む)・水島各保健福祉センター国保介護課	
・認知症対応型通所介護 (◆) ・介護予防認知症対応型通所介護 (◆) 認知症の人が老人デイサービスセンター等の施設に通って、入浴・食事の提供、機能訓練等の日帰りサービスを行います。				
・地域密着型通所介護 (◆) (デイサービス) 老人デイサービスセンター等の施設に通って、入浴・食事の提供、機能訓練等の日帰りサービスを行います。				※地域密着型通所介護については、要支援の人は利用できません。
・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 認知症の人が介護スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活をし、日常生活の支援や機能訓練等のサービスを行います。				※グループホームについては、要支援1の人は利用できません。また、短期利用に限り区分支給限度基準額(◆)の対象となります。
・夜間対応型訪問介護 (◆) 巡回や通報システムによって、夜間を専門に訪問介護を行います。				※夜間対応型訪問介護については、要支援の人は利用できません。
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (◆) 介護職員と看護職員が、在宅で日中・夜間を通じて、定期訪問と随時訪問のサービスを行います。				※定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、要支援の人は利用できません。
・看護小規模多機能型居宅介護 (◆) (旧複合型サービス) 医療ニーズの高い要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを行います。				※看護小規模多機能型居宅介護については、要支援の人は利用できません。

※上記のサービスで(◆)印のついているサービス利用分のみ、72ページの支給限度基準額に含まれます。

サービス種類・内容	対象者	利用方法	問合せ先
<p>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等） 入居定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居し、日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを行います。</p>	<p>倉敷市に住民票のある介護保険の被保険者（加入者）で、要介護 1～5 の認定を受けた人</p> <p>※地域密着型特定施設入居者生活介護については、短期利用に限り区分支給限度基準額（◆）の対象となります。</p>	<p>（73～74 ページ参照）</p>	<p>介護保険課 児島・玉島（真備保健福祉課含む。）・水島各保健福祉センター国保介護課</p>
<p>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 入所定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所し、日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを行います。</p>	<p>倉敷市に住民票のある介護保険の被保険者（加入者）で、原則要介護 3 以上の認定を受けた人 ただし、一定要件を満たす要介護 1・2 の人は利用可能（★）</p>		

※上記のサービスで （◆）印のついているサービス利用分のみ、72 ページの支給限度基準額に含まれます。

サービス種類・内容	対象者	利用方法	問合せ先
ウ 施設サービス ・介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行うことを目的とした施設	要介護者で身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な人 なお、利用するには、原則要介護3以上の認定が必要。ただし、一定要件を満たす要介護1・2でも利用可能（★）	① 要介護の認定（要支援の認定の人はサービスが受けられません。） ② 本人又は家族が直接施設に入所申込みを行うか、居宅介護支援事業者に施設の紹介をしてもらいます。 ③ 入所申込みと合わせ契約をします。	介護保険課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター 国保介護課
・介護老人保健施設 要介護者に対し施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療・日常生活の支援を行うことを目的とした施設	要介護者で病状が安定期にある人	④ 入所の時に被保険者証を提示します。 ⑤ 利用者負担と、食費・居住費・日常生活費等を負担します。	
・介護医療院 日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活支援としての機能を兼ね備えた施設	要介護者で長期療養と生活支援が必要な人		

（★）一定要件を満たす要介護1・2の人とは次のとおりです。

・平成27年3月31日までに入所している人

又は

・平成27年4月1日以降、次のいずれかに該当する人

- ① 認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

サービス種類・内容	対象者	利用方法	問合せ先
エ 高額介護サービス費 1か月の介護（介護予防）サービスに係る利用者負担額（1～3割）が一定の上限額を超えたときは、申請により超えた額を高額介護サービス費として支給します。	利用者負担額の支払いが高額になった要介護者・要支援者		介護保険課 児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター 国保介護課
・高額介護サービス費に係る1か月の上限額（1か月あたり）			
区分（世帯の課税状況及び収入状況）	1か月の上限額		
1 市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	15,000円		
2 市町村民税非課税世帯で課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が年額80万円以下の被保険者	15,000円		
3 市町村民税非課税世帯で上記1・2以外の被保険者	24,600円（世帯）		
4 上記1～3以外の被保険者	44,400円（世帯）		
5 課税所得380万円以上～690万円未満の65歳以上の人がいる世帯の被保険者	93,000円（世帯）		
6 課税所得690万円以上の65歳以上の人がいる世帯の被保険者	140,100円（世帯）		
※その他の合計所得金額は、72ページの※2を参照してください。			
・高額介護サービス費受領委任払制度 施設サービスを利用し、利用者負担額の支払いが困難なときは、上記の表の上限額の支払いまでで済む受領委任払制度が利用できます。	施設の担当者にお問合わせください。		
・高額介護サービス費貸付制度 高額介護サービス費の該当者で利用者負担額の支払いにお困りのときは、高額介護サービス費相当額の9割分を無利子で借りられる貸付制度が利用できます。ただし、滞納保険料がある場合は利用できないので事前にお問合わせください。	利用者負担額の支払いが困難な人（高額介護サービス費に該当する額の利用者負担を請求されている場合に対象になります。）	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 被保険者証 明細のわかる請求書 振込口座のわかるもの 	
【高額介護サービス費の計算方法・注意事項】 ①1か月は暦月（1日から末日まで）で計算します。 ②ひとつの世帯に要介護者や要支援者が複数いる場合は、利用した負担額を合算します。（世帯合算） ③施設サービスの食費・居住費・日常生活費は対象外です。 ④福祉用具購入費や住宅改修費は対象外です。 ⑤保険給付の対象外サービスの利用者負担額は対象外です。 ⑥サービス利用月の翌月1日又は支払日から2年を経過すると、時効により請求できなくなります。			
・高額医療合算介護サービス費 公的医療保険と介護保険のいずれにも自己負担額がある世帯について、年間（8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して一定の限度額を超えたときは、申請により超えた部分が払い戻されます。限度額は世帯の課税状況等により決まっています。申請は基準日（7月31日）時点で加入している医療保険者に対して行います。			

サービス種類・内容	対象者	利用方法	問合せ先
オ 施設サービス利用時の負担限度額（食費・居住費） 施設サービス（ショートステイ含む）を利用したときの食費、居住費（滞在費）は原則全額利用者負担となりますが、世帯全員の市町村民税が非課税（別世帯の配偶者含む）及び預貯金等の資産が基準額以下の場合、申請により、本人の所得の状況により減額されます。 ※令和6年8月から居住費に係る基準費用額が下表のとおり変更になります。			介護保険課 児島・玉島 （真備保健福祉課含む） ・水島各保健福祉センター 国保介護課

◎利用者負担段階ごとの1日あたりの負担限度額は以下のとおりです。※令和6年8月～

		負担限度額				基準費用額	
		利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階①	利用者負担第3段階②		
食費	施設サービス	300円	390円	650円	1,360円	1,445円	
	短期入所サービス（ショートステイ）	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円	
居住費	多床室（相部屋）	①	0円	430円	430円	915円	
		②	0円	430円	430円	437円	
	従来型個室	①	380円	480円	880円	880円	1,231円
		②	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円	
	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円	

①特別養護老人ホーム ②老人保健施設・介護医療院

◎利用者負担段階ごとの適用要件は以下のとおりです。

利用者負担段階	対象者	預貯金額等（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の人	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額とその他の合計所得金額の合計が年間120万円超の人	500万円（1,500万円）以下
第4段階	上記以外の人（市町村民税課税世帯に属する人） ※負担限度額の対象ではありません。	

※その他の合計所得金額は、72ページの※2を参照してください。

・負担限度額認定証 上表の要件を満たし、利用者負担第1～3段階に該当する場合は、申請により認定証を交付します。	左記の条件を満たす要介護又は要支援者	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 被保険者証 同意書 預貯金等確認資料 	
---	--------------------	---	--

※このほかの低所得者への配慮は次のとおりです。

- 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度
- 市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置・・・高齢夫婦世帯等
- 旧措置入所者の負担軽減
- 利用料を支払った場合に生活保護の適用対象となる人への負担軽減

(10) 介護保険外

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・高齢者等住宅改造費の助成 介助を必要とする高齢者や障がい者が、自宅において暮らしやすい生活ができるようにするために住宅を改造する場合、工事費の一部を助成します。</p> <p>(対象工事) 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室、アプローチの改造 新築、増築は対象外</p> <p>(補助限度額) 80 万円</p> <p>(補助率)</p> <p>①生活保護世帯 3 / 3</p> <p>②所得税非課税世帯 2. 5 / 3</p> <p>③所得税年額 20 万円未満の世帯 2 / 3</p> <p>④所得税年額 20 万円以上 50 万円未満の世帯 1 / 2</p> <p>⑤所得税年額 50 万円以上の世帯 2 / 5</p>	<p>日常生活を営むうえで介助が必要な人</p> <p>①高齢者 満 65 歳以上で介護保険法により要支援又は要介護に認定された人</p> <p>②障がい者 64 歳以下で、肢体又は視覚の障がい者等級の 1・2 級に該当する人</p> <p>③療育手帳 A の所持者</p>	<p>・申請書 ・改造概要書 ・見積書 ・着工前の写真 (日付入り)</p> <p>【手続の流れ】 事前相談 ↓ 訪問調査 ↓ 申請 ↓ 決定 ↓ 完了届提出 ↓ 完了検査 ↓ 補助金交付</p> <p>※必ず事前に相談すること。</p>	<p>介護保険課</p>

(11) 高齢者支援センター

事業・内容	対象者	問合せ先
<p>・高齢者支援センター(地域包括支援センター)の運営 地域の高齢者を支援する中核機関として、①総合相談・支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの事業を中心に運営されます。</p>	<p>在宅のおおむね 65 歳以上の高齢者及びその家族</p>	<p>健康長寿課地域包括ケア推進室 各高齢者支援センター(地域包括支援センター)</p>

(12) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定等を受けた人が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と 65 歳以上のすべての人が利用できる一般介護予防事業のサービスがあります。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

サービス種類・内容	利用方法	問合せ先
<p><訪問型サービス></p> <p>・総合事業訪問介護 ホームヘルパー等が家庭を訪問して、介護・家事等身の回りの援助を行います。</p> <p><通所型サービス></p> <p>・総合事業通所介護 老人デイサービスセンター等の施設に通って、入浴・食事の提供、機能訓練等の日帰りサービスを行います。</p> <p>・短期集中予防サービス リハビリテーションの専門職等が関わり、3～6 か月間の集中的な支援によって身体機能、生活機能等の状態改善を図ります。 (対象者) 介護保険の被保険者（加入者）で要支援等の認定を受けた人</p>	<p>①要支援の認定等を受けます。</p> <p>②居宅サービス計画作成依頼届を市に届け出ます。</p> <p>③計画に基づきサービスを受けます。</p> <p>④サービスを受けるときは、被保険者証を提示します。</p> <p>⑤利用者負担を支払います。</p>	健康長寿課地域包括ケア推進室 各高齢者支援センター（地域包括支援センター）

イ 一般介護予防事業

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・いきいきポイント制度 介護サービス事業所（市が指定）等で、ボランティア活動を行い、その活動実績に応じてポイントを付与し、年間最大 5,000 円まで交付金として交換できます。 (事業利用料) なし。ただし、ボランティア活動保険（年間 350 円）への加入が必要。</p>	市内在住の 40 歳以上の人（倉敷市の介護保険被保険者）であり、要介護 1～5 の介護認定を受けていない人	<p>・印鑑</p> <p>・介護保険被保険者証（写しで可）</p> <p>※40～64 歳は身分証の写し等</p> <p>・ボランティア活動保険料 350 円</p>	倉敷市社会福祉協議会 倉敷ボランティアセンター ☎434-3350
<p>・ふれあいサロン活動促進事業 高齢者等の団体が行うサロン活動に対し、助成を行います。</p> <p>①基本分 年間 3 万円を上限</p> <p>②加算分 次の条件に該当する場合、年間各 1 万円を上限に加算</p> <p>ア 多世代交流</p> <p>イ 多人数参加（20 名以上）</p> <p>ウ 毎週開催</p> <p>※本事業は介護予防事業として実施するもので、老人クラブ活動ではありません。</p>	おおむね 60 歳以上の日ごろから外出することが少ない高齢者等を対象にサロン活動を行う団体	<p>・事業計画書</p> <p>・収支予算書</p> <p>・参加者名簿</p> <p>・印鑑</p> <p>・振込口座のわかるもの</p>	健康長寿課地域包括ケア推進室
<p>・介護予防教室・転倒骨折予防教室・健康長寿教室・栄養改善教室 住み慣れた地域でその人らしく元気で活躍できるよう介護予防・健康づくり等に必要な基礎的な知識（口腔・栄養・運動に関すること）等を学ぶことができます。</p>			各高齢者支援センター（地域包括支援センター）

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・健康いきいきサロン活動促進事業 医療機関及び介護事業所等において、地域交流スペース等を活用し、医療や介護の専門職と地域住民が協働して運営するサロン活動に対し、助成を行います。	医療機関、介護保険事業所等	【必要なもの】 ・申請書 ・計画書（見取り図・位置図） ・収支計算書 ・振込口座のわかるもの	健康長寿課地域包括ケア推進室

(13) 認知症施策

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・認知症カフェ登録・運営補助 認知症カフェを運営している団体等に、年間5万円を上限に、助成の対象となる運営費用の1/2を助成します。 ※登録のみ行う場合、運営費用の助成はありませんが、ホームページ等で広報します。 【認知症カフェとは】 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、理解し合う場。	認知症カフェを運営する団体	・申請書 ・計画書（見取り図・位置図） ・収支計算書 ・振込口座のわかるもの	健康長寿課地域包括ケア推進室
・倉敷市安心おかえりシールの交付 認知症の高齢者等が外出後に行方不明になった時に、できるだけ速やかに身元確認ができることで、本人・家族・介護者の負担の軽減につながるQRコード付き「倉敷市安心おかえりシール」を交付します。 <small>※QRコードは髒センサーウェブの登録商標です</small> (対象者) 倉敷市内に住所を有する在宅で生活している人で、次のいずれかに該当する人やその家族、介護者 ①医師により認知症の診断を受け、外出後に行方が分からなくなるおそれがある人 ②認知症の疑いがある人で、認知機能の低下等により、外出後に行方が分からなくなった等により警察等に連絡され、又は保護されたことがある人 (申請に必要なもの) ・申請者・対象者・連絡先となる方の印鑑 ・スマートフォン等の携帯電話（QRコードの読みとり機能があるもの）			
・GPS端末購入費等の助成 認知症の高齢者等が外出後に行方不明になった時に備えて、GPS機能で現在地を知らせる機器の購入費またはレンタル費用を上限1万円まで助成します。なお、利用予定の機器が助成条件を満たすか確認する必要があるため、購入前、または、レンタル開始前の事前の申請が必要です。 (対象者) 倉敷市内に住所を有する在宅で生活している人で、次の①～④の全てに該当する人 ①40歳以上である ②認知症が原因で行方不明になったことがある、または、そのおそれがある ③要介護・要支援認定、または、認知症の診断がある ④介護保険料の滞納がない			

事業・内容	問合せ先
<p>・ 倉敷市認知症身元不明高齢者一時保護事業</p> <p>認知症の症状（ひとり歩き等）により警察に保護された認知症高齢者や若年性認知症と思われる人のうち、調査するも身元が不明で警察署から保護依頼のあった人を受入れ施設（特別養護老人ホーム）で一時保護することで、事故防止や精神的な安定を図ります。</p> <p>(対象者)</p> <p>次の①～④の全てに該当する人</p> <p>①ひとり歩き等により倉敷市内で保護された認知症高齢者等と思われる人</p> <p>②治療が必要な身体的な傷病がない人</p> <p>③自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れや、著しい精神症状が認められない人</p> <p>④警察の調査にも関わらず身元不明、若しくは身元を引き受ける家族等は判明したが、引き取りに時間を要する人</p>	<p>健康長寿課地域包括ケア推進室</p>
<p>・ 認知症初期集中支援チームによる支援</p> <p>認知症が疑われる人等の自宅に医療・介護の専門職が訪問し、本人の様子の確認や家族への助言等の支援を、初期に色々な面から集中的に行い、自宅での自立生活のサポートを行います。</p> <p>(対象者)</p> <p>自宅等で生活している40歳以上の人で、認知症が疑われる人、または認知症の人で医療サービス・介護サービスを受けていない人、または中断している人等</p>	
<p>・ 認知症サポーター養成講座</p> <p>認知症について学び、正しい知識を持って、認知症の人やその家族の人たちを温かく見守り、支える認知症サポーターを養成します。</p> <p>(対象者)</p> <p>認知症の人とその家族を支える意欲を持ち、市内に住所を有する人及び市内に勤務する人</p>	<p>各高齢者支援センター（地域包括支援センター）・各保健推進室・健康長寿課地域包括ケア推進室</p>
<p>・ 認知症マイスター養成研修</p> <p>認知症の人に優しい地域づくりの推進のため、認知症の理解促進・普及啓発、相談先とのパイプ役、相談相手や話し相手、サロンや認知症カフェ等の開設・運営等の担い手を「認知症マイスター」として養成します。</p> <p>(対象者)</p> <p>倉敷市在住の人で、ボランティアで地域に向けて認知症の理解促進や普及啓発、または認知症の人やその家族に関わる活動を行っている人、もしくは行いたいと考えている人</p>	<p>健康長寿課地域包括ケア推進室</p>

9 後期高齢者医療

(1) 後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者等を対象に、その心身の特性や生活実態等を踏まえた医療が受けられるようにするとともに、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、平成18年6月「健康保険法等の一部を改正する法律」により「老人保健法」が改正され創設された制度（平成20年4月施行）です。

(2) 倉敷市の住民で後期高齢者医療制度に加入する人

次に該当する人が、被保険者（加入者）です。

- ・ 倉敷市内に住んでいる75歳以上の人（生活保護を受けている人を除く。）
- ・ 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、岡山県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人次のような場合は、新たに被保険者（加入者）になります。

① 75歳に到達したとき

倉敷市に住所があり、新たに75歳になる人は、75歳の誕生日から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となり、これまで加入されていた医療保険の資格は喪失します。（加入に伴う手続きは必要ありません。）

後期高齢者医療制度に加入すると、一人に1枚の「岡山県後期高齢者医療被保険者証」（保険証）が交付されます。保険証は誕生月の前月末頃までに送付されます。

※令和6年12月2日より保険証は発行されなくなります。保険証については、12月以降も記載内容に変更がなければ、有効期限までご使用いただけます。

※令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、倉敷市に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

② 県外から転入したとき

75歳以上の被保険者が県外から転入したときは、転入日から岡山県の当制度の被保険者となります。転入の届出をしたときに、前住所地から交付された負担区分証明書を持参し、受付窓口へ提出してください。後日、保険証が送付されます。

受付窓口は、本庁医療給付課及び児島、玉島、水島、真備、庄、茶屋町、船穂支所の担当課です。

③ 障がい認定を受けたとき

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、上記の受付窓口で障がい認定の申請を行い、岡山県後期高齢者医療広域連合の認定を受ければ、認定を受けた日から当制度の被保険者となることができます。

認定を希望する人は、現在加入の健康保険証、障がいのわかる証明書類（身体障がい者手帳等）を持参して申請の手続きを行ってください。

障がい認定の該当者

- ア 1～3級の身体障がい者手帳を持っている人
- イ 4級の身体障がい者手帳を持っている人で、次のいずれかに該当する人
 - ・ 音声機能、言語機能に著しい障がいがある人
 - ・ 両下肢のすべての指を欠く人
 - ・ 一下肢の機能に著しい障がいがある人
 - ・ 一下肢を足関節以上で欠く人
- ウ 障がい基礎年金の受給者で、その等級の1級～2級に該当する人
- エ 療育手帳の重度障がい（A）を持っている人
- オ 精神障がい者保健福祉手帳の1級～2級を持っている人

(3) 制度運営のしくみ

県内のすべての市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。

役割の主なもの

広域連合

- ・ 保険料額の決定
- ・ 医療を受けたときの給付
- ・ 保険証等の交付

市町村

- ・ 保険料の徴収
- ・ 申請や届出の受付
- ・ 保険証等の引渡し

(4) 後期高齢者医療保険料

保険料は被保険者が病気やケガの治療を受けたときの医療費の支払いに充てる大切な財源です。保険料は被保険者一人ひとりに納めていただきます。

保険料の額は岡山県後期高齢者医療広域連合で決定され、保険料額を決める基準（保険料率）は、2年ごとに見直されます。

① 保険料のしくみ

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{(年額)} \end{array}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額※}}$$

※ 所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除額 [最大 43 万円]) × 所得割率

② 保険料の軽減措置

ア 低所得者の軽減

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。

世帯主及びその世帯の被保険者の 総所得金額等の合計が次の金額以下の世帯	均等割軽減割合
基礎控除額（最大 43 万円） + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円	7 割
基礎控除額（最大 43 万円） + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 29.5 万円 × (被保険者数)	5 割
基礎控除額（最大 43 万円） + (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 + 54.5 万円 × (被保険者数)	2 割

イ 被扶養者であった人の軽減

制度加入の前日に会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の均等割額が 5 割軽減※され、所得割額はかかりません。ただし、低所得者の均等割額軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※均等割額が 5 割軽減されるのは、制度加入時から 2 年間です。

③ 保険料の減免・徴収猶予

災害等の特別な事情で保険料が納められないときは、申請により保険料の減免や徴収の猶予を受けられる場合があります。

④ 保険料の納め方

保険料は原則として年金（年額 18 万円以上の人）から天引きされますが、75 歳の誕生日を迎え被保険者になられたときや、被保険者資格がある人で他市町村から転入された場合等は、しばらくの間納付書もしくは口座振替による納付となります。

※天引き対象となる年金額が 18 万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える場合等は、納付書もしくは口座振替による納付となります。

ア 口座振替による納付

年金から保険料を天引きされている人で口座振替による納付を希望する人は、口座振替依頼書及び納付方法変更申請書を提出すれば口座振替による納付となります。

イ 保険料の決定通知書

保険料の決定通知書を毎年7月に被保険者の人全員に送付します。ただし、75歳の誕生日を迎えた場合等で新たに被保険者となった人へは、加入の翌々月までに送付します。

⑤ 問い合わせ先

医療給付課、児島・玉島（真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター国保介護課

(5) 医療を受けるとき

① 後期高齢者医療被保険者証（保険証）等の提示

病院等医療機関で医療を受けるときは病院等の窓口で必ず保険証またはマイナ保険証を提示してください。

なお、マイナ保険証に対応した医療機関等でマイナンバーカードを使って受診すると、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

② 自己負担割合

かかった医療費の1割。一定以上の所得者は2割、現役並みの所得者は3割です。

※保険証に自己負担割合が記載されています。

所得区分		負担割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額（各種控除後）が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者※1 ただし、被保険者の収入合計額が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の人は、2割負担または1割負担となります。なお、申請が必要な人には通知します。	3割 ※2
一般Ⅱ	現役並み所得者以外で、 1 世帯の被保険者が1人の場合 住民税の課税所得額（各種控除後）が28万円以上、かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上ある被保険者 2 世帯の被保険者が2人以上の場合 世帯の被保険者のうち、いずれかの住民税の課税所得額（各種控除後）が28万円以上、かつ世帯の被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上ある世帯の被保険者	2割 ※2
一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	1割
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、かつ所得が0円（年金所得は控除額を80万円として計算）の世帯の人及び老齢福祉年金の受給者	

※1 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者については、旧ただし書き所得（総所得から基礎控除最大43万円を差し引いた額）の合計が210万円以下の場合には2割負担または1割負担となります。

※2 課税所得額等により、3割負担または2割負担の基準を満たしていても、世帯全員が住民税非課税であれば1割負担となります。「住民税非課税」には、市町村の条例により住民税が全額免除された場合を含みます。

(6) 後期高齢者医療制度の給付

事業・内容			受付窓口	
<p>・入院中の食事代（1食当たり） 入院中の食事代は、診療にかかる費用とは別に定額自己負担が必要です。</p>			医療給付課 児島・玉島 福祉課含 む。・水島各 保健福祉セ ンター国保 介護課	
	令和6年5月まで	令和6年6月から		
現役並み所得者及び一般Ⅰ・Ⅱ	460円※1	490円※1		
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円		230円
	90日を超える入院 (認定期間内の入院が 90日を超えた場合)	160円※2		180円※2
低所得者Ⅰ	100円	110円		
<p>※1 指定難病の人等は260円、令和6年6月からは280円です。 ※2 申請が必要です。 療養病床に入院する人の食事代は次のとおりです。また、居住費として1日あたり370円かかります。</p>				
	令和6年5月まで	令和6年6月から		
現役並み所得者及び一般Ⅰ・Ⅱ	460円※3※4	490円※3※4		
低所得者Ⅱ	210円※5	230円※5		
低所得者Ⅰ	130円	140円		
<p>※3 一部医療機関では420円、令和6年6月からは450円の場合もあります。 ※4 指定難病の人等は260円です。 ※5 低所得者Ⅱ（過去12か月で90日※2を超える入院）であり、入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人等）は160円、令和6年6月からは180円になります。</p>				
<p>注1) 低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請により交付します。 注2) 指定難病の人等の居住費は0円です。</p>				
<p>・高額療養費 同じ月内に支払った自己負担額が次の「1か月の自己負担限度額」を超えていれば、申請により自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。</p>				

事業・内容			受付窓口
1 か月の自己負担限度額			医療給付課 児島・玉島 (真備保健 福祉課含 む。)・水島各 保健福祉セ ンター国保 介護課
所得区分	外来＋入院		
	外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得 690 万 円以上)	252,600 円＋ (医療費の総額－842,000 円) × 1 % [140,100 円] ※ 1		
現役並み所得者Ⅱ (課税所得 380 万 円以上)	167,400 円＋ (医療費の総額－558,000 円) × 1 % [93,000 円] ※ 1		
現役並み所得者Ⅰ (課税所得 145 万 円以上)	80,100 円＋ (医療費の総額－267,000 円) × 1 % [44,400 円] ※ 1		
一般Ⅰ・Ⅱ	18,000 円 (年間上限額 144,000 円) ※ 2	57,600 円 [44,400 円] ※ 1	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	
<p>※ 1 過去 12 か月以内に「外来＋入院(世帯単位)」の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の自己負担限度額。</p> <p>※ 2 2 割負担になる人は、令和 4 年 10 月 1 日から 3 年間は、1 か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑える措置があります。払い戻しとなる人へは、後日高額療養費として事前に登録されている口座へ払い戻します。</p> <p>注 1) 同一の医療機関の外来や入院の医療費は自己負担限度額までとなりますが、低所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用認定証」が必要となります。</p> <p>注 2) 75 歳になる月の自己負担限度額は、誕生日前と誕生日後でそれぞれ 2 分の 1 に減額され、誕生月の負担が他の月と比べて増加しません。</p> <p>注 3) 年間上限額は、毎年 8 月～翌年 7 月が対象となります。</p>			
<p>・ 特定疾病療養受療証</p> <p>医師の証明をもって申請すれば「特定疾病療養受療証」を交付します。これを医療機関等に提示すれば、認定疾病の療養に係る 1 か月の自己負担金は 10,000 円までになります。</p> <p>※厚生労働大臣が定めた疾病(下記のア～ウ)にかかっている後期高齢者医療制度加入者が対象となります。</p> <p>ア 先天性血液凝固因子障害の一部</p> <p>イ 人工透析を必要とする慢性腎不全</p> <p>ウ 血液凝固因子製剤の投与に起因する H I V 感染症</p>			

事業・内容	受付窓口														
<p>・ 高額介護合算療養費</p> <p>後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯で、医療費が高額になった世帯に介護保険のサービス受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、次の限度額を超えると、超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。</p> <p>合算する場合の自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）</p> <table border="1" data-bbox="234 394 1230 748"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者Ⅲ</td> <td>2,120,000円</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅱ</td> <td>1,410,000円</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者Ⅰ</td> <td>670,000円</td> </tr> <tr> <td>一般Ⅰ・Ⅱ</td> <td>560,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	限度額	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円	現役並み所得者Ⅰ	670,000円	一般Ⅰ・Ⅱ	560,000円	低所得者Ⅱ	310,000円	低所得者Ⅰ	190,000円	医療給付課 児島・玉島 （真備保健福祉課含む）・水島各保健福祉センター国保介護課
所得区分	限度額														
現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円														
現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円														
現役並み所得者Ⅰ	670,000円														
一般Ⅰ・Ⅱ	560,000円														
低所得者Ⅱ	310,000円														
低所得者Ⅰ	190,000円														
<p>・ 療養費</p> <p>次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、申請により認められた場合、自己負担額を除いた額が支給されます。</p> <p>ア やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき</p> <p>イ 医師が必要と認めたコルセット等の補装具代がかかったとき</p>															
<p>・ 葬祭費</p> <p>後期高齢者医療制度の被保険者が死亡したときは、葬儀を行った人（喪主）に葬祭費が50,000円支給されます。</p>															

10 国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の人は全員（外国人も含む。）年金制度に加入することとなっており、要件を満たせば国民年金制度から「基礎年金」を受けられるようになっていきます。

職場で厚生年金や共済組合に加入している人は、この基礎年金に上乗せした年金が支給される仕組みです。

国民年金の事業を運営する保険者は政府（厚生労働省）で、業務は主に日本年金機構で行われますが、一部の業務（加入・届出などの窓口業務）は市区町村に委任されています。

（1）被保険者

- ①第1号被保険者：第2号被保険者、第3号被保険者以外の人
（自営業者、農林漁業者、学生、無職の人等）
- ②第2号被保険者：65歳未満の厚生年金や共済組合加入者（サラリーマンや公務員等）
- ③第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（サラリーマンの妻等）
- ④任意加入被保険者
 - ア 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の人
 - イ 年金受給資格期間が不足する65歳以上70歳未満の人
 - ウ 国外に住む20歳以上65歳未満の日本人

※退職や扶養から外れた場合などは、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

（2）保険料

- ① 第1号被保険者の保険料
定額保険料 月額16,980円（令和6年度）
付加保険料 月額400円 ※（4）国民年金第1号被保険者の独自の給付 付加年金を参照
- ② 保険料の納付が困難な場合
第1号被保険者で保険料を納めることが困難な方には、次のような免除の制度があります。ただし、免除期間分は、内容に応じて老齢基礎年金の受給額が低くなります。
 - ア. 保険料免除制度
世帯（本人・配偶者・世帯主）の前年所得額が一定基準以下である場合、申請をして承認されると、所得状況に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます（失業などによる特例あり）。免除期間は、毎年7月から翌年6月までです。
 - イ. 納付猶予制度
50歳未満で、本人と配偶者の前年所得が一定基準以下である場合、申請をして承認されると、保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、毎年7月から翌年6月までです。
 - ウ. 学生納付特例制度
学生本人の前年所得が一定基準以下である場合、申請をして承認されると、在学中の保険料の納付が猶予されます。特例期間は毎年4月から翌年3月までの年度単位で、毎年更新が必要です。学生納付特例の適用が受けられない学校もありますので、ご確認ください。
 - エ. 法定免除
障害年金（1級・2級）を受給している場合や、日本国籍の被保険者のうち生活扶助を受給している場合などに届け出れば、その間の保険料の納付が免除されます。

免除・猶予された期間の保険料は、10年以内であれば後から納付することができます。ただし、3年度目以降は経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

② 産前産後の保険料の免除

出産日が平成31年2月1日以降の国民年金第1号被保険者について、出産（予定）月の前月から4か月間（多胎の場合、3か月前から6か月間）の保険料が免除されます。免除が承認された期間は、保険料納付済みの扱いになるため、将来受け取る年金額は減額されません。

(3) 基礎年金

名称・内容	申請等に必要なもの
<p>・ 老齢基礎年金 次の①～③を合わせて10年以上ある人が65歳になったときに支給されます。 ①国民年金の保険料を納めた期間（第3号被保険者期間も含む。）と免除された期間 ②厚生年金、共済組合に加入した期間 ③配偶者が厚生年金や共済組合に加入した日（当該日が昭和36年4月1日前の場合は同年4月1日）から昭和61年3月31日までの被扶養期間等の合算対象期間（カラ期間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳 ・ 戸籍謄本 ・ 本人名義預（貯）金通帳 ・ 所得証明書（夫婦） ・ 住民票謄本 ・ 配偶者の年金証書
<p>・ 障害基礎年金 国民年金の被保険者期間中又は被保険者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に病気やケガで心身に重度の障がいを負ったときに支給されます。（納付要件があります。） （国民年金法による1級及び2級の障がい） 20歳になる前の病気やケガで障がいになった場合も、20歳から障害基礎年金が支給されます。しかし、無拠出であるため、本人の所得制限があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書 ・ 病歴申立書 ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳 ・ 戸籍謄本 ・ 住民票謄本 ・ 本人名義預（貯）金通帳 ・ 所得証明書（20歳前の傷病による障がいのとき） ・ その他ケースにより証明等が必要です。
<p>・ 遺族基礎年金 国民年金加入者で納付要件を満たしている夫や妻が死亡したとき、18歳未満（1級、2級の障がいの状態にある場合は20歳未満）の子のある配偶者又は18歳未満（1級、2級の障がいの状態にある場合は20歳未満）の子に支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳（死亡者） ・ 死亡診断書（写し） ・ 戸籍謄本 ・ 住民票謄本 ・ 本人名義預（貯）金通帳 ・ 所得証明書

マイナンバー（個人番号）を記入することにより添付書類を省略できる場合があります。（マイナンバーの番号確認と身元確認を行います）

(4) 国民年金第1号被保険者の独自の給付

名称・内容	申請等に必要なもの
<p>・ 付加年金 定額の保険料のほかに月額 400 円の付加保険料を納めた場合、老齢基礎年金に付加年金額（200 円×付加保険料を納めた月数）が加算されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳
<p>・ 寡婦年金 第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻に60歳から65歳まで支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳（死亡者） ・ 住民票謄本 ・ 戸籍謄本 ・ 本人名義預（貯）金通帳 ・ 所得証明書（請求者）
<p>・ 死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が、いずれの年金も受けないままに死亡したとき、その死亡した人と一緒に生活していた遺族に支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金番号通知書又は年金手帳（死亡者） ・ 住民票謄本 ・ 戸籍謄本 ・ 本人名義預（貯）金通帳

マイナンバー（個人番号）を記入することにより添付書類を省略できる場合があります。（マイナンバーの番号確認と身元確認を行います）

(5) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者に対して、福祉的な措置として「特別障害給付金制度」が始まりました。（平成17年4月から）

本人の所得による支給の制限があり、老齢年金・遺族年金等を受給されている場合には、支給額の調整があります。また、経過福祉手当を受給されている人が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過福祉手当の支給は停止となります。

(6) 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、令和元年10月に開始した制度です。年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。支給額は5,310円を基準額として、保険料の納付期間等に応じて決まります。老齢基礎年金（65歳以上）・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者が対象で、所得等が一定以下である等支給には要件があり、本人の請求が必要です。

問合せ先：市民課 国民年金係 ☎426-3291



11 保健所業務

(1) 免許の申請

区 分	免許の種別	申請方法	問合せ先
厚生労働大臣免許	医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師（衛生検査技師） 視能訓練士 薬剤師 管理栄養士	申請書等	保健課（保健医療係）
	都道府県知事免許		
	クリーニング師 調理師 製菓衛生師		生活衛生課

※その他の免許の問合せ先（保健所以外）

柔道整復師	公益財団法人柔道整復研修試験財団	☎(03)6205-4731
あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師	公益財団法人東洋療法研修試験財団	☎(03)5811-1666
歯科衛生士・歯科技工士	一般財団法人歯科医療振興財団	☎(03)3262-3381
言語聴覚士	公益財団法人医療研修推進財団	☎(03)3501-6515
臨床工学技士	厚生労働省医政局医事課試験免許室	☎(03)5253-1111 内線 2577
義肢装具士	厚生労働省医政局医事課試験免許室	☎(03)5253-1111 内線 2577
救急救命士	一般財団法人日本救急医療財団	☎(03)3835-0099
理容師・美容師	公益財団法人理容師美容師試験研修センター	☎(03)5579-6878

(2) 母子保健

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>ア およこ健康手帳 ・およこ健康手帳（母子健康手帳）の交付 妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料として、また、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくものとして、妊娠の届出をした人に交付します。併せて「妊産婦・乳児健康診査受診票」を交付し、妊婦相談や各種保健サービスの情報提供を行います。</p>	<p>妊婦（ただし、妊娠中交付を受けていない場合は出産後においても交付します。）</p>	<p>妊娠届出書を提出（持参品） 妊婦本人のマイナンバーカード又は個人番号通知書と免許証等</p>	<p>倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>イ 低体重児出生届 ・低体重児出生届 新生児の出生体重が 2,500 g 未満のとき、保護者は速やかに市に届出を行います。 必要に応じて保健師等による保健指導を行います。</p>	<p>新生児の出生体重が 2,500 g 未満であった保護者</p>	<p>低体重児出生届を提出（出生後速やかに）（持参品） 赤ちゃん及びその母本人のマイナンバーカード又は個人番号通知書と免許証等 ※赤ちゃんについて、個人番号が届出時点で付けられていない場合は不要。 届出書様式が「妊産婦・乳児健康診査受診票」のつづりにとじこまれています。</p>	
<p>ウ 健康診査 ・妊婦一般健康診査 （医療機関・助産所委託） 妊娠中の異常の早期発見と健康保持増進を目的として実施します。 受診票を使って 14 回の健康診査が受けられます。（多胎妊婦には、5 回追加あり）</p>	<p>妊婦</p>	<p>受診票が「妊産婦・乳児健康診査受診票」のつづりにとじこまれています。</p>	<p>健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>・妊婦歯科健康診査 （医療機関（歯科）委託） 妊婦及び生まれてくる子どもの健全な歯・口腔の基礎づくりを行うことを目的として、歯科健診及び歯科保健指導を実施します。 妊娠中、受診票を使って 1 回の健康診査が受けられます。</p>			
<p>・産婦健康診査 （医療機関・助産所委託） 産後うつ及び新生児への虐待等の防止を目的として、産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を含む健康診査を実施します。 産後 8 週間以内に受診票を使って 2 回の健康診査が受けられます。</p>	<p>産後 8 週間以内の産婦</p>		

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・乳児一般健康診査 (医療機関委託)</p> <p>乳児の異常の早期発見と健康保持増進を目的として、健康診査を実施します。 1歳に到達した月の月末まで受診票を使って3回の健康診査が受けられます。</p>	乳児	受診票が「妊産婦・乳児健康診査受診票」のつづりにとじこまれています。	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・先天性代謝異常等検査 (県実施 医療機関委託)</p> <p>フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常の病気を早期発見することにより、心身障がい発生を予防します。</p>	新生児(生後4～6日)	先天性代謝異常等検査依頼書が「妊産婦・乳児健康診査受診票」のつづりにとじこまれています。	岡山県保健医療部 ☎(086)226-7329
<p>・新生児聴覚検査 (医療機関委託)</p> <p>聴覚障がいを早期に発見し、早期に支援することを目的として、出生後入院中(原則)に新生児聴覚スクリーニング検査を実施します。 実施医療機関は県内又は近県の委託医療機関。 一部自己負担が必要。 里帰り出産等未受診者を対象に外来スクリーニングを実施します。</p>	新生児(出産後数日)で、保護者が検査を希望する者	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけの産婦人科医療機関へ相談 ・外来スクリーニングは岡山赤十字病院、岡山済生会総合病院、倉敷成人病センター、津山中央病院、総合病院落合病院へ申し込む。 ・受診票が「妊産婦・乳児健康診査受診票」のつづりにとじこまれています。 	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>・ 1歳6か月児健康診査 身体発育・運動機能・精神発達・視聴覚等総合的な健康診査を実施し、心身の障がいの早期発見と生活習慣、むし歯予防、幼児期の栄養等、育児に関する指導を行います。 (内容) 身体測定、内科診察、歯科診察、保健師・栄養士・歯科衛生士等による指導等 (日時・場所) 広報くらしき、市ホームページ参照</p>	1歳6か月児(2歳前まで受診可)	個別に健診セットを郵送する。当日会場で記入も可 (持参品) ・おやこ健康手帳 ・1歳6か月児健康診査受診票 ・バスタオル ※受診月の前月に案内を送付	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 1歳6か月児アレルギー健康診査 アレルギー発症防止の適切な指導を行うとともに、すでに気管支ぜん息の発症が認められるぜん息児に、専門機関の受診をすすめることによって、早期に適切な治療及び指導を行います。 (内容) 問診と診察及び保健指導・栄養指導 (日時・場所) 広報くらしき、市ホームページ参照</p>	1歳6か月児のうち、アレルギー素因を有する幼児(2歳前まで受診可)	対象者にアレルギー健診問診票を郵送する。当日会場で記入も可 (持参品) ・おやこ健康手帳 ・1歳6か月児アレルギー健診問診票 ※受診月の前月に案内を送付	医療給付課
<p>・ 1歳6か月児精密健康診査 対象者に対し、専門機関の受診をすすめ、異常の早期発見、早期治療を行います。 (内容) 市で精密健康診査受診票を発行し、かかりつけ医療機関等で必要な検査を実施(検査に関するものについて自己負担なし。) (日時・場所) 受診票発行後、3か月以内に各かかりつけ医療機関等で実施</p>	1歳6か月児健康診査の結果、疾病等の疑いがあり、より精密に健康診査を行う必要のある幼児	(持参品) ・1歳6か月児精密健康診査受診票 ・おやこ健康手帳 ・健康保険証	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 2歳児歯科健康診査 1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの間に倍増するむし歯の予防や口腔機能の発達を促すための歯科保健指導等を行います。 (内容) 歯科診察、フッ素塗布、歯科指導等 (日時・場所) 広報くらしき、市ホームページ参照</p>	2歳1か月児(2歳半頃まで可)	対象者に2歳児歯科健診票を郵送する。 (持参品) ・おやこ健康手帳 ・歯ブラシ ・2歳児歯科健康診査票 ・フッ素に関する調査票 ・バスタオル ※受診月の前月に案内を送付	健康づくり課 児島・玉島・真備・水島各保健推進室

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>・ 3歳児健康診査 身体発育・精神発達・歯科・視聴覚等の総合的な健康診査を実施し、適切な保健指導を行います。 (内容) 身体測定、内科診察、視聴覚検査、歯科診察、保健師・栄養士・歯科衛生士等による指導等 (日時・場所) 広報くらしき、市ホームページ参照</p>	3歳6か月児(4歳前まで受診可)	個別に健診セットを郵送する。当日会場で記入も可 (持参品) ・おやこ健康手帳 ・尿 ・3歳児健康診査受診票 ・バスタオル ※受診月の前月に案内を送付	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 3歳児精密健康診査 対象者に対し、専門機関の受診をすすめ、異常の早期発見、早期治療を行います。 (内容) 市で精密健康診査受診票を発行し、かかりつけ医療機関等で必要な検査を実施(検査に関するものについて自己負担なし。) (日時・場所) 受診票発行後、3か月以内に各かかりつけ医療機関等で実施</p>	3歳児健康診査の結果、疾病等の疑いがあり、より精密に健康診査を行う必要のある幼児	(持参品) ・3歳児精密健康診査受診票 ・おやこ健康手帳 ・健康保険証	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>エ 健康教室・相談等 ・ 電話相談 保健師・栄養士・歯科衛生士による健康や育児に関する相談 (相談日・時間) 月～金曜日(ただし、祝日及び年末年始は除く。) 8:30～17:15</p>	乳幼児の保護者及び市民、妊産婦	電話又は来所・訪問による相談	倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 妊婦相談 保健師等による妊娠中の生活等の相談</p>	妊婦及びその家族		
<p>・ 家庭訪問指導 必要に応じ担当保健師が訪問し相談に応じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦 ・ 乳幼児 		
<p>・ 妊婦・子育て相談ステーション すくすく 妊娠・出産から子育て期の様々な悩みを、保健師・助産師等の専門スタッフが、直通ダイヤル「妊婦・子育て相談ほっとライン」や来所による相談に応じます。</p>	妊娠期から子育て期の本人及びその家族	直通ダイヤルや来所による相談	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>・ 出産応援給付金</p> <p>妊婦が安心して出産ができるよう、相談支援を充実させるとともに、経済的支援として5万円を支給します。 詳細は市ホームページ参照。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠届出時に面談を受けた妊婦 ・ 申請書提出時点で、申請者の住民票が倉敷市にあること 	<p>(申請方法)</p> <p>申請書に記入し、返信用封筒で郵送にて提出</p>	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 子育て応援給付金</p> <p>子育て家庭が安心して子育てができるよう、相談支援を充実させるとともに、経済的支援として5万円を支給します。 詳細は市ホームページ参照。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こんにちは赤ちゃん訪問で面談を受けた産婦及び養育者 ・ 申請書提出時点で、申請者の住民票が倉敷市にあること 	<p>(申請方法)</p> <p>申請書に記入し、返信用封筒で郵送にて提出</p>	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 子育てはじめの一步教室（育児相談）</p> <p>母と子の交流と育児の仲間づくりをすすめ、育児力を高めます。要予約。 (日時・場所) 広報くらしき、市ホームページ参照</p>	おおむね6か月までの乳児とその保護者	<p>(持参品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おやこ健康手帳 ・ バスタオル 	倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 離乳食と歯の教室</p> <p>保健所や市内子育て支援拠点にて、離乳食の必要性・与え方や口腔機能の発達を促すための普及啓発と相談を行います。 (日時・場所) 広報くらしき、市ホームページ参照</p>	5か月前後の乳児とその保護者	<p>(持参品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おやこ健康手帳 ・ 筆記用具 ・ バスタオル 	健康づくり課 (食育推進係)
<p>・ 子どものための歯の教室</p> <p>児のむし歯予防や口腔機能の発達を促すための啓発や歯科保健指導を行います。 (日時・場所) 広報くらしき、市ホームページ参照</p>	0歳児から就学前の幼児	<p>(持参品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯ブラシ ・ コップ 	
<p>・ 乳幼児こころの発達相談</p> <p>児童精神科医が、発達相談に対応し保護者に助言を行うことで、児にとって適切な養育環境が整うよう支援します。</p>	乳幼児健康診査等で精神・運動等の発達の経過観察が必要と考えられる乳幼児	<p>(予約方法)</p> <p>各地区担当保健師に事前に申し込む。</p>	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ すこやか親子相談</p> <p>心理相談員が、育児や発達の問題等で育児不安の高い保護者の相談に対応することで不安の軽減を図り、育児支援を行います。</p>	家庭環境や心身の不調・子どもの発達等の不安等により育児の負担感が強い保護者		

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
・乳幼児健全発達支援教室(にこにこ親子教室) 健康診査の事後フォローとして、親子、子ども同士のふれあいや楽しい体験を通して、親が子どもの発達に合わせた育児ができるよう支援します。	1歳6か月児健康診査後、おおむね2歳半頃までの幼児と参加を希望する保護者(育児不安を抱えており、子どもの対応に困っている保護者含む)		
・親子クラブ活動支援事業 保護者同士の交流を深める場の提供等により、育児や健康について考え保護者の育児支援と子の健全育成を図ります。	0歳から就園前の幼児とその保護者		健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
オ 医療費の給付			
・子ども医療費の給付(45ページ参照)			
・産後ケア事業 市が契約している施設で休養をとったり、助産師などの専門職から育児や健康のアドバイスやケアを受けたりすることができます。施設での宿泊、日帰りや自宅への訪問があります。 (利用可能日数) 宿泊産後ケア 7泊まで 日帰り産後ケア 5日まで 訪問産後ケア 3回まで (市が契約している施設) 市ホームページ参照 (助成額) ・宿泊産後ケア 1泊あたり17,000円(市民税均等割以下の世帯は21,500円、生活保護世帯・災害被災から3か月以内の世帯は26,000円)を助成 ・日帰り産後ケア 1日につき7,000円(市民税均等割以下の世帯は8,750円、生活保護世帯・災害被災から3か月以内の世帯は10,500円)を助成 ・訪問産後ケア 1回につき4,000円(市民税均等割以下の世帯は5,000円、生活保護世帯・災害被災から3か月以内の世帯は6,000円)を助成 ・多胎産婦には、宿泊1泊あたり5,500円、日帰り1日あたり3,500円、訪問1回あたり2,000円の加算あり。	出産後の母と乳児(1歳の誕生日の前日まで) ※医療によるケアが必要とされる場合は利用不可	産後ケア利用申請書に記入し、事前に申し込む。 (持参品) おやこ健康手帳 ※電子申請サービスによる申請も可能	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・ 不育症検査費用助成金の支給 厚生労働省が指定している先進医療で実施された不育症検査の費用の一部を助成します。</p>	<p>申請日に倉敷市に住民登録があり、2回以上の流産・死産の既往がある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 受検証明書（医療機関の証明） ・ 住民票（発行から3か月以内のもので前住所の記載があるもの） ・ 医療機関が発行する領収書及び明細書 ・ 債権者登録申出書 ・ 請求書 ・ 印鑑 	<p>健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>・ 未熟児養育医療の給付 養育のため、病院（指定養育医療機関）に入院する必要のある未熟児に対し必要な医療の給付を行います。 （給付部分） 医療費の自己負担部分 （自己負担金） 世帯の市民税所得割額の合算額に応じた金額が必要です。 ※医療費は子ども医療費の対象になるので、申請時に「申出書」を提出すれば、子ども医療費から充当されます。ただし、食事療養費は充当対象外です。</p>	<p>入院養育が必要な1歳未満の未熟児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 意見書（指定医療機関の証明） ・ 世帯調書 ・ 申出書（子ども医療費から充当する旨のもの） ・ 加入医療保険証の写 ・ 個人番号の確認ができるもの（個人番号通知カード等） 	<p>保健課（保健医療係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>・ 自立支援医療（育成医療）の給付 身体に障がいがある児童が、指定医療機関で障がい回復効果の期待できる治療を行う場合に、医療の給付を行います。 （給付部分） 医療費の自己負担部分 （自己負担金） 医療費の1割を負担。ただし、医療保険上の世帯の所得に応じて決定される負担上限額を超える支払はありません。 ※治療開始前の申請が必要です。</p>	<p>障がい回復効果が期待できる治療を受ける18歳未満の人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 意見書（指定医療機関の証明） ・ 加入医療保険証の写 ・ 個人番号の確認ができるもの（個人番号通知カード等） 	

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・結核児童療育の給付 結核の治療のため、指定医療機関で長期に入院が必要な児童に対し、医療の給付や、学習及び療養生活に必要な物の支給を行います。 (給付部分) 医療費の自己負担部分 学習に必要な物 療養生活に必要な物 (自己負担金) 世帯の市民税所得割額に応じた金額が必要です。 ※治療開始前の申請が必要です。</p>	<p>結核治療のため、長期入院が必要と認められる 18 歳未満の人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・申請書 ・意見書（指定医療機関の証明） ・世帯調書 ・源泉徴収票ほか課税状況を証明する書類等 	
<p>・小児慢性特定疾病医療支援事業 小児慢性疾病にり患している児童等について、健全育成を目的として、治療方法の確立と普及・患児家族の治療費等負担軽減のため、必要な医療の給付を行います。 (給付部分) 医療費の自己負担部分 (自己負担金) 医療保険単位の市民税所得割額に応じた金額が必要 ※申請受付日以降の医療費について、公費負担の対象となります。</p>	<p>小児慢性特定疾病にり患している 18 歳未満の人（18 歳到達時点で本事業の対象であり、必要と認められる場合は 20 歳の誕生日の前日まで延長できます。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・意見書（指定医の証明） ・個人番号の確認ができるもの（個人番号通知カード等） ・重症患者申請が必要な場合は、重症患者認定申告書及びその状態を記載した医療意見書又は障がい者手帳の写等 ・加入医療保険証の写 ・同意書（保険者照会用） ・その他必要に応じた書類 	<p>保健課（保健医療係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 小児慢性特定疾病医療支援事業の対象で日常生活に支障がある人について、日常生活用具を給付します。種目、対象者及び性能は次のとおりです。（世帯の市町村民税額に応じて自己負担あり。）</p>	<p>小児慢性特定疾病医療支援事業対象者であって、他の施策により日常生活用具の給付が受けられない人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・希望する用具の見積書（2社以上） ・その他必要に応じた書類 	

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

種 目	対 象 者	性 能 等
便器	常時介助を要する人	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある人	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある人	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な人	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある人	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす（電動以外）	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある人	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい人	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある人	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある人	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した人	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した人	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な人	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの。

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【新】 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している児童等およびその保護者の方を対象に、児童等の相互交流支援や学習支援などを行う事業を民間事業者に委託して実施しています。</p>	<p>小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している児童等およびその保護者</p>	<p>利用方法については右の問合せ先にご相談ください</p>	<p>保健課（保健医療係） NPO法人ポケットサポート ☎(086)289-8528</p>
<p>・肝炎インターフェロン治療・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロンフリー治療・B型ウイルス性肝炎核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度 B型及びC型ウイルス性肝炎の治療を目的として行うインターフェロン治療及びC型ウイルス性肝炎に対するインターフェロンフリー治療、並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているものについて、医療費の公費負担を行います。（世帯の市民税（所得割）課税額に応じて自己負担あり。）</p>	<p>B型及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療及びC型ウイルス性肝炎に対するインターフェロンフリー治療、並びにB型肝炎ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療を必要とする人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・診断書 ・住民票（世帯全員のもの） ・市民税課税証明書（世帯全員のもの） ・健康保険証の写 	<p>保健課（感染症係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>・肝炎陽性者フォローアップ事業 肝炎ウイルス陽性者に対し検査の費用を助成します。 助成回数 初回精密検査 1回 定期検査 年2回（初回精密検査含む） ※肝炎一次専門医療機関での受診に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性者フォローアップ事業に同意した人 ・初回精密検査は1年以内に倉敷市及び岡山県肝炎一次専門医療機関が実施する肝炎ウイルス検査又は倉敷市が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検査又は職域、妊婦健診及び手術前の検査で陽性と判定された人 ・定期検査は肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者で上記の医療費助成の交付を受けていない住民税非課税世帯の人又は、市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する人 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・印鑑 ・領収書 ・診療明細書 ・肝炎ウイルス検査の結果がわかるもの（初回のみ） <p>※定期検査は他に世帯全員の住民票、課税証明、診断書等</p>	

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
<p>・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院・通院治療費を助成します。</p>	<p>県が指定した指定医療機関で受けた対象医療のうち、1か月の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去24か月以内に2回以上ある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者証交付申請書 ・臨床調査個人票及び同意書 ・医療記録票 ・健康保険証の写 ・限度額適用認定証等の写 ・場合によっては住民票、課税証明書等 	<p>保健課（感染症係）</p>

(3) 予防接種

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
・各種予防接種 予防接種で免疫をつけ、感染症にかからないようにします。 予防接種は、個別予防接種（市内実施医療機関）で実施します。 （注）実施医療機関は、保健所だより参照	市内在住の予防接種対象年齢内の人	おやこ健康手帳を持参し直接実施医療機関へ 不明な点は問合せ先へ	保健課（感染症係）

こどもの定期予防接種対象年齢・接種回数（R6. 4. 1現在）

種類	対象年齢		標準的な接種年齢	接種回数	標準的な接種間隔
ロタウイルス	ロタリックス：生後6週0日～24週0日		初回接種 生後2月～出生14週6日	2回	27日以上の間隔
	ロタテック：生後6週0日～32週0日			3回	
B型肝炎	1歳未満		生後2～9月未満	3回	27日以上の間隔で2回接種し、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて1回
※1 五種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib)	1期	初回接種	生後2～7月	3回	20日から56日間隔
		追加接種	生後2～90月未満	初回接種終了後6～18月あける	1回
四種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ)	1期	初回接種	生後2～12月	3回	20日から56日間隔
		追加接種	生後2～90月未満	初回接種終了後12～18月あける	1回
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	2期	11～13歳未満	11歳	1回	
※2 BCG	1歳未満		生後5～8月未満	1回	
※2 麻しん (はしか) 風しん (三日はしか)	1期	生後12～24月未満	1歳になったらなるべく早く	1回	麻しん風しん混合ワクチン又は麻しん及び風しんの単独ワクチンを接種することも可能
	2期	令和6年度対象者：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ	—	1回	

種類	対象年齢		標準的な接種年齢	接種回数	標準的な接種間隔	
※3 日本脳炎	1期	初回接種	生後6～90月未満	3歳	2回	6～28日間隔
		追加接種		4歳	1回	初回接種（2回）終了後、おおむね1年間あける。
	2期	9～13歳未満		9歳	1回	
※4 H i b (ヒブ)	初回接種	生後2月～5歳未満	生後2～7月未満で接種開始	3回	27～56日間隔 (12月までに完了)	
	追加接種			1回	初回3回終了後 7月～13月の間隔	
※4 小児用肺炎球菌	初回接種	生後2月～5歳未満	生後2～7月未満で接種開始	3回	27日以上の間隔 (12月までに完了)	
	追加接種		生後12～15月	1回	初回3回終了後 60日以上あける	
※2 水痘	生後12月～36月未満		初回を生後12月～15月未満	2回	初回接種後6月～12月の間隔をおく	
※4 HPV (子宮頸がん)	小学6年～高校1年相当の女子		中学1年	3回	(サーバリックスの場合) 2回目は初回から1月後 3回目は初回から6月後 (ガーダシルの場合) 2回目は初回から2月後 3回目は初回から6月後 (シルガード9の場合) 【初回が15歳未満の場合】 2回目は初回から5月後 【初回が15歳以上の場合】 2回目は初回から2月後 3回目は初回から6月後	

標準的な接種間隔を過ぎても接種は可能です。詳しくはお問い合わせください。

※1 令和6年4月1日から五種混合ワクチンが定期予防接種の対象となりました。五種混合ワクチンを接種した場合、四種混合ワクチンおよびH i bワクチンを接種する必要はありません。標準的な接種年齢は国の通知等により変更する場合があります。

※2 生ワクチン接種後、生ワクチンを接種する場合（例：麻しん風しんワクチン接種後に水痘ワクチン接種）は、27日以上の間隔が必要です。

※3 平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は、20歳未満まで特例があります。

※4 H i b、小児肺炎球菌、HPVは接種を行う月齢（年齢）で必要な回数等が異なります。

高齢者の予防接種対象年齢・接種回数（R6. 4. 1現在）

種類	対象年齢	実施期間	助成回数	接種料金
インフルエンザ	65歳以上の人、60～65歳未満で内臓や免疫機能に一定の障がいのある人	10月1日～翌1月31日	実施期間に1回	自己負担金 2,000円（低所得者には減免制度あり）

種類	対象年齢	実施期間	助成回数	接種料金
高齢者肺炎球菌	65歳の人、60～65歳未満で内臓や免疫機能に一定の障がいのある人	市が発行する予診票に記載	生涯1回	自己負担金 3,000円（低所得者には減免制度あり）
新型コロナウイルス	65歳以上の人、60～65歳未満で内臓や免疫機能に一定の障がいのある人	未定	実施期間に1回	未定

風しん追加的対策（風しん第5期）

種類	対象年齢	実施期間	助成回数	接種料金
麻しん風しん混合ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性 平成26年4月以降に行った風しん抗体検査の結果、抗体価が基準値以下の人 	市が発行するクーポン券に記載	令和7年3月31日までの間に1回	無料

事業・内容		問合せ先
<p>・予防接種による健康被害の救済措置</p> <p>市内在住の人で予防接種を受けた後、何らかの健康上の問題（健康被害）が発生した場合に医療費等を給付します。</p> <p>（内容） 次表のとおり。</p> <p>（対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく定期及び臨時の予防接種 ・任意の予防接種 <p>（予防接種の種類や対象年齢については担当課にお問い合わせください。）</p>		保健課（感染症係）
医療費	予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担分について給付します。	
医療手当	予防接種による健康被害について医療を受けた場合、月を単位として給付します。	
障がい児養育手当	予防接種により障がいの状態となり、一定の障がいを有する18歳未満の人を養育する人に給付します。	
障がい年金	予防接種により障がいの状態となり、一定の障がいを有する場合に給付します。	
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した場合に給付します。	
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した人の葬祭を行ったときに給付します。	
介護加算	障がい児養育年金、障がい年金受給者のうち在宅の1、2級の人に介護加算を行います。	

(4) 結核予防

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>・ BCG予防接種 前項「予防接種」参照</p>			
<p>・ 結核定期健康診断 胸部レントゲン検診（肺がん検診）と併せて実施します。 検診車の日程、実施医療機関は倉敷けんしんガイド参照。（検診結果は約6週間後に通知します。） （料金） 検診車：無料 医療機関：70歳未満 1,300円 70歳以上 400円</p>	勤務先等で検診を受ける機会のない人で、65歳以上の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診券を持参 ・ 検診車は直接会場へ ・ 医療機関は事前に医療機関に申し込み 	健康増進センター 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 結核医療費公費負担 結核患者が適正な医療を受けるため、医療費及び療養費の自己負担額の一部を公費負担します。</p>	結核登録患者	患者本人又はその保護者が医療機関を通して保健所へ申請	保健課（感染症係）

(5) 成人保健について

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>・健康教育 生活習慣病予防や心身の健康づくりに関する正しい知識を普及するために、医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等が講演会、健康教室等を開催します。</p>	<p>市民(ただし、内容・対象者の状況により家族にも行う。)</p>	<p>広報くらしきや保健所だより等に掲載する。また、地区回覧も行う。 希望者は、右記問合せ先に申し込む。</p>	<p>健康増進センター 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>・健康相談 心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等が対応します。</p>			<p>健康づくり課(食育推進係)</p>
<p>・健康診査 生活習慣病の早期発見や予防のために実施します。 倉敷市生活習慣病予防健診 (国保特定健診・長寿健診等) 肝炎ウイルス検診 がん検診 (胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診) 女性の一般健診 歯周病検診 倉敷けんしんガイド参照</p>	<p>各健康診査の項目参照</p>	<p>各健康診査の項目参照 ※住民税非課税世帯の人・生活保護受給者で料金の減額を希望する場合は事前に申請が必要(必ず受診する前に右記問合せ先へ申請する。ただし、前立腺がん検診は減額の対象とならない。)</p>	

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>ア 国保特定健診・特定保健指導 メタボリックシンドロームに着目し、できるだけ早い時期・段階に介入し、行動変容・改善を図るために実施します。 ※生活保護受給者及び無保険者は、年齢に応じて国保特定健診又は長寿健診に準ずる健診を実施します。</p> <p>○国保特定健診 (内容) 問診、内科診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査 ※眼底検査は医師の判断により実施 (料金) 医療機関 70歳未満 500円 70歳以上 500円 地区会場 70歳未満 500円 70歳以上 実施なし (日程) 6月～1月</p> <p>○国保特定保健指導 (内容) 国保特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な人に、利用券を交付し保健指導を実施します。 国の定めた階層化基準により、動機付け支援と積極的支援に分類されます。 (料金) 無料</p>	<p>(医療機関) 40歳以上74歳以下の倉敷市の国民健康保険加入者</p> <p>(地区会場) 40歳以上69歳以下の倉敷市の国民健康保険加入者</p> <p>(動機付け支援) 40～74歳</p> <p>(積極的支援) 40～64歳</p>	<p>(申込み) 医療機関：事前に医療機関へ申し込む。 地区会場：事前に下記へ申し込む。 倉敷・児島・水島地区： 岡山クリニック ☎427-2324 玉島・真備地区： 岡山県健康づくり財団 ☎(086)246-6256</p> <p>(持参品) ・国民健康保険被保険者証 ・けんしん受診券</p>	<p>健康増進センター 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>イ 75歳健診 (内容) 国保特定健診と同じ (料金) 500円 (日程) 6月～1月</p>	<p>75歳の倉敷市の国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者</p>	<p>(申込み) 事前に医療機関へ申し込む。 地区会場は実施しない。 (持参品) ・国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証 ・けんしん受診券</p>	

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
ウ 長寿健診 生活習慣病を早期発見し、必要に応じて医療につなげるために実施します。 (内容) 問診、内科診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査 (料金) 500円 (日程) 6月～1月	76歳以上の市民 (65歳以上74歳以下の障がい認定による後期高齢者医療制度加入者を含む。)	(申込み) 事前に医療機関へ申し込む。 地区会場は実施しない。 (持参品) ・後期高齢者医療被保険者証 ・けんしん受診券	健康増進センター 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
エ 肝炎ウイルス検診 肝炎ウイルス感染を早期に発見し、肝炎による健康障害を予防するために実施します。 (内容) 問診、血液検査 (B型肝炎ウイルス検査・C型肝炎ウイルス検査) (料金) 倉敷けんしんガイド参照 (日程) 6月～1月	(医療機関) ①今年度中に40歳になる市民 ②41歳以上の市民で平成14年度以降肝炎ウイルス検診を受診していない人 (地区会場) 40歳以上69歳以下の市民で上記①又は②に該当する人	(申込み) 医療機関：事前に医療機関へ申し込む。 地区会場：事前に健診機関へ特定健診と同時に申し込む。 (持参品) けんしん受診券	
オ 胃がん検診 胃がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるために実施します。 (内容) 問診、胃部エックス線検査または、胃内視鏡検査のいずれか (受診間隔) 2年に1回 (料金) 内視鏡検査 70歳未満 3,300円 70歳以上 1,200円 エックス線検査 70歳未満 2,400円 70歳以上 800円 (日程) 6月～1月	50歳以上の市民で前年度受診していない人	(申込み) 事前に医療機関へ申し込む。 (持参品) けんしん受診券 (注意) 前日の午後9時以降は絶食し、タバコ・薬等も飲まないこと。	
カ 子宮頸がん検診 子宮頸がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるために実施します。 (内容) 問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診等 なお、不正出血等の有症状者で医師が必要と認め、本人が了承した時、子宮体部の細胞診も実施できます。	20歳以上の市民 (女性)	(申込み) 医療機関：事前に医療機関へ申し込む。 地区会場 (真備地区)：事前の申し込みは不要。 (持参品) けんしん受診券	

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
(料金) 医療機関 頸がん検診 70歳未満 1,600円 70歳以上 500円 頸及び体部検診 70歳未満 2,300円 70歳以上 800円 地区会場 頸がん検診 70歳未満 800円 70歳以上 300円 (日程) 6月～3月			健康増進センター 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
キ 乳がん検診 乳がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるために実施します。 (内容) 問診、マンモグラフィと視触診の併用 (料金) 70歳未満 1,700円 70歳以上 600円 (日程) 6月～3月	40歳以上の市民 (女性)	(申込み) 事前に医療機関へ申し込む。 (持参品) けんしん受診券	
ク 胸部レントゲン検診(肺がん検診) 肺がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるために実施します。 (内容) 胸部エックス線撮影、喀痰細胞診 (料金) 医療機関 胸部エックス線検査 70歳未満 1,300円 70歳以上 400円 喀痰検査 70歳未満 800円 70歳以上 200円 地区会場 胸部エックス線検査 無料 喀痰検査 70歳未満 500円 70歳以上 200円 (日程) 6～1月	40歳以上の市民 ※ただし、喀痰検査は原則50歳以上で喫煙指数(1日のタバコの本数×喫煙年数)が600以上ある人	(申込み) 医療機関：事前に医療機関へ申し込む。 地区会場：事前の申し込みは不要。 (持参品) けんしん受診券	

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先												
<p>ケ 大腸がん検診 大腸がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるために実施します。</p> <p>(内容) 問診、便潜血検査2日法</p> <p>(料金)</p> <table border="0"> <tr> <td>医療機関</td> <td>70歳未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70歳以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>地区会場</td> <td>70歳未満</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70歳以上</td> <td>実施なし</td> </tr> </table> <p>(日程) 6月～1月</p>	医療機関	70歳未満	1,000円		70歳以上	300円	地区会場	70歳未満	300円		70歳以上	実施なし	40歳以上の市民	<p>(申込み) 医療機関：事前に医療機関へ申し込む。 地区会場：事前に健診機関へ特定健診と同時に申し込む。 (持参品) けんしん受診券</p>	健康増進センター 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
医療機関	70歳未満	1,000円													
	70歳以上	300円													
地区会場	70歳未満	300円													
	70歳以上	実施なし													
<p>コ 前立腺がん検診 前立腺がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるために実施します。</p> <p>(内容) 問診、血液検査(P S A検査)</p> <p>(料金) 1,300円</p> <p>(日程) 6月～1月</p>	<p>50歳以上の市民(男性)で、原則として特定健診等と同時に実施する人</p> <p>※前立腺がん治療中の人は対象となりません。</p>	<p>(申込み) 医療機関：事前に医療機関へ申し込む。 地区会場：事前に健診機関へ特定健診と同時に申し込む。 (持参品) けんしん受診券</p>													
<p>サ 女性の一般健診 女性特有の健康問題であるやせ、貧血、生活習慣病等を早期に発見し、早期治療に結びつけるために実施します。</p> <p>(内容) 問診、内科診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査</p> <p>(料金) 900円</p> <p>(日程) 6月～1月</p>	20歳から39歳までの市民(女性)	<p>(申込み) 事前に医療機関へ申し込む。 (持参品) けんしん受診券</p>													
<p>シ 歯周病検診 歯周病を早期に発見し、早期治療に結びつけるために、医療機関(歯科)において実施します。</p> <p>(内容) 問診、歯科診察、口腔機能検査(60歳・70歳のみ)</p> <p>(料金)</p> <table border="0"> <tr> <td>40歳・50歳・60歳</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>(日程) 40歳・50歳・60歳・70歳： 6月～1月</p>	40歳・50歳・60歳	800円	70歳	300円	市民のうち、40歳、50歳、60歳、70歳	<p>事前に医療機関(歯科)へ申し込む。 (持参品) けんしん受診券</p>	健康増進センター								
40歳・50歳・60歳	800円														
70歳	300円														

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>・訪問指導 健康診査等で健康管理上訪問指導が必要な人や、家庭において病気等のため介護に携わる家族等を対象に保健師・栄養士・歯科衛生士等が訪問指導を実施します。</p>	<p>40歳以上64歳以下の市民のうち次に該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査等で健康管理上訪問指導が必要と認められる人 ・家庭において寝たきり者等の介護をしている人 ・愛育委員等から依頼のある人等 	<p>(申込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出書 ・医師連絡票 <p>事前に右記問合せ先へ電話等で申し込む。</p>	<p>倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室</p>
<p>・歯科医による歯科訪問健康診査 在宅療養者の口腔衛生の保持増進、ついでには生活の質の向上を図ることを目的に、訪問による歯科健康診査及び歯科保健指導を行います。</p>	<p>市内在住で、疾病や障がいにより、歯科医院への通院が困難な在宅療養者で、訪問による歯科健康診査ができる人</p>	<p>電話等により倉敷歯科医師会へ申し込む。</p>	<p>倉敷歯科医師会 ☎422-2122 健康づくり課 (食育推進係)</p>

(6) 難病対策

事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・指定難病医療支援事業 原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が定める341 疾病（指定難病）及び特定疾患治療研究事業の対象疾患の患者を対象に、保険診療自己負担額を助成します。	指定難病患者又は特定疾患治療研究事業の対象患者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・臨床調査個人票 ・住民票 ・健康保険証 ・市民税課税証明書等課税状況を証明する書類 ・個人番号提供書 	保健課（保健医療係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室
・スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業 スモン患者について、はり・きゅう及びマッサージの治療費を月7回を限度として助成します。	はり等による治療を希望するスモン患者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・新規申請の場合は、スモン患者であると証することができる書類 	保健課（保健医療係）
・在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を装着している在宅療養患者について、医療保険の枠を超える訪問看護費を助成します。	在宅人工呼吸器を使用している指定難病患者等であり、医師が訪問看護を必要と認める人	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・主治医の訪問看護指示書 ・訪問看護計画書 	
・在宅難病患者一時入院事業 在宅の難病患者の家族等の介護者の休息（レスパイト）理由による一時的な入院（原則14日／年）に対し病床確保を行います。	指定難病患者等で、介護者のレスパイト等の理由により一時的に介護等が受けられなくなった人	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・相談票 ・特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証 ・保険証 	

(7) 原爆被爆者対策

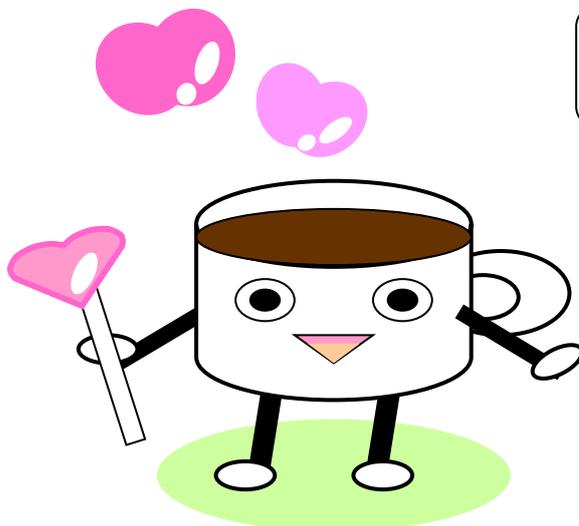
事業・内容	対象者	申請方法	問合せ先
・原爆被爆者健康手帳の交付等 原子爆弾被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し医療費の助成、各種手当の支給、健康診断を行います。	原子爆弾被爆者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・その他必要に応じた書類 	保健課（保健医療係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室

(8) 感染症・精神相談

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>ア 感染症に関する相談・検査 ・エイズ相談・H I V抗体検査 エイズに関する不安や疑問に関する相談と、必要な人には不安の解消とH I V感染の早期発見のためにH I V抗体検査を実施します。 (方法) 血液検査 (料金) 原則無料(感染の恐れがない場合、有料になることがあります。) (場所) 市保健所 (日程) 第2・4火曜日 他に夜間、休日検査もあります。</p>	相談・検査希望者	匿名 完全予約制 保健課感染症係又はエイズホットラインへ電話で申し込み	保健課(感染症係)
<p>・エイズホットライン エイズに関する不安や疑問に関する相談を、専門の相談員が専用電話で実施します。 (方法) 直通電話 ☎434-9099 (日程) 平日9:00~16:00 (土・日・祝日を除く。)</p>	相談・検査希望者	保健課感染症係又はエイズホットラインへ電話	
<p>・肝炎相談・H C V抗体検査・H B s抗原検査・梅毒検査 肝炎や梅毒に関する相談や検査を実施します。 (方法) 血液検査 (料金) 原則無料(感染の恐れがない場合、有料になることがあります。) (場所) 市保健所 (日程) H I V抗体検査と同日。 夜間、休日検査時は実施なし。</p>	相談・検査希望者	匿名 完全予約制 保健課感染症係又はエイズホットラインへ電話で申し込み	
<p>・肝炎ウイルス検査 市内指定医療機関で肝炎検査を実施します。 (内容) B型及びC型肝炎ウイルス検査 (方法) 血液検査 (料金) 無料 (検査場所) 市内指定医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染不安等により、速やかな検査を希望する人 ・健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査・職場健診での肝炎ウイルス検査の受診が困難な人 	原則窓口申請 問合せ先へ申し込み	保健課(感染症係) 児島・玉島・真備・水島各保健推進室

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
<p>・ 肝炎ウイルス会場検査 イベント時に会場で肝炎検査を実施します。</p> <p>(内容) B型及びC型肝炎ウイルス検査 (方法) 血液検査 (料金) 無料 (検査場所) 各イベント会場 (委託先) 岡山大学病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査・職場健診での肝炎ウイルス検査の受診が困難な人 ・ 感染の不安がある人 	会場で申し込み	保健課（感染症係）
<p>・ 風しん抗体検査 妊婦の風しん感染を予防するため風しん抗体検査を無料で実施します。</p> <p>(期間) 令和7年3月31日まで (方法) 血液検査 (料金) 無料 (検査場所) 県内指定医療機関</p>	妊娠を希望する女性とその配偶者等の同居者、風しん抗体価が十分でない妊婦の配偶者等同居者。(過去に抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明した人は除く。)	直接実施医療機関へ申し込み	保健課（感染症係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室
<p>・ 風しん予防接種費用助成 風しんの抗体価が十分でない人へ風しん予防接種費用の一部を助成します。</p> <p>(期間) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (助成額) 上限 MR混合ワクチン7,000円 風しん単独ワクチン5,000円 (申請期限) 令和7年3月31日（郵送の場合は当日消印有効）</p>	<p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風しん抗体検査を受け、抗体価が十分でないと判明した人 ・ 妊娠を希望する女性やその配偶者等の同居者等 ・ 検査から1年以内にワクチンを接種した人 	<p>予防接種を受けた後、償還給付申請書を提出 (添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書原本 ・ 風しん抗体価がわかるもの ・ 通帳のコピー等 	
<p>・ 風しん追加的対策 抗体保有率の低い世代に対して風しん抗体検査を無料で実施し、その結果、抗体価が低ければ定期予防接種の対象とし、無料で予防接種を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が発行するクーポン券 ・ 抗体検査の結果通知（予防接種時のみ） 	保健課（感染症係）

事業・内容	対象者	受け方	問合せ先
イ 精神保健相談 ・心の健康相談 心の病気ではないかと悩んでいる人・家族等の相談を精神科医が受けます。	心の病気ではないかと悩んでいる人又はその家族等	予約制 問合せ先へ申し込み	保健課（精神保健係） 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室
・精神障がい者保健福祉手帳 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律上の援助を受けたり、その他の制度を利用したりするために必要な手帳です。障がいの程度により1～3級に区分されています。	精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人	（申請方法） ①精神障がいによる障がい年金受給者の場合 ・年金証書、決定通知書、年金額改定通知書又は振込通知書のいずれか ・写真、個人番号カード等 ②障がい年金受給者でない場合 ・診断書 ・写真、個人番号カード等	保健課（精神保健係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室
・自立支援医療費（精神医療）の給付 精神疾患で継続的に通院治療する場合に自己負担分が減額されます。 （自己負担金） 医療費の1割。ただし、医療保険上の世帯の所得等に応じて決定される負担上限額を超える支払いはありません。（一定所得以上の場合、対象とならない場合があります。）	通院により精神疾患の治療を受ける人（倉敷市内に居住地を有する人）	（申請方法） ・診断書（継続の場合は2年に1度） ・健康保険証、個人番号カード等	保健課（精神保健係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室



ぼくの中には愛情がたっぷり
みんなを ほっと 癒すよ

こころの健康づくり
マスコットキャラクター
ほっとちゃん

(9) 暮らしき健康応援事業

事業・内容	対象	問合せ先
<p>誰もが健康に生涯現役でいきいきと暮らせることを目指し、「健康づくり～知って・楽しく・取り組もう!～」を事業コンセプトに、若者から高齢者まで幅広い世代にアプローチし、健康に関心がなかった人にも、健康意識の向上や健康行動の実践につなげられるよう様々な事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしき健康応援団講座の実施 ・測定体験を加えた健康講座の充実 ・健康ポイント事業の実施 	全市民	健康づくり課 (健康管理係)

(10) 「暮らしき健幸プラン」推進事業

事業・内容	対象	問合せ先
<p>倉敷市健康増進計画・食育推進計画「暮らしき健幸プラン」は、「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」「食を通じた豊かな生活の実現」の3つを基本目標に掲げ、「健康管理」「運動」「休養」「たばこ」「飲酒」「歯・口」「食育」の7分野で一人ひとりの健康づくりを進めるとともに、それを支える地域の環境づくりを進め、あらゆる世代の切れ目ない健康づくりに取り組みます。推進にあたっては、市民を主体とし、関係機関と行政が、協働し活動を展開することにより、効果的に健康づくりの輪が地域に広がることを目指します。</p>	全市民	健康づくり課 倉敷・児島・玉島・真備・水島各保健推進室

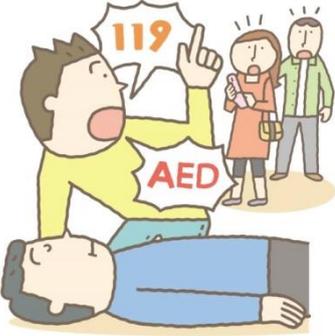
(11) 受動喫煙対策事業

事業・内容	対象	問合せ先
<p>「望まない受動喫煙」をなくすため、改正された健康増進法の内容、受動喫煙による健康影響等について広く啓発を行い、受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの配布等による受動喫煙対策の啓発 ・施設の受動喫煙対策に係る相談・指導 ・たばこの害についての啓発及び健康相談 	全市民 特定施設等	健康づくり課 (健康管理係)

(12) 食育推進事業

事業・内容	対象	問合せ先
<p>暮らしき健幸プランに基づき、食育を推進します。健康に関心の向きにくい人を含む幅広い層に対する、生活習慣病予防・健康づくりの推進、持続可能な食を支える食育の推進に向け、自然に健康になれる食環境づくり「暮らしき3ベジプロジェクト」推進を強化します。引き続き、食育推進上の課題である若い世代(20～40歳代)への啓発強化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食・中食・外食・地域支援への展開の中でも「3ベジ推進店キャンペーン」を開始 ・こどものための食育フェア開催(関係団体等との協働) ・産学官連携事業イオンdeくら★けん(食育キャンペーン)の開催 	全市民	健康づくり課 (食育推進係)

8	倉敷	倉敷平成病院	老松町4丁目3-38	427-1111
9		倉敷スイートホテル	中庄3542-1	463-7111
10	児島	倉敷市立市民病院	児島駅前2丁目39	472-8111
11		児島聖康病院	児島下の町1丁目1-16	472-7557
12		倉敷シティ病院	児島阿津2丁目7-53	472-7111
13	玉島	藤沢脳神経外科病院	玉島勇崎587	528-3111
14		玉島中央病院	玉島阿賀崎2丁目1-1	526-8111
15		プライムホテル玉島	玉島750-1	526-5511
16		玉島協同病院	玉島柏島5209-1	523-1234
17	水島	水島協同病院	水島南春日町1-1	444-3211
18		水島中央病院	水島青葉町4-5	444-3311
19		水島第一病院	神田2丁目3-33	444-5333
20		倉敷中央病院リバーサイド	鶴の浦2丁目6-11	448-1111
21	真備	まび記念病院	真備町川辺2000-1	698-2248

事業・内容	対象	受け方	問合せ先
<p>・ AED（自動体外式除細動器）貸出事業 倉敷市で開催される各種行事においてAEDを貸し出すことにより、心肺停止者への早期の救命手当てを行うとともに、市民へのAEDの普及啓発を行い、市民の安全と安心の確保を行うことを目的としています。</p> 	<p>○医師・看護師等の医療従事者あるいは消防署その他によるAEDを使用した救命講習等を修了している者が、貸出対象となる行事の開催期間を通じてその会場に常在していることを条件に以下の行事を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が主催（共催を含む）する行事 ・市が後援・協力する行事 ・市民が主催し、かつ営利を目的としない行事 ・その他、市長が認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し出しを受けようとする日の3か月前から2週間前の日までに、貸出申請書（第1号様式：ホームページからダウンロード可）により市長に申請する。 ・原則、貸出日及び返却日を含め最長4日とする。 	<p>保健課（総務係） 児島・玉島・真備・水島各保健推進室 保健福祉推進課 庄支所 ☎462-1212 茶屋町支所 ☎428-0001 船穂支所 ☎552-5100</p>

(14) 生活衛生

事業・内容	受け方	問合せ先
<p>ア 医薬品等の安全確保対策</p> <p>・ 監視指導 医薬品・医療機器等の安全性確保及び毒物劇物による保健衛生上の危害発生防止を図るため、薬局開設者、医薬品販売業者、医療機器販売業者及び毒物劇物販売業者等に対し、年間を通じて計画的に立入検査を実施します。</p> <p>・ 許認可事務（主なもの） 薬局開設・医薬品販売業許可申請 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請 毒物劇物販売業登録申請</p>	<p>・ 申請書等（市様式） ・ 手数料</p>	<p>生活衛生課 （環境薬務係）</p>
<p>イ 生活衛生関係施設の安全確保対策</p> <p>・ 監視指導 理容所、美容所、クリーニング所等の生活衛生営業施設の適正管理の徹底及び大規模建築物、住居衛生、飲料水等の衛生の維持向上を図るため、個別の衛生法規等に基づき衛生措置等について監視指導を実施します。</p> <p>・ 許認可事務（主なもの） 理容所・美容所開設届 クリーニング所開設届 旅館営業許可申請 興行場営業許可申請 公衆浴場営業許可申請 住宅宿泊事業届出</p>		
<p>ウ 食品の安全確保対策</p> <p>・ 監視指導 食中毒をはじめとした食品に起因する危害を防止するため、大規模食品製造業等を対象にした重点監視、夏季・年末の食品一斉立入検査等、時期、目的に合わせた監視指導を実施します。</p> <p>・ 許認可事務 飲食店営業許可申請 菓子製造業許可申請 そうざい製造業許可申請 魚介類販売業・食肉販売業許可申請 他許可を必要とする営業許可申請</p>		<p>生活衛生課 （食品衛生係・食品監視係）</p>
<p>エ 動物の適正飼養の推進</p> <p>・ 犬の登録等の事務 生後 91 日以上の飼い犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付（児島、玉島、真備、水島の各保健推進室及び船穂支所市民税務係でも手続き可能）</p> <p>・ 動物の適正飼養の推進 人の飼養する動物の適正な飼い方の啓発・指導 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付事業</p> <p>・ 動物取扱業登録申請 動物の販売・保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養業の登録申請</p>		<p>生活衛生課 （動物管理係）</p>

12 くらしき健康福祉プラザ業務

(1)健康づくり支援拠点機能

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
<p>ア 健康づくり事業 健康づくりの三要素である「運動・栄養・休養」の観点から心身の健康を維持・増進することにより、活力のある生活が送れるよう一人ひとりの健康づくりを支援することを目的に事業を行います。</p>	<p>18歳以上の市内に居住又は市内通勤・通学者で、生活習慣を改善したい人</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 健康づくり事業 ☎434-9875 FAX434-9874</p>
<p>・ ヘルスチェック及び個別支援プログラム ヘルスチェックのデータに基づき、一人ひとりに合った運動・栄養・休養の処方を作成します。 また、希望者に対し運動・栄養・休養の各専門スタッフによる健康づくりに関する個別相談を電話や面接（予約制）で実施します。</p>		
<p>・ トレーニングルームのフリー利用・各種運動教室 一人ひとりの運動メニューをもとに利用者が目的や嗜好、レベルに応じた運動を選択し体育館、水浴訓練室等を使用した各種教室に参加できる場を提供します。</p>		
<p>・ 各種セミナー a 健康づくり実践セミナー 生活習慣病の予防を目的に、運動・栄養・休養を総合的に学ぶことができる教室として実施します。 b 栄養セミナー 「食生活」の意味を理解し、正しい食生活を実践するために、生活習慣病予防等のテーマを設定して実施します。食への関心を高め、食生活改善が継続的に実践できるよう支援します。 c 休養セミナー ストレスによる心の病気や心身症等を予防することを目的に実施します。より多くの方が自分にあったストレス解消法を見つけ、心身の健康維持ができるよう支援します。</p>		
<p>・ おでかけ健康教室 児島市民交流センター、玉島市民交流センターのほか、市内の公民館、子育て支援センターおよび児童館等と連携し、日常生活に取り入れやすいストレッチ・筋力トレーニング・ヨガや調理実習等、「運動・栄養・休養」の三要素の健康づくり教室を実施します。</p>		
<p>・ 出前健康教室 倉敷市内の企業や地域の各種団体等から依頼を受け、管理栄養士、健康運動指導士、保健師、看護師の各専門職員を派遣し、健康づくりのための運動や栄養、休養分野等の指導を行います。</p>		

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
<p>・ 特定保健指導 特定健康診査等により、特定保健指導対象者となった 40 歳以上 75 歳未満の個人又はグループに特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）を実施します。</p>	18 歳以上の市内に居住又は市内通勤・通学者で、生活習慣を改善したい人	ぐらしき健康福祉プラザ 健康づくり事業 ☎434-9875 FAX434-9874
<p>・ 健康づくりの普及啓発のための地域活動 機関紙「健康づくり事業だより」を発行し、運動・栄養・休養の情報を掲載します。 また、働く世代を含めてホームページ・インスタグラム等により、健康づくりの情報発信を行います。</p>		
<p>イ 介護予防事業 ・ 転倒予防教室 利用者を募集し、プラザ内運動室等において、介護・フレイル予防に関連した継続できる運動・健康講話等により、心身ともに健康な生活が送れるよう介護予防に関する知識と活動を支援します。</p>	市内に在住する 65 歳以上の高齢者	ぐらしき健康福祉プラザ 介護予防事業 ☎434-9861 FAX434-9884
<p>・ 介護予防啓発教室 地域の通いの場等に 3 か月程度（毎週 1 回）出向いて、介護・フレイル予防に関連した継続できる運動・健康講話等により、心身ともに健康な生活が送れるよう介護予防に関する知識と活動を広めます。</p>		
<p>・ 出前健康教室 地域の通いの場等からの依頼により、単発で出向き、介護・フレイル予防に関連した運動・健康講話等により、心身ともに健康な生活が送れるよう介護予防に関する知識と活動を支援します。</p>		
<p>・ 認知症予防教室 運動や脳トレでの活動を行うことで、認知症の発症及びその進行を予防します。 また、認知症の知識を学ぶことで認知症の正しい理解を促します。</p>	市内に在住する 65 歳以上の高齢者 軽度認知症又はそのおそれのある人、または、認知症に関心のある人	
<p>・ 生きがい対応型デイサービス事業 市内在住の比較的元気なおおむね 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、老人福祉センター、憩の家等において生きがいや健康づくりに関する各種講座等を実施することにより、とかく家に閉じこもりがちになる高齢者の社会参加の促進、介護予防及び生きがいの向上を図ります。</p>	市内在住の比較的元気なおおむね 60 歳以上のひとり暮らし高齢者等（介護保険の認定を受けていない人）	

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
<p>・医療・介護連携フレイル予防事業</p> <p>【訪問等による個別支援】 管理栄養士・保健師等の医療専門職が健康課題のある高齢者に訪問等を行い、個人に合った支援を行います。</p> <p>【通いの場等での健康教育等】 地域の通いの場等に出向き、フレイル予防の講話や、低栄養予防に関する健康教育や健康相談、フレイル状態に応じた支援を行います。</p>	<p>【訪問等による個別支援】 低栄養など健康課題のある75～84歳の高齢者。対象者には市から通知もしくは協力機関から利用勧奨をします。</p> <p>【通いの場等での健康教育等】 通いの場等に参加している65歳以上の人</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 介護予防事業 ☎434-9861 FAX434-9884</p>

(2) 自立社会参加支援拠点機能

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
<p>ア 感覚相談事業 感覚機能（視覚や言語聴覚）に不安や障がいがある人に対して相談・支援を行います。</p> <p>(ア) 視能訓練事業</p> <p>①視覚に関する相談支援 ②3歳児健診の視覚スクリーニング ③出前講座</p> <p>(イ) 言語聴能訓練事業</p> <p>①ことば、きこえ、食べることに関する相談支援 ②3歳児健診の聴覚スクリーニング ③出前講座</p>	<p>市民及び市内の福祉施設利用者</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 視能訓練室 ☎434-9885 FAX434-9884</p> <p>言語聴能訓練室 ☎434-9881 FAX434-9884</p>
<p>イ 障がい者就業・生活支援センター 障がい者からの相談に応じ、就業及びこれに伴う日常生活上の問題について一体的な支援を行います。</p> <p>(ア) 相談・情報提供業務 (イ) 職場実習等、就労に関する支援 (ウ) 関係機関との連絡、会議の開催 (エ) 事業主への助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷・井笠障害保健福祉圏域に在住又は社会福祉施設等を利用している障がいのある人（家族・支援者を含む。） ・障がいのある人を雇用している事業所や今後雇用しようと考えている事業所 	<p>くらしき健康福祉プラザ 倉敷障がい者就業・生活支援センター ☎434-9886 FAX434-9853</p>
<p>総合療育相談センターゆめぱる （21ページ参照）</p>		<p>総合療育相談センターゆめぱる ☎434-9882</p>

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
<p>ウ 障がい者デイサービスセンター</p> <p>【生活介護】 常時介護を要する障がい者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄、食事の介護、創作的活動の機会の提供等の便宜を図ります。また、利用者の身体機能に合わせた訓練やレクリエーション活動を通して日常生活動作、運動機能の維持増進を図ります。</p> <p>【基礎的事業】 各種講座の開講（パソコン、囲碁、書道、編物、絵手紙、リラックス健康、フラワーアレンジメント、ビーズアート、音楽等）</p> <p>【障がい者スポーツ】 障がい者スポーツ教室の開講（アーチェリー、車いすテニス、車いすバスケットボール、グラウンドゴルフ、車いすツインバスケットボール、電動車いすサッカー、スポーツ吹矢）</p>	<p>【生活介護】 常時介護が必要な人で障害支援区分が区分3（50歳以上の場合は区分2）以上の人</p> <p>【基礎的事業】 市内在住の18歳以上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている人 ・難病（障害者総合支援法の対象となる疾病）の人 <p>利用料無料（材料費等実費）</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 障がい者デイサービスセンター ☎434-9855 FAX434-9856</p>
<p>エ 福祉用具等展示事業</p> <p>各種福祉用具、介護用品や住宅改造モデルを展示し、使用方法等に関する助言や情報提供等を行います。</p> <p>(ア) 福祉用具等説明 (イ) 住宅改造モデルコーナー (ウ) 特別展（年2回） (エ) 特設コーナー（年4回、3か月毎） (オ) 高齢者疑似体験セット貸出し（無料、大人用・子供用有）</p>	<p>市民及び市内の福祉施設利用者等</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 保健福祉相談室 ☎434-9849 FAX434-9853</p>
<p>オ 子育て支援センター事業</p> <p>少子化や核家族化による親の孤立感をやわらげ、育児不安や育児負担の軽減を図ります。他の関係機関と連携し地域全体で子育て支援ができる環境づくりを行います。</p> <p>(ア) 親子の交流の場の提供と交流の促進 (イ) 育児不安等の相談（保育士、保健師、臨床心理士） (ウ) 地域の子育て関連情報提供・情報交換会の開催 (エ) 子育てに関する講習会等の実施 (オ) 子育てサークルの支援とボランティア養成 (カ) 一時預かり事業（地域密着Ⅱ型） (キ) おもちゃ図書館事業 (ク) 利用者支援事業（相談支援）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね0歳～3歳までの就園前の乳幼児とその家族（相談は18歳未満の児童とその家族） <p>（一時預かり事業） 託児サービスは6か月～3歳までの就園前の健康な乳幼児 （おもちゃ図書館事業） 市内在住の心身に障がいのある18歳未満の児童</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 倉敷市子育て支援センター ☎434-9865 FAX434-9884</p> <p>相談専用電話 ☎434-9870</p>

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
<p>カ ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>「子育ての援助を受けたい人」を依頼会員、「子育ての援助を行いたい人」を提供会員とし、保育所・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かり、小学校・児童クラブの迎え及び帰宅後の預かりのほか、冠婚葬祭や保護者が病気のときの預かりの場合等に相互援助活動を行っています。</p> <p>※子どもの宿泊保育や家事援助は行いません。</p> 	<p>(サポート対象)</p> <p>0歳～小学6年生 (依頼会員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳～小学6年生の子どもがいる人 ・市内在住又は勤務地が市内にある子どもを持つ人 (提供会員) <p>倉敷市在住で子どもを預かることができる人等</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 倉敷ファミリー・サポート・センター</p> <p>☎435-5678 FAX434-9853</p>
<p>キ 訪問介護サービス・居宅介護支援事業</p> <p>利用者、対象者が住み慣れた地域や家庭において自立した生活を可能な限り続けていけるよう支援します。</p> <p>(ア) 介護保険事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 訪問介護サービス事業 ② 居宅介護支援事業（ケアプランの作成等） <p>(イ) 障がい者自立支援事業</p> <p>身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・児童に対する訪問介護サービス事業</p> <p>(ウ) 市受託事業</p> <p>倉敷市から委託された訪問介護サービス・すくすく育児ヘルパー派遣事業</p> <p>(エ) ヘルパー養成講習に係る訪問介護実習生受入事業</p>	<p>各制度の認定を受け、支援を必要とする市民</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ 倉敷ホームヘルプステーション</p> <p>☎434-9890 FAX434-9892</p> <p>児島ホームヘルプステーション</p> <p>☎474-2400 FAX474-2411</p> <p>倉敷居宅介護支援センター</p> <p>☎434-9895 FAX434-9892</p> <p>児島居宅介護支援センター</p> <p>☎474-2404 FAX474-2411</p>
<p>ク 水浴訓練室（温水プール）の使用事業</p> <p>くらしき健康福祉プラザの水浴訓練室（温水プール）に障がい者等の専用使用日を設けます。</p> <p>〔 毎週土曜日 12:30～17:00 〕</p> <p>利用料…無料（くらしき健康福祉プラザ管理事務所で利用券を受け取り、水浴訓練室入口で利用者名簿に記入）</p> <p>水着、水泳帽は各自で用意</p>	<p>身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・公害医療手帳・特定疾患医療受給者証を持っている人及びその介護者</p>	<p>くらしき健康福祉プラザ管理事務所</p> <p>☎434-9850</p>

(3) 総合相談・情報提供機能

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
ア 保健福祉相談事業 (ア) 保健福祉に関する一般初期相談 (イ) 手話通訳者による聴覚障がい者の相談及び各種 手続の支援 (ウ) 玉島障がい者支援センターへの手話通訳の出前 (月4回程度実施) ※保健福祉相談室では、各種申請等の手続きは行っ ていません。	市民及び市内の福祉 施設利用者等 ※相談無料	ぐらしき健康福 祉プラザ 保健福祉相談室 ☎434-9849 FAX434-9853
イ 情報提供事業 (ア) 窓口職員による情報提供 (イ) インターネットによる保健・福祉に関する最新 の情報提供 (ウ) 保健、福祉に関する図書、資料を収集・整理し閲 覧による提供	市民及び市内の福祉 施設利用者等	

13 市民活動の支援拠点事業

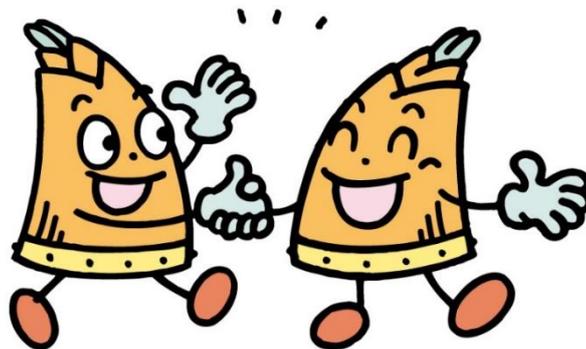
事業・内容	対象者・要件	問合せ先
倉敷ボランティアセンター 住民の福祉意識の高揚とボランティア活動の啓発 及び普及推進を図り、地域福祉・在宅福祉の向上を 図ります。 (1) ボランティア活動の企画調整 (2) ボランティアの養成、育成 (3) ボランティア・ボランティアグループの登録及 び紹介・連絡調整 (4) ボランティア活動に対する助成 (5) ボランティア活動保険の取扱い (6) 各種ボランティア養成講座の開催 (7) ボランティア情報の発信 (8) 点字、声の広報等の発行及び配布 (9) 出前福祉講座 (10) 夏のボランティア体験事業(地域福祉基金事業) (11) 点字盤・高齢者擬似体験セット等の貸出し (12) 登録ボランティア団体等への会場提供 (13) ボランティア交流会、ボランティアグループ等 交流会 (14) ボランティア大会 (15) 倉敷市いきいきポイント制度	全市民	倉敷市社会福祉 協議会 倉敷ボランティ アセンター ☎434-3350 FAX434-3357

14 倉敷市真備健康福祉館（まびいきいきプラザ）業務

倉敷市真備健康福祉館（愛称：まびいきいきプラザ）は、市民の健康づくりや福祉活動等の支援を行い、世代を超えた交流ができる施設として設置されました。

当館の業務・内容については、お問い合わせください。

事業・内容	対象者・要件	問合せ先
ア 市民の健康づくりの支援 温水プールやトレーニング室、介護予防及び軽運動室において、健康体力作りを支援します。 (ア) 温水プールでの水中ウォーキングや遊泳 (イ) マシン等を用いた運動やストレッチ、各種運動教室や卓球等	各事業により異なるため、要問合せ	真備健康福祉館 ☎698-1555 FAX698-1444
イ 障がい者、高齢者等の社会参加の支援 市内障がい者福祉施設等の商品を展示・委託販売するほか、高齢者・中高年を対象とした健康体操を実施します。		
ウ 世代間交流の支援 広間等を活用し、まびいきいきプラザまつりを実施します。		
エ 地域福祉活動の支援 地域福祉活動の場として、各種事業が円滑に行えるように支援します。		
オ その他の事業の実施や施設・付属設備の貸出し まびいきいきプラザの設置目的を達成するために事業や施設及び付属設備の貸出を行います。		
カ 地域の子育て支援 こどもひろばを中心に、親子が気軽に集える場を提供するとともに、親子体操等を実施します。	0歳～就学前の子どもとその家族	
キ 自主事業 新しい価値の創造を目指し様々な事業を展開しています。 各種運動教室（ヨガ等）等を実施します。	各事業により異なるため、要問合せ	



15 市内の保健福祉施設 (令和6年4月1日現在)

(1) 障がい者(児)の福祉施設

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員(人)	電話	施設の目的及び対象者
救護施設生活保護	たましま寮	玉島八島 1385-1	社会福祉法人	40	522-2230	身体上又は精神上の理由のために独立して日常生活を営むことが困難な要保護者が入所して、生活扶助を行う施設
授産施設	あさひ園	船倉町 1273-5	社会福祉法人	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を提供、その自立を助長する施設
	倉敷授産場	船倉町 1273-5	〃	30	422-1254	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られた者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を提供、その自立を助長する施設
自立訓練(生活訓練)事業所・就労移行支援事業所	倉敷市ふじ園	有城 710	市	30	429-1393	障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を供与する施設 就労を希望する障がい者につき、一定期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する施設。
障がい者支援施設	あしたば	山地 1730-1	社会福祉法人	40	463-0770	施設に入所する障がい者につき、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与する施設
	P.P.P.BBフリーダム!	福田町福田 2122-1	〃	60	476-8582	
	P.P.P.BBチャレンジャー!	福田町福田 2122-1	〃	60	476-8581	
	住倉学園	玉島服部 3788-1	〃	80	525-2522	
	王慈療護園	児島下の町 2-12-24	〃	50	474-9911	
	瀬戸内学園	連島町矢柄 6092	〃	60	448-1811	
	ベネヴィータ王慈	児島田の口 7-6-39	〃	20	477-9501	
地域活動支援センター(基礎)	倉敷市障がい者福祉センター	船倉町 1273-5	市		422-1349 (422-4483)	地域の身体障がい者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーション、機能回復訓練等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜を提供する施設

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員(人)	電話	施設の目的及び対象者
基幹相談支援センター	倉敷地域基幹相談支援センター	浜町 1-2-20	社会福祉法人	—	486-3500	障がい者の相談支援事業等を行っている市内6カ所の障がい者支援センターの調整や、指定相談支援事業所に対する専門的な助言・人材育成、障がい者虐待防止対策等、地域における相談支援の中核的な役割を担う施設
地域活動支援センター I型	倉敷地域生活支援センター	生坂 836-1	社会福祉法人	—	464-4310	在宅の身体・知的・精神障がい者・児及びその家族の方々に、相談支援、憩いの場所提供、地域交流活動等を行い、障がい者・児の自立支援や社会復帰及び社会参加を促進する施設
	倉敷西部地域生活支援センター	東富井 739-2	社会福祉法人	—	441-3402	
	児島障がい者支援センター	児島駅前 4-83-2	市	—	472-3855	
	玉島障がい者支援センター	玉島阿賀崎 2-1-10	〃	—	525-7867	
	水島障がい者支援センター	水島東栄町 12-28	〃	—	440-3334	
	真備地域生活支援センター	真備町川辺 2058	社会福祉法人	—	441-7800	
就労継続支援(B型)事業所	倉敷市まびの道	真備町箭田 1626-1	市	20	698-9620	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を提供する施設
地域活動支援センター III型・作業所	玉島たんぼぼ	玉島阿賀崎 2-1-10	NPO法人	16	522-4301	障がい者であって、雇用されることが困難な人が通所し、自活に必要な作業訓練及び生活訓練を行い、社会的自立の促進を図ることを目的とする施設
	道越作業所	玉島道越 360-6	〃	13	522-4342	
	福祉作業所 菜の花	福田町古新田 802-1	〃	20	455-2789	
	工房かたつむり	西坂 1709	〃	15	463-9700	
	マインド作業所	真備町箭田 1015-11	〃	20	441-0810	
	玉島湊屋作業所	玉島中央町 1-21-8	〃	10	070-3787-3710	
	虹色カーサ	茶屋町 2025-11	〃	10	428-5552	
児童発達支援センター	倉敷学園	栗坂 8	社会福祉法人	50	464-0012	就学前の障がい児に、療育・機能訓練を行います。
	めやすばこ	西阿知町 988-3	〃	30	441-3416	
	クムレ	水島北幸町 2-4	〃	50	441-7373	
	P.P.P. ヒマワリ! 児島	児島味野 1-15-1	〃	30	441-5515	
	玉島児童発達支援センター	玉島八島 1436-1	〃	40	522-0033	
	さんぼるて	鶴の浦 2-55-338	〃	30	436-6922	

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
生活介護事業所	障がい者デイサービスセンター	笹沖 170	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	20	434-9855	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、障がい者支援施設等において行われる排せつ又は食事の介護、創作的活動の機会の提供等の便宜を提供する施設

施設の種類	施設名	住居名	所在地	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
グループホーム	P.P.P. マンション! 倉敷	福田	福田町福田 2433-1	8	441-5277	障がい者につき、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設
		福田 2 号	福田町福田 2433-15	6		
		粒江 1 号	八軒屋 71-7	6		
		粒江 2 号	八軒屋 71-7	6		
		粒江 3 号	八軒屋 71-8	6		
		粒江 4 号	八軒屋 71-8	6		
		中島 1 号	中島 2006-1	6		
		中島 2 号	中島 2006-1	6		
		古新田	福田町古新田 1228-2	6		
		連島 1 号	北畝 3-3-46	3		
		古城	福田町福田 2433-1	6		
		らんらん	船穂町船穂 762-11	5		
		北畝	北畝 5-12-5-4	6		
		神田 1 号	神田 4-8-30	6		
		神田 2 号	神田 4-8-30	6		
		椿	北畝 5-12-33	10		
		柊	福田町浦田 2378-77	8		
		楓	北畝 5-12-33-2	10		
		楠	北畝 5-12-33-3	10		
		ひまわり	水島東弥生町 6-3	6		
		連島 2 号	北畝 3-3-1	3		
		いちえ	玉島乙島 1434-2-1	10		
	いちご	玉島乙島 1434-2-2	10			
	ケアホーム せとうち	かがやきホーム	連島中央 3-14-3	4	448-1811	
		きらめきホーム	連島中央 3-7-29	4		
		あじさいホーム	連島中央 3-14-3	4		
		たんぽぽホーム	連島 2-4-14	5		
		若草ホーム I	連島 2-3-6	9		
		若草ホーム II	連島 2-3-6	9		
共同生活援助事業所 クムレ	クムレ上東	上東 831-27	7	463-0770		
	クムレ上東さくら	上東 1050-1	4			

施設の種類	施設名	住居名	所在地	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
グループホーム	共同生活援助事業所クムレ	クムレ上東かえで	上東 614-1	4	463-0770	障がい者につき、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設
		クムレ栗坂	栗坂 14-1	9		
		クムレ上東けやき	上東 1018-8	5		
		さくらサテライトホーム	上東 1016-4	1		
	グループホーム住倉	中畝寮A	中畝 2-3-15-205	2	525-2522	
		中畝寮B	中畝 2-3-15-403	2		
		箭田 1 棟	真備町箭田 2439	10		
		箭田 2 棟	真備町箭田 2439	9		
		箭田 3 棟	真備町箭田 2439	10		
		箭田 4 棟	真備町箭田 2439	10		
		箭田 5 棟	真備町箭田 2439	10		
		箭田 6 棟	真備町箭田 2439	10		
		箭田 7 棟	真備町箭田 2439	10		
		箭田 8 棟	真備町箭田 2439	10		
		八島 1 棟	玉島八島 866-1	10		
		八島 2 棟	玉島八島 866-1	10		
	八島 5 棟	玉島八島 866-1	10			
	グループホームひなた	グループホームひなた 西	連島町連島 63-123	4	446-4061	
		グループホームひなた 東	連島町連島 63-123	3		
	グループホームそうもく	—	中央 1-12-2	6	424-1651	
マインドケアホーム・グループホーム	長屋まび	真備町箭田 1679-2	5	697-0201		
	マインドホーム1	真備町箭田 1686-1	3			
	マインドホーム2	真備町箭田 770-5	6			
	マインドホーム3	真備町川辺 2049-1	2			
	マインドホーム4	真備町箭田 1644-3	2			
	マインドホーム6	真備町箭田 1232-1	3			
	サテライト1	真備町川辺 1185	1			
	サテライト2	真備町箭田 3560-11	1			
グループホームめやす箱	青江Ⅰ	青江 740-2	10	441-8183		
	青江Ⅱ	青江 740-10	8			

施設の種類	施設名	住居名	所在地	定員 (人)	電話	施設の目的及び対象者
グループホーム	グループホーム めやす箱	青江Ⅲ	青江 850-3	6	441-8183	障がい者につき、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設
	まことの杜	まことホームⅠ	沖 34-3	7	697-6422	
		サテライトⅠ	沖 39-4	1		
	輪が家	—	玉島黒崎 3293-1	10	441-3755	
	グループホーム くらげ	—	上東 996-39	4	080-3899- 8572	
	ふたば	—	連島町鶴新田 530-2	10	486-5678	
	グループホーム あかつき勇崎	—	玉島勇崎 955	9	528-9016	
	グループホーム 住倉・八島7棟	八島7棟	玉島八島 874-1	10	522-3400	
		八島8棟		10		
	グループホーム ティール	グループホーム ティールA棟	栗坂 328-10	19	486-4601	
		グループホーム ティールB棟	栗坂 328-5	10	486-4601	
	あーくのいえ	あーくのいえ	稲荷町 8-35	4	441-5892	
		あーくのいえ中央	中央 1-767-14	3		
	グループホーム ありがとう	男性棟	三田 106	7	697-6682	
		女性棟		8		
	グループホーム ふうりん	—	真備町尾崎 979-2	8	454-5930	
	かるみーはうす 大島	かるみーはうす 大島	大島 248-5	4	441-3496	
		かるみーはうす 北畝	北畝 4-10-30	6		
		かるみーはうす 浜町	浜町 1-12-4	5		
		かるみーはうす 浜ノ茶屋	浜ノ茶屋 1-2-38	4		
かるみーはうす 北畝Ⅱ		北畝 5-23-10	4			
かるみーはうす 北畝Ⅲ		北畝 2-1-12	4			
ラピスデコロール	—	笹沖 1095-3	10	070-4335- 1034		
きらめきヴィレ ッジ	きらめき市役所 東	新田 2434-1 大 建アーバンハイツ 201	2	697-5851		
	きらめき中畝	中畝 6-5-11	4			

(2) 高齢者の福祉施設

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員(人)	電 話	施設の目的及び対象者
養護老人ホーム	琴 浦 園	児島唐琴 3-14-5	市	80	477-7454	環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な人を入所により支援する施設
	長 楽 荘	玉島長尾 2953	〃	100	522-1110	
軽費老人ホーム ケアハウス	ドリー ム ガーデン倉敷	八軒屋 275	社会福祉 法人	100	430-1111	健康状態に不安を持つ人にも利用できるよう住まいの機能を重視し、日常生活に配慮した施設
	シルバ ー ケアハウス	児島柳田町 355-1	〃	21	474-1300	
	ケアハウス 倉 敷	亀山 712-3	〃	60	420-1100	
	ロイヤル ウイ ン グ	児島下の町 5-2-15	〃	70	474-0001	
	グリーンピア 瀬 戸 内	玉島陶 856-1	〃	15	525-1234	
	あ い の 泉	玉島 1719	〃	80	525-5002	
	浮 洲 園	粒江 2500-1	〃	15	429-3311	
	オ パ ー ル	福田町福田 234-1	〃	15	450-1188	
	ケアハウス つ る が た	鶴形 1丁目 9-7	〃	80	430-6700	
	ケアハウス 庄 の 里	山地 1297	〃	15	461-0036	
	ケアハウス ち ど り	水島東千鳥町 2-6	〃	50	444-3500	
老人福祉センター A型	船穂町高齢者福祉センター	船穂町船穂 1861-1	市	—	552-5200	地域の高齢者に対して、各種の相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を支援することを目的とした施設
	ま き び 荘	真備町市場 4661	〃	—	698-6151	
老人福祉センター B型	有 城 荘	有城 710	〃	—	429-1792	
	倉敷北高齢者福祉センター	宮前 92-1	〃	—	423-2265	

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	電話	施設の目的及び対象者
高齢者支援センター (地域包括支援センター)	倉敷中部高齢者支援センター	鶴形 1-9-7	社会福祉法人	430-6703	<p>地域の高齢者の保健・医療・福祉に関する総合的な支援を行う拠点</p> <p>以下の4つの事業を中心に運営される。</p> <p>①総合相談・支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント</p>
	倉敷南高齢者支援センター	粒江 2500-1	〃	420-1355	
	老松・中洲高齢者支援センター	老松町 4-4-7	社会医療法人	427-1191	
	大高高齢者支援センター	粒浦 80-1	公益財団法人	427-8811	
	倉敷西高齢者支援センター	中島 770-1	医療法人	466-3156	
	帯江・豊洲高齢者支援センター	亀山 679-1	〃	429-2714	
	中庄高齢者支援センター	徳芳 504	社会福祉法人	461-2357	
	天城・茶屋町高齢者支援センター	藤戸町藤戸 1573-1	医療法人	428-1661	
	庄北高齢者支援センター	山地 1297	社会福祉法人	461-0085	
	倉敷北高齢者支援センター	下庄 700-1	医療法人	463-7760	
	水島高齢者支援センター	水島南春日町 13-1	医療生活協同組合	446-6511	
	福田高齢者支援センター	東塚 5-4-50	医療法人	455-5132	
	連島高齢者支援センター	神田 2-3-27	社会福祉法人	444-3200	
	琴浦高齢者支援センター	児島下の町 5-2-17	〃	473-9001	
	児島中部高齢者支援センター	児島柳田町 355-1	〃	473-0847	
	児島西高齢者支援センター	児島駅前 4-83-2	公益財団法人	472-0221	
	赤崎高齢者支援センター	児島阿津 2-7-53	医療法人	472-2941	
	下津井高齢者支援センター	下津井吹上 2-6-4	〃	479-8271	
	郷内高齢者支援センター	串田 660	〃	470-2005	
	玉島東高齢者支援センター	玉島 750-1	〃	523-6235	
	玉島中部高齢者支援センター	玉島中央町 1-4-8	〃	523-5322	
	玉島南高齢者支援センター	玉島勇崎 1044-3	社会福祉法人	528-3266	
	玉島北高齢者支援センター	玉島陶 856-1	〃	525-1339	
	船穂高齢者支援センター	船穂町船穂 1861-1	〃	552-9005	
真備高齢者支援センター	真備町箭田 2159	〃	698-5999		

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	電話	施設の目的及び対象者
憩の家	中央憩の家	中央 1-27-8	市	422-6720	地域の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康保持に寄与するための施設
	茶屋町憩の家	茶屋町 1602	〃	428-3709	
	中島憩の家	中島 284-2	〃	465-6155	
	天城憩の家	藤戸町天城 1991	〃	428-7769	
	笹沖憩の家	笹沖 742-1	〃	422-6391	
	庄憩の家	松島 1007	〃	462-6488	
	中洲憩の家	酒津 2675-1	〃	423-0382	
	豊洲憩の家	五日市 699-3	〃	463-0676	
	豊洲中央憩の家	西田 405-1	〃	482-2016	
	庄東憩の家	上東 460-1	〃	463-0224	
	生坂憩の家	生坂 2047	〃	463-6026	
	西阿知憩の家	西阿知町西原 727-8	〃	466-4006	
	万寿東憩の家	大島 260-1	〃	434-8686	
	古新田憩の家	福田町古新田 726	〃	455-1977	
	連島憩の家	連島中央 5-30-12	〃	445-0111	
	水島憩の家	水島東千鳥町 4-28	〃	448-8273	
	浦田憩の家	福田町浦田 2248-26	〃	456-5934	
	連島北憩の家	連島町西之浦 2157	〃	465-0302	
	広江憩の家	広江 6- 7-41	〃	455-4013	
	鶴新田憩の家	連島町鶴新田 2191-3	〃	446-2312	
	児島憩の家	児島小川町 3672	〃	472-9571	
	稗田憩の家	児島稗田町 4066-7	〃	472-6937	
	琴浦憩の家	児島田の口 2-10-33	〃	477-6738	
	赤崎憩の家	児島赤崎 2-8-2	〃	472-6917	
	本荘憩の家	児島塩生 711	〃	475-0917	
	下津井憩の家	下津井田之浦 1-1-50	〃	479-9668	
	郷内憩の家	林 692-3	〃	485-2860	
	下の町憩の家	児島下の町 3-8-51	〃	472-1110	
	玉島憩の家	玉島阿賀崎 1-10-8	〃	526-8718	
	黒崎憩の家	玉島黒崎 4676-2	〃	528-2827	
	南浦憩の家	玉島黒崎 8171-1	〃	528-0088	
	乙島憩の家	玉島乙島 7470-23	〃	525-4191	
長尾憩の家	玉島長尾 1655-1	〃	522-1034		
柏島憩の家	玉島柏島 3035-1	〃	525-0565		
穂井田憩の家	玉島陶 1834-1	〃	525-5058		
柏島東憩の家	玉島柏島 1532-23	〃	522-1217		
船穂憩の家	船穂町船穂 2836	〃	552-4095		

(3) 児童の福祉施設

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員(人)	電話(FAX)	施設の目的及び対象者
児童館 (児童厚生施設)	倉敷児童館	有城 710	市	—	429-1791 (428-7975)	0歳から18歳までの子どもに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して子どもが心身ともに健やかに成長する手伝いをする施設
	倉敷北児童センター	宮前 67-6	〃	—	422-6539 (〃)	
	水島児童館	水島北幸町 1-3	〃	—	448-0650 (〃)	
	児島児童館	児島小川 2-2-16	〃	—	473-2844 (〃)	
	玉島児童館	玉島中央町 3-9-12	〃	—	526-3400 (〃)	
	真備児童館	真備町有井 1556-2	〃	—	697-0831 (〃)	
助産施設	水島協同病院 (休止中)	水島南春日町 1-1	医療生協	6	444-3211	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けられない妊産婦が入所して助産を受ける施設
	倉敷市立市民病院 (再開)	児島駅前 2-39	市	5	472-8111	
	玉島病院 (休止中)	玉島乙島 4030	公益財団法人	6	522-4141	
	さくらんぼ助産院	水島南春日町 2-28	医療生協	2	448-1103	
	花田助産院 (休止中)	真備町川辺 98-1	個人	6	698-6030	
	川崎医科大学附属病院	松島 577	学校法人	6	462-1111	
	倉敷マタニティサービス かねこ助産院	広江 8-18-1	個人	4	456-8722	
	たんぽぽ助産院	中帯江 24-11	個人	3	436-1980	
母子生活支援施設	鶴心寮	公表せず	市	20	公表せず	配偶者のない女性、またはさまざまな事情のある女性が、18歳未満の子どもと一緒に入所して、生活の安定と自立を図ることを目的とした施設
児童養護施設	玉島学園	玉島長尾 3729	社会福祉法人	50	525-2020 (525-0404)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する2歳以上の児童を養護する施設
保育所	老松保育園	老松町 4-12-52	市	200	423-1286 (427-4332)	保育を必要とする子どもに対し、保育を行う施設
	大内保育園	大内 1048-1	〃	230	423-2755 (427-4336)	
	大内保育園 万寿分園	浜町 2-3-1	〃	(80)	422-2736 (〃)	
	豊洲保育園	西田 404-2	〃	160	482-2152 (483-2257)	
	茶屋町保育園	茶屋町 165-2	〃	230	428-0806 (428-7919)	
	若竹の園	中央 1-6-12	社会福祉法人	220	422-0360 (427-1113)	
	東雲保育園	生坂 1427	〃	100	462-9611 (463-2860)	
	龍昌保育園	西岡 1295-1	〃	150	421-5187 (421-5181)	
	鳥の子保育園	粒江 2298	〃	130	429-0538 (428-5626)	
	みどり保育園	西富井 1350-2	〃	130	425-3843 (434-2585)	

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員 (人)	電話 (FAX)	施設の目的 及び対象者
保育所	中島保育園	中島 940-15	社会福祉 法人	120	465-3927 (465-2927)	保育を必要とする子どもに対し、保育を行う施設
	わかば保育園	宮前 388-5	〃	100	421-4530 (430-2281)	
	羽島保育園	羽島 233-1	〃	120	425-0023 (425-3860)	
	昭和保育園	昭和 2-2-18	〃	130	423-0131 (423-0154)	
	清心保育園	上富井 161-1	〃	150	422-4707 (427-1211)	
	中洲保育園	安江 550-63	〃	130	425-8310 (425-8434)	
	片島保育園	片島町 34-3	〃	200	465-4730 (465-4736)	
	新田保育園	新田 2386-6	〃	170	424-6616 (424-6609)	
	杉の子 第二保育園	徳芳 36-4	〃	130	462-8312 (463-1652)	
	はやおき 保育園	茶屋町早沖 978-2	〃	100	429-0615 (429-0675)	
	かめやま 保育園	亀山 545-10	〃	90	441-4881 (441-4891)	
	ひまわり乳児 保育園	中庄団地 138-282	〃	60	463-6550 (476-6550)	
	みらい保育園	日吉町 213-1	〃	90	421-0301 (421-0311)	
	庄保育園	上東 817-4	〃	170	462-4812 (462-1458)	
	くらしき マチナカ 乳児保育園	昭和 1-3-57 サクレヒルズ 1階	〃	30	441-1266 (441-1268)	
	ドルフィン・ キッズ 保育園	八王寺町 188-1	〃	90	476-2235	
	あしたか 保育園	笹沖 162-5	〃	90	436-7750 (436-7720)	
	第一福田 保育園	中畝 8-14-27	市	150	455-8979 (456-6305)	
	水島保育園	水島南春日町 12-20	〃	150	444-8879 (446-2084)	
	第三福田 保育園	呼松 1-5-15	社会福祉 法人	90	455-8779 (456-6129)	
	真言保育園	呼松 2-4-1	〃	40	455-7067 (455-7032)	
	小ざくら乳児 保育園	水島北幸町 2-3	〃	120	446-2216 (444-2942)	
	聖和保育園	水島南瑞穂町 4-3	〃	60	446-1896 (446-1892)	
	親和保育園	水島南亀島町 24-1	〃	100	444-3411 (444-3413)	
	乳児親和 保育園	水島南亀島町 16-18	〃	40	444-3411 (444-3413)	
	弘恵保育園	広江 5-5-60	〃	200	455-9831 (455-9830)	
ゆりかご 保育園	福田町福田 1504	〃	150	455-7812 (455-8331)		
連島東保育園	連島町連島 849	〃	100	448-5485 (448-5475)		

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員 (人)	電話 (FAX)	施設の目的 及び対象者
保育所	小ざくら第二 保 育 園	連島町鶴新田 1081-7	社会福祉 法人	3 0	446-2218 (446-2219)	保育を必要とする子 どもに対し、保育を 行う施設
	連島北保育園	連島町西之浦 5066	〃	9 0	466-5088 (466-5089)	
	赤崎保育園	児島赤崎 2-11-34	市	1 5 0	472-2629 (474-5426)	
	稗田保育園	児島稗田町 2392	〃	9 0	472-6207 (474-5446)	
	上の町保育園	児島上の町 4-6-72	〃	7 5	472-6211 (474-4973)	
	竜王保育園	児島小川 4-5-13	社会福祉 法人	2 4 0	472-4388 (472-4369)	
	若杉保育園	曾原 1142	〃	1 2 0	485-4176 (485-4177)	
	みちる保育園	福江 432-1	〃	7 0	485-3883 (485-4814)	
	田之浦保育園	下津井田之浦 2-3-22	〃	2 0	479-9236 (479-8550)	
	青葉保育園	下津井 2-3-25	〃	2 0	479-9309 (479-9308)	
	下の町乳児 保 育 園	児島下の町 4-4-10	〃	5 0	472-5251 (472-5220)	
	中山保育園	児島小川 10-10-27	〃	9 0	472-0648 (472-0691)	
	本荘保育園	児島塩生 512	〃	5 0	475-1741 (475-1274)	
	唐琴王子 保 育 園	児島唐琴 4-13-9	〃	2 0	477-8876 (477-8229)	
	和井田保育園	児島下の町 2-1-10	〃	9 0	473-5605 (474-6229)	
	玉島保育園	玉島 1-14-15	市	1 2 0	522-2329 (522-7082)	
	富田保育園	玉島八島 1899-1	社会福祉 法人	1 2 0	522-4355 (525-0403)	
	こぼと保育園	玉島長尾 2621	〃	9 0	522-2778 (522-7452)	
	瀬崎保育園	玉島乙島 4502-2	〃	1 0 0	522-3267 (522-3107)	
	沙美保育園	玉島黒崎 6886-7	〃	4 0	528-0437 (528-0483)	
	池畝保育園	玉島道口 3877-17	〃	2 0	522-5530 (522-5549)	
	いずみ乙島 保 育 園	玉島乙島 2245	〃	1 1 0	526-8543 (〃)	
	上成保育園	玉島 1614-5	〃	1 1 0	526-3028 (526-4250)	
黒崎保育園	玉島黒崎 3908	〃	8 0	528-0303 (528-0388)		
船穂保育園	船穂町船穂 2627-1	〃	1 0 0	552-4695 (552-4698)		

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員 (人)	電話 (FAX)	施設の目的 及び対象者
認定こども 園	中 洲 認定こども園	水江 1594-1	市	2 3 0	465-1310 (465-1351)	教育や保育を必要 とする子どもに対 し、一体的に保育を 行う施設
	庄認定こども園	上東 1051-1	〃	1 8 0	462-2661 (462-2690)	
	かわさき こども園	二子 177-7	学校法人	1 1 4	486-2277 (464-1143)	
	認定こども園 竹中幼稚園	鶴形 1-5-15	〃	1 4 5	422-2827 (422-1319)	

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員 (人)	電話 (FAX)	施設の目的 及び対象者
認定こども園	幼保連携型 認定こども園 遍照こども園	西阿知町 465-1	社会福祉 法人	175	465-1728 (465-3214)	教育や保育を必要とする子どもに対し、一体的に保育を行う施設
	すぎのこ 認定こども園	徳芳 504	〃	185	462-6203 (463-1986)	
	小谷かなりや 認定こども園	福井 205	〃	245	423-1809 (434-2378)	
	堀南かなりや 認定こども園	堀南 1012-2	〃	165	435-0056 (422-8846)	
	西田 認定こども園	西田 15-1	〃	75	454-6112 (454-6113)	
	あまきこども園	藤戸町天城 2388-12	〃	185	428-2038 (428-2179)	
	ひまわり 認定こども園	黒崎 601-1	〃	185	462-1879 (462-8412)	
	帯江 認定こども園	二日市 468-1	〃	135	424-8298 (424-3797)	
	ちゃやこども園	茶屋町 1980-5	〃	95	441-0001 (441-0002)	
	笹沖 認定こども園	笹沖 567-2	〃	125	486-4545 (486-4546)	
	第五福田 認定こども園	水島東千鳥町 4-21	市	120	444-8679 (446-7134)	
	幼保連携型 認定こども園 小ざくら 保育園	水島北幸町 2-3	社会福祉 法人	309	446-2022 (444-2942)	
	認定こども園 あさひ幼稚園	東塚 7-13-13	学校法人	500	456-2533 (456-2544)	
	認定こども園 第二まこと幼稚園	鶴の浦 2-3-10	〃	330	444-3094 (444-3095)	
	保育所型 認定こども園 のぞみ保育園	神田 1-20-23	社会福祉 法人	175	446-5252 (446-5253)	
	幼保連携型 認定こども園 めばえ保育園	連島町鶴新田 2235-3	〃	105	444-3625 (448-8518)	
	かがやき 認定こども園	北畝 1-10-45	〃	245	455-6628 (455-6758)	
	幼保連携型 認定こども園 連島こども園	連島中央 5-1-36	〃	105	444-7969 (446-7139)	
	認定こども園 まこと幼稚園	鶴の浦 1-4-11	学校法人	240	444-3916 (444-3917)	
	保育所型 認定こども園 浦田保育園	福田町浦田 2380-31	社会福祉 法人	145	455-7331 (456-6253)	
	柳田 認定こども園	児島小川 9-3-1	市	150	472-3685 (474-5639)	
	琴浦西 認定こども園	児島下の町 5-3-15	〃	180	472-3318 (474-4975)	
	田の口 認定こども園	児島田の口 3-13-16	〃	150	477-7346 (477-4181)	
	三宝 認定こども園	児島味野城 2-1-5	社会福祉 法人	245	473-5063 (473-5185)	
	しおかげ 認定こども園	下津井 1483-1	〃	105	479-7346 (470-4455)	
	琴浦中 認定こども園	児島下の町 9-12-78	〃	75	472-5705 (474-4972)	

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員 (人)	電話 (FAX)	施設の目的 及び対象者
認定こども園	乙島東認定こども園	玉島乙島 7416-6	市	105	522-3018 (522-7084)	教育や保育を必要とする子どもに対し、一体的に保育を行う施設
	穂井田認定こども園	玉島陶 1852-1	〃	56	526-0354 (526-4251)	
	くらしき作陽大学附属認定こども園	玉島長尾 3524-5	学校法人	135	436-0278 (436-0204)	
	認定こども園海星幼稚園	玉島中央町 1-4-20	〃	230	526-7748 (526-7745)	
	幼保連携型認定こども園たから保育園	船穂町船穂 3345	社会福祉法人	115	552-2055 (552-2130)	
	よしうら認定こども園	玉島 1898-3	〃	120	526-6905 (526-7789)	
	八幡認定こども園	玉島柏島 5604-1	〃	120	526-7281 (526-7181)	
	保育所型認定こども園ルンビニ保育園	玉島八島 4163-1	〃	102	522-2046 (522-7165)	
	柏島認定こども園	玉島柏島 2686-2	〃	90	526-0160 (526-0176)	
	真備かなりや認定こども園	真備町辻田 268-1	〃	165	698-2098 (698-8928)	
	まきびの里認定こども園	真備町有井 1270	市	230	698-0022 (698-0034)	
	小谷かなりや小規模保育園	福井 208-7	社会福祉法人	19	422-4000 (427-1180)	
	ソラ小規模保育園	白楽町 591-1 亀山ビル 2F	株式会社	19	441-5625 (〃)	
小規模保育施設	遍照小規模保育園	西阿知町 471	社会福祉法人	19	486-5853 (486-5854)	保育を必要とする子どもに対し、保育を行う小規模な施設
	庄なかよし小規模保育園	上東 823-8	〃	19	462-2220 (462-3330)	
	ニチイキッズ茶屋町小規模保育園	茶屋町 695-1	株式会社	19	420-0122 (420-0133)	
	ニチイキッズみずえ小規模保育園	水江 868-8	〃	19	460-1070 (460-1071)	
	みちる小規模保育園	藤戸町天城 95	社会福祉法人	19	486-1186 (486-1187)	
	たけなかほいくえん小規模保育園	阿知 2-6-3	学校法人	18	527-6858	
	もくもく小規模保育園	沖新町 63-6 CMCビル 1F	社会福祉法人	19	476-1800 (476-1801)	
	帯江小規模保育園	二日市 469-1	〃	12	436-7698 (436-7699)	
	小谷かなりや第二小規模保育園	福井 228-5	〃	19	441-3111 (441-3112)	
	中庄駅前小規模保育園	徳芳 29-1	〃	19	441-5282	
	遍照第二小規模保育園	西阿知町 60-3	〃	19	454-5331 (454-5332)	
	ESG倉敷こども園小規模保育ルーム	川西町 11-30	株式会社	19	427-5110 (427-3770)	
	小ざくら小規模保育園	水島青葉町 1-18	社会福祉法人	18	486-1130 (486-1131)	
	めばえ小規模保育園	連島町鶴新田 2237-1	〃	19	441-0703 (441-0803)	

施設の種類	施設名	所在地	設置主体	定員 (人)	電話 (FAX)	施設の目的 及び対象者
小規模保育 施設	遍照連島 小規模保育園	連島中央 5-9-15	社会福祉 法人	19	444-7600 (444-7601)	保育を必要とする 子どもに対し、保 育を行う小規模な 施設
	めばえ第二 小規模保育園	連島町鶴新田 2237-1	〃	19	476-1106	
	さくらんぼ 小規模保育園	水島北幸町 2-4	〃	18	436-8886 (446-2245)	
	たから 小規模保育園	船穂町船穂 31-2	〃	19	486-5911 (486-5912)	
	たから第二 小規模保育園	船穂町船穂 31-2	〃	9	697-6710 (697-6713)	
	真備かなりや 小規模保育園	真備町辻田 173-1	〃	19	441-3901 (441-3902)	
	真備かなりや第二 小規模保育園	真備町辻田 258-3	〃	19	441-5961 (441-5962)	
	真備かなりや第三 小規模保育園	真備町辻田 292-5	〃	19	441-4741 (441-4742)	
事業所内 保育施設	倉敷中央病院 美和保育園	鶴形 1-12-7	公益財団 法人	45	422-9177 (422-6401)	主に保育を必要と する従業員の子ども に対し、保育を行う 施設
	キッズコート くらしき	青江 908-1	医療法人	15	486-2214 (〃)	
	そうしんかい ぼっ歩保育園	茶屋町 1720-1	株式会社	19	420-0084 (420-0094)	
	倉敷記念病院 ファミレウタ	中島 770-1	医療法人	25	466-3569 (〃)	
	ヤクルト 保育園 おいまっ	老松町 3-14-20	株式会社	40	441-2219 (424-8977)	
	ぼっ歩 保育園平田	平田 855	社会福祉 法人	19	430-4520 (430-4521)	
	スイートキッズ クラブ	中庄 3542-1	医療法人	30	090-6558-7361 (463-2111)	
	NICONICO 保育園	西岡 1154	株式会社	19	436-7682 (436-6483)	
	さくら保育園 中庄	中庄 3600-1	〃	19	441-0351 (441-0352)	
	かわさき 保育所	松島 577	学校法人	25	462-3878 (〃)	
	小谷かなりや キッズ保育園	浦田 2504-20	社会福祉 法人	9	425-5210 (425-5211)	
	あさひ幼稚園 乳幼児センター	東塚 7-13-13	学校法人	6	456-2533 (456-2544)	
	すみくら倉敷 みなみ保育園	連島町連島 35-47	社会福祉 法人	19	454-8811 (454-8822)	
	医療法人天馬会 たけの子 すくすく保育室	林 2124	医療法人	12	485-6555 (〃)	
	あすなる園事業所内 保育施設八幡 乳児保育園	玉島勇崎 1044-5	社会福祉 法人	19	441-5400 (441-5401)	
	スマイル 保育園	玉島 750-3	医療法人	25	441-7318 (〃)	
	しずく保育園	玉島乙島 7189-4	有限会社	19	522-1141 (522-1181)	
	ナーサリー あんど	真備町川辺 2000-1	医療法人	12	698-0123 (〃)	

(4) 保健施設

施設名	所在地	設置者	電話	施設の目的及び対象者
倉敷市休日夜間急患センター	新田 2689	市	425-5020	休日、夜間の市民の医療需要に対処し、その救急医療体制の確保充実を図り、市民の健康保持増進及び福祉の向上に寄与するため設置した施設
倉敷呼吸器センター	新田 2689	公益財団法人倉敷市保健医療センター	427-5801	公害健康被害予防事業の一環として診療所を開設、慢性閉塞性肺疾患の予防と患者の健康回復保持及び増進を図ることを目的とした医療施設 診療時間 第1月曜日 10～11月は第1・3月曜日 13:00～16:00 (祝日及び年始は次週に繰り下げ)
倉敷市塩生保健の家	児島塩生 3104-7	市	475-0954	水島臨海工業地帯石油備蓄基地近接地域住民の健康保持及び増進並びに福祉の向上に寄与することを目的として設置した施設
倉敷市呼松保健の家	呼松 2-6-36	市	455-9313	

(5) 介護保険で利用(入居)できる施設 (令和6年4月1日現在)

・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

施設名	所在地	電話	施設の対象者
ますみ荘	中島 837-5	465-6565	身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な人で、原則、介護保険の要介護認定にて要介護3～5を受けている人 ※「要支援1～2」の人は利用できません。
みゆき園本館	幸町 8-27	427-7627	
浅原桃花園	浅原 380-2	462-0020	
サンバードナーシングホーム	藤戸町藤戸 1585-1	429-0018	
みどり荘	神田 2-3-5	444-6521	
しおかぜ	下津井 1482-18	470-4848	
倉敷シルバーセンター	児島柳田町 355-1	473-1010	
王慈園(従来型)	児島下の町 5-2-17	473-9000	
アマカル	玉島 1275-1	526-8827	
あすなろ園	玉島勇崎 1044	528-3110	
グリーンピア瀬戸内	玉島陶 856-1	525-1234	
太陽の丘	連島町西之浦 3390	440-5155	
浮洲園(従来型)	粒江 2500-1	429-3311	
のぞみ荘	福田町福田 234-1	450-1188	
元気の家	徳芳 501-1	462-6211	
シルバーセンター後楽	真備町箭田 2159	698-7788	
碧山荘	林 1140	485-1165	
くらしき	亀山 780-2	441-7700	
みゆき園新館	幸町 8-27	427-7627	
王慈園(ユニット型)	児島下の町 5-2-17	473-9000	

施設名	所在地	電話	施設の対象者
浮洲園（ユニット型）	粒江2500-1	429-3311	
サンバードナーシングホーム（ユニット型）	藤戸町藤戸1588-7	429-1110	
庄の里（本館）	山地1297	461-0033	
庄の里（新館）	山地1297	461-0033	

・地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）

施設名	所在地	電話	施設の対象者
ももちどり	水島東千鳥町2-6	444-7200	<p>身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な人で、原則、介護保険の要介護認定にて要介護3～5を受けている人</p> <p>※「要支援1～2」の人は利用できません。</p>
あいの泉	玉島1720-18	525-5022	
グリーンビレッジ瀬戸内	船穂町柳井原2300-1	552-5112	
うらたの里	浦田1533-2	441-5008	
ピースガーデン	白楽町40	423-2112	
アミカル	玉島1275-1	526-8827	
のぞみ荘	福田町福田234-1	450-1188	
クレールエステート悠楽	真備町有井1472	698-6050	
めばえ	連島町鶴新田1956-1	448-3345	
ベネヴィータ王慈	児島田の口7-6-39	477-9500	
庄の里「なごやか」	生坂698	464-3800	
ひかりの里	玉島八島70-1	523-2727	
P. P. P. ブラヴィッシモ！通生	児島通生818	454-5540	
あすなろテラス	玉島勇崎1044-3	441-7200	
くらしき日和平田	平田855	430-4500	
みどりの杜	東塚1-12-3	454-5770	
くらしき里桜	中帯江400	454-5200	

・老人保健施設（介護老人保健施設）

施設名	所在地	電話	施設の対象者
倉敷老健	老松町4-3-38	427-1111	<p>病状が安定期にある人で、介護保険の要介護認定を受けている人</p> <p>※「要支援1～2」の人は利用できません。</p>
福寿荘	中島831	466-0119	
倉敷藤戸荘	藤戸町藤戸1580	428-8523	
亀龍園	亀山679-1	429-0001	
サンライフ倉敷	下庄700-1	462-7111	
老健あかね	水島東千鳥町1-60	446-6541	
和光園	東塚5-4-50	455-5112	
オアシスK-3	児島阿津2-7-53	472-0123	
倉敷あいあいえん	串田660	470-2001	
ニューエルダーセンター	玉島1334-1	526-6111	

施設名	所在地	電話	施設の対象者
秀 明 荘	玉島中央町1-4-8	523-0111	病状が安定期にある人で、介護保険の要介護認定を受けている人 ※「要支援1～2」の人は利用できません。
倉敷シルバーナーシングホーム（従来型）	児島柳田町355-1	473-8810	
グリーンピース	新田2791-4	434-0008	
老健いこいの家	児島小川9-1-46	474-3320	
倉敷シルバーナーシングホーム（ユニット型）	児島柳田町355-1	473-8810	

・介護医療院

施設名	所在地	電話	施設の対象者
みずいちりハビリ苑	神田2-3-33	444-5333	要介護者で長期療養と生活支援が必要な人で、介護保険の要介護認定を受けている人 ※「要支援1～2」の人は利用できません。
玉 島 病 院	玉島乙島4030	522-4141	
お う じ	児島下の町5-2-17	474-0111	
柴 田 病 院	玉島乙島6108-1	526-7870	

・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

施設名	所在地	電話	施設の対象者
サン・オークス倉敷	大島526-1	430-3098	介護保険の要介護・要支援認定を受けている人
そんぼの家 中庄	平田923-1	423-6100	
そんぼの家 倉敷西	中島1216-1	460-4165	
そんぼの家 倉敷	笹沖341-4	423-6530	
オーシャンビュー 鷺羽	児島田の口5-13-28	477-3200	
介護付き有料老人ホーム 太陽	茶屋町695-6	420-1400	
介護付有料老人ホーム 結 幸 園	宮前43-1	435-4165	
まいらいふ 倉敷	白楽町61	423-6260	
介護付有料老人ホーム ドルフィン 玉島	玉島爪崎987-1	526-6166	
オーシャンビュー 倉敷	児島下の町9-17-17	470-0566	
ラ・ナシカくらしき	青江725-1	430-4800	
ツクイ・サンシャイン 新 倉 敷	新倉敷駅前3-171	523-5710	
有料老人ホーム せいわ	中島770-1	460-0070	
そんぼの家 浜の茶屋	平田272-1	430-0333	
まいらいふ 倉敷 沖新館	沖新町48-16	423-1500	
介護付有料老人ホーム ヴィラ・プランタン せ と う ち	下津井4-1-12	478-5585	
介護付有料老人ホーム みどりの郷 水島	水島北幸町4-5	444-1110	
介護付有料老人ホーム ニューエルダー	玉島1661-7	523-5500	

施設名	所在地	電話	施設の対象者
介護付き有料老人ホーム た ま し ま	玉島乙島4028	522-4150	介護保険の要介護・要 支援認定を受けている人
倉敷スイートレジデンス	中庄3542-1	463-7555	
介護付有料老人ホームみど りの郷 神 田	神田2-2-8	444-8228	
両備ヘルシーケア浜町	浜町1-1-23	422-3366	
介護付有料老人ホーム松平	水江868-1	441-6211	
介護付有料老人ホーム ドルフィン 倉 敷	西中新田592-1	424-4165	
介護付有料老人ホーム恵風	茶屋町早沖426	420-1595	
グリー ン ハ ウ ス	新田2780-1	435-3555	
介護付有料老人ホームみど りの郷 西 之 浦	連島町西之浦805-2	441-9005	
両備ヘルシーケア玉島柏島	玉島柏島6880	436-7150	
介護付有料老人ホーム さ ん ら い ふ	下庄627-1	464-5557	
グ ラ ン ド ガ ー デ ン	南町1-12	435-2234	
介護付有料老人ホームみど りの郷 東 塚	東塚1-12-21	486-1112	

・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

施設名	所在地	電話	施設の対象者
グリーンビレッジ瀬戸内	船穂町柳井原2300-1	552-5112	介護保険の要介護認 定を受けている人
介護付有料老人ホーム あ い わ	西阿知町375	486-5530	
ひ か り の 里	玉島八島70-1	523-0077	

・特定施設入居者生活介護（ケアハウス）

施設名	所在地	電話	施設の対象者
ロイヤルウイング	児島下の町5-2-15	474-0001	介護保険の要介護・要 支援認定を受けてい る人
あ い の 泉	玉島1719	525-5002	

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設名	所在地	電話	施設の対象者
倉 敷	亀山701-2	420-1101	比較的症状が安定期 にある認知症の人で、 介護保険の要介護・要 支援認定を受けてい る人 ※「要支援1」の人は 利用できません。
み つ ば ち ハ ウ ス	中帯江114-7	422-0072	
東 倉 敷	新田2605-4	427-8867	
友 愛	平田155-190	425-6545	
ひまわりの家下庄	下庄701-10	462-7111	
う ら ら	茶屋町1245-3	420-2270	
蔵 の 家	児島下の町5-2-54	473-3300	

施設名	所在地	電話	施設の対象者
朋 寿	玉島柏島 1 6 6 6 - 1	5 2 3 - 1 6 0 0	比較的症状が安定期にある認知症の人で、介護保険の要介護・要支援認定を受けている人 ※「要支援1」の人は利用できません。
ア ミ カ ル	玉島 1 2 7 9	5 2 6 - 8 8 2 7	
て ま り	玉島 2 - 2 4 - 1 0	5 2 2 - 1 2 0 4	
さ く ら そ う 玉 島	玉島勇崎 6 - 8	5 2 3 - 6 1 6 6	
愛	中島 1 8 4 9	4 6 6 - 3 2 0 0	
第 二 朋 寿	玉島爪崎 5 4 9 - 1	5 2 3 - 2 7 0 0	
か が や き	林 1 1 4 5 - 1	4 8 5 - 2 5 8 8	
ひ な ぎ く	福田町福田 2 8 1	4 5 0 - 3 9 1 1	
あ い の 泉	玉島 1 7 1 9	5 2 5 - 5 0 0 1	
倉 敷 北	宮前 4 2 - 1	4 2 6 - 1 6 0 0	
さ く ら そ う 茶 屋 町	茶屋町早沖 1 5 7 5 - 1 6	4 2 0 - 0 0 3 3	
い こ い	児島赤崎 4 - 5 - 2 8 - 8	4 7 4 - 9 6 0 1	
ほ ほ え み の 家	下庄 4 5 7 - 1	4 6 2 - 7 8 7 0	
ニューエルダー	玉島 3 1 1 2	5 2 6 - 3 3 7 5	
「和らぎ」「歓び」	福田町古新田 1 0 5 1 - 2	4 5 0 - 1 1 5 5	
オリーブガーデン	亀山 5 6 4 - 1	4 2 8 - 6 6 2 9	
亀 山	亀山 7 7 3 - 1	4 2 9 - 3 3 3 3	
心 か ら	茶屋町 2 1 0 2 - 1 4	4 2 0 - 1 5 0 0	
サンバード茶屋町	茶屋町早沖 4 2 4 - 1 5	4 2 0 - 1 7 3 8	
花 の 里 ・ 萌	黒石 2 4 7 - 1	4 2 6 - 6 5 1 7	
あ け ぼ の	児島小川 9 - 4 8 6 - 1	4 7 4 - 8 3 1 8	
向 日 葵	児島下の町 1 0 - 3 7 4	4 7 3 - 7 7 5 6	
長 楽 園	菰池 3 - 4 3 4	4 7 3 - 0 0 4 8	
シーサイドリビング沙美	玉島黒崎 5 5 7 7	5 2 8 - 9 1 1 3	
め ば え	連島町鶴新田 1 9 5 2 - 1	4 4 0 - 0 1 7 0	
大 正 橋	児島小川 3 - 1 - 1 7	4 7 2 - 4 6 5 6	
ひまわりの家三田	三田 1 2 4 - 1	4 6 4 - 5 5 2 2	
た じ ま	児島柳田町 9 9 1 - 1	4 7 2 - 1 5 1 1	
あなたのふるさと萌	黒石 3 7 7 - 1	4 2 4 - 1 1 6 5	
ぶ ど う の 家	船穂町船穂 1 7 0 7 - 1	5 5 2 - 2 1 7 1	
ふ な お	船穂町船穂 1 9 5 3 - 1	4 8 6 - 5 8 5 5	
船 穂 は な み ず き	船穂町船穂 3 1 9 4 - 1	5 5 2 - 4 6 9 0	
も も た ろ う	船穂町船穂 8 8 0 - 2	5 5 2 - 3 3 3 8	
ま き び の 丘	真備町市場 3 0 3 - 1	6 9 8 - 3 9 5 0	

施設名	所在地	電話	施設の対象者
長 寿 の 郷 真 備	真備町市場4109	698-1698	比較的症状が安定期にある認知症の人で、介護保険の要介護・要支援認定を受けている人 ※「要支援1」の人は利用できません。
福 島 の 里	福島437	434-8008	
庄の里「なごみの家」	西尾11-1	463-6677	
倉 敷 ・ 楽 々 苑	西岡1153-1	434-3222	
西 坂	西坂128-1	430-5600	
ひ か り の 里	中島1795-6	476-8074	
コ ー ジ ー	中島848-6	460-3818	
グリーンピースあま城	藤戸町藤戸1406-1	441-0010	
う き す の 里	粒江2503-3	429-3311	
た つ の お と し ご	福田町古新田146-4	454-0999	
と ん が り ぼ う し	玉島柏島688-1	441-2461	
富 田 の 里	玉島道口2752-1	525-0011	
み ど り の 家 水 島	水島北幸町4-5	444-0080	
み ど り の 家 下 の 町	児島下の町7-1-39	476-3101	
養 命 荘	福田町福田2374-5	455-7890	
あいあいフレンドリー	串田660	485-6008	
星 の 家 ゆ う づ つ	林471-1	485-0911	
げ ん き む ら	中庄2960-1	461-0525	
み ど り の 家 本 荘	児島塩生405-11	475-1400	
み ど り の 家 連 島	連島1-1-13	446-1010	
太 陽	茶屋町695-6	420-1400	
吉 岡 楽 々 苑	吉岡344	434-1165	
み ど り の 家 連 島 中 央	連島中央4-10-30	441-4496	
北 畝	北畝7-6-22	454-2600	
大 地	笹沖599-5	441-7445	
の ぞ み	白楽町40	423-1112	
パラソル倉敷中庄	中庄2371-1	441-8077	
あ す な ろ 園 柏 台	玉島柏台5-1-1	523-1139	
大 空	児島塩生1834-1	486-3910	
み ど り の 家 神 田	神田2-4-2	444-1177	
庄の里「和らぎの家」	上東819-1	462-3111	
愛 の 家 倉 敷 黒 崎	黒崎272-1	441-6670	
す こ や か	玉島中央町1-4-8	523-0210	

施設名	所在地	電話	施設の対象者
グッドケア・倉敷	日吉町347-1	441-1294	けている人
みどりの家大島	大島1-4-3	454-6006	※「要支援1」の人は 利用できません。

16 問合せ先電話番号等一覧

問合せ先	電話番号	ファックス番号
保健福祉推進課	4 2 6 - 3 3 0 3	4 2 1 - 4 4 1 1
福祉支援連携室	4 2 6 - 3 3 2 3	4 2 2 - 2 0 1 6
指導監査課	4 2 6 - 3 2 9 7	4 2 6 - 3 9 2 1
福祉援護課	4 2 6 - 3 3 2 1	4 2 2 - 3 3 8 9
生活福祉課	4 2 6 - 3 3 2 5、3 3 5 7	4 2 2 - 3 3 8 9
障がい福祉課	4 2 6 - 3 3 0 5	4 2 1 - 4 4 1 1
事業所指導室	4 2 6 - 3 2 8 7	4 2 1 - 4 4 1 1
子育て支援課	4 2 6 - 3 3 1 4	4 2 7 - 7 3 3 5
子ども相談センター	4 2 6 - 3 3 3 0	4 2 6 - 3 9 3 8
保育・幼稚園課	4 2 6 - 3 3 1 1	4 2 6 - 3 9 3 8
保育・幼稚園支援室	4 2 6 - 3 3 6 7	4 2 6 - 3 9 3 8
健康長寿課	4 2 6 - 3 3 1 5	4 2 2 - 2 0 1 6
地域包括ケア推進室	4 2 6 - 3 4 1 7	4 2 2 - 2 0 1 6
介護保険課	4 2 6 - 3 3 4 3	4 2 1 - 4 4 1 7
国民健康保険課	4 2 6 - 3 2 8 1、3 2 8 2	4 2 7 - 4 0 8 6
医療給付課	4 2 6 - 3 3 9 5、3 3 9 8	4 2 3 - 1 1 6 1
水島保健福祉センター		
福祉課	4 4 6 - 1 1 1 4、1 1 5 0	4 4 6 - 1 1 5 3
国保介護課	4 4 6 - 1 1 2 3	4 4 6 - 1 1 5 3
水島保健推進室	4 4 6 - 1 1 1 5	4 4 6 - 1 1 5 3
児島保健福祉センター		
福祉課	4 7 3 - 1 1 1 9	4 7 4 - 2 2 7 0
国保介護課	4 7 3 - 1 1 1 4	4 7 3 - 1 0 3 4
児島保健推進室	4 7 3 - 4 3 7 1	4 7 3 - 1 0 3 4
玉島保健福祉センター		
福祉課	5 2 2 - 8 1 1 8	5 2 5 - 5 8 6 6
国保介護課	5 2 2 - 8 1 8 5	5 2 2 - 8 1 4 4
玉島保健推進室	5 2 2 - 8 1 1 3	5 2 2 - 8 1 4 4
真備保健福祉課		
福祉係	6 9 8 - 5 1 1 3	6 9 8 - 4 5 3 0
保護係	6 9 8 - 5 1 1 4	6 9 8 - 4 5 3 0
国保介護係	6 9 8 - 5 1 1 2	6 9 7 - 1 0 6 7
真備保健推進室	6 9 8 - 5 1 1 1	6 9 8 - 4 5 3 0
倉敷市保健所		
保健課総務係	4 3 4 - 9 8 0 0	4 3 4 - 9 8 0 5
感染症係	4 3 4 - 9 8 1 0	
精神保健係	4 3 4 - 9 8 2 3	
保健医療係	4 3 4 - 9 8 1 2	
健康づくり課健康管理係	4 3 4 - 9 8 2 0	
食育推進係	4 3 4 - 9 8 6 8	
倉敷保健推進室	4 3 4 - 9 8 2 2	
健康増進センター	4 3 4 - 9 8 6 6	
生活衛生課	4 3 4 - 9 8 3 0	4 3 4 - 9 8 3 3
衛生検査課	4 3 4 - 9 8 3 5	4 3 4 - 9 8 3 9
税制課	4 2 6 - 3 1 7 5	4 2 7 - 5 1 6 0
市民税課	4 2 6 - 3 1 8 1	
市民課	4 2 6 - 3 2 6 5	
国民年金係	4 2 6 - 3 2 9 1	
生活安全課市民生活係	4 2 6 - 3 1 1 1	4 2 6 - 0 9 0 0
消費生活センター	4 2 6 - 3 1 1 5	4 2 6 - 0 9 0 0
水島支所市民課	4 4 6 - 1 1 1 2	4 4 0 - 0 1 1 0
水島支所市民相談室	4 4 6 - 1 1 1 2	
児島支所市民課	4 7 3 - 1 1 1 2	4 7 0 - 0 1 0 0
児島支所市民相談室	4 7 3 - 1 1 1 2	

問合せ先	電話番号	ファックス番号
玉島支所市民課	5 2 2-8 1 1 2	5 2 3-0 0 3 0
玉島支所市民相談室	5 2 2-8 1 2 8	
庄支所市民係	4 6 2-1 2 1 2	4 6 4-0 1 0 0
茶屋町支所市民係	4 2 8-0 0 0 1	4 2 0-0 1 1 0
船穂支所市民税務係	5 5 2-5 1 0 0	5 5 2-4 3 0 2
真備支所市民課	6 9 8-1 1 1 3	6 9 7-1 0 6 7
住宅課	4 2 6-3 5 3 1	
倉敷市立市民病院	4 7 2-8 1 1 1	4 7 2-8 1 1 6
中央図書館	4 2 5-6 0 3 0	4 2 7-9 1 1 0
教育委員会指導課	4 2 6-3 8 3 1	
倉敷支援学校	4 2 5-4 6 1 1	
倉敷教育センター	4 5 4-0 4 0 0	
家庭児童相談室		
倉敷家庭児童相談室	4 2 6-3 3 6 6	
児島家庭児童相談室	4 7 3-1 1 1 9	
玉島家庭児童相談室	5 2 2-8 1 1 8	
水島家庭児童相談室	4 4 6-1 1 1 4	
真備家庭児童相談室	6 9 8-5 1 1 4	
くらしき健康福祉プラザ (倉敷市総合福祉事業団事務局)	4 3 4-9 8 5 0	4 3 4-9 8 5 1
倉敷市休日夜間急患センター	4 2 5-5 0 2 0	4 2 7-0 1 3 0
倉敷呼吸器センター	4 2 7-5 8 0 1	4 2 7-0 1 3 0
倉敷歯科衛生センター診療所	4 2 2-2 1 2 2	
玉島口腔衛生センター	5 2 2-2 7 8 0	
障がい者福祉センター	4 2 2-1 3 4 9	4 2 2-4 4 8 3
倉敷市シルバー人材センター	4 2 6-3 3 1 8	4 2 7-7 0 7 5
倉敷市社会福祉協議会		
事務局	4 3 4-3 3 0 1	4 3 4-3 3 5 7
水島事務所	4 4 6-1 9 0 0	4 4 0-0 1 5 4
児島事務所	4 7 3-1 1 2 8	4 7 0-0 0 5 4
玉島事務所	5 2 2-8 1 3 7	5 2 3-0 0 5 4
船穂福祉センター	5 5 2-5 2 0 0	5 5 2-9 0 3 0
真備事務所	6 9 8-4 8 8 3	6 9 8-9 6 2 2
倉敷ボランティアセンター	4 3 4-3 3 5 0	4 3 4-3 3 5 7
倉敷結婚相談所	4 2 7-0 6 6 7	4 2 7-0 6 7 0
岡山県備中県民局健康福祉部	4 3 4-7 0 2 0	4 2 5-1 9 4 1
岡山県障害福祉課	(0 8 6) 2 2 6-7 3 4 3	(0 8 6) 2 2 4-6 5 2 0
岡山県住宅課	(0 8 6) 2 2 6-7 5 3 6	(0 8 6) 2 3 4-9 3 4 6
倉敷税務署	4 2 2-1 2 0 1	
岡山県備中県民局税務部課税課	4 3 4-7 0 7 1	4 2 7-6 8 3 9
岡山県身体障害者更生相談所	(0 8 6) 2 3 5-4 5 7 7	(0 8 6) 2 3 5-4 1 5 6
岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所	4 2 1-0 9 9 1	4 2 1-0 9 9 0
岡山県倉敷児童相談所	4 2 1-0 9 9 1	4 2 1-0 9 9 0
岡山県母子寡婦福祉連合会	(0 8 6) 2 2 6-7 3 4 9	
岡山県視覚障害者センター	(0 8 6) 2 4 4-1 1 2 1	(0 8 6) 2 4 4-1 0 4 3
岡山県社会福祉協議会	(0 8 6) 2 2 6-2 8 2 2	(0 8 6) 2 2 7-3 5 6 6
岡山県身体障害者福祉連合会	(0 8 6) 2 2 3-4 5 6 2	(0 8 6) 2 2 3-4 5 9 7
岡山県精神保健福祉センター	(0 8 6) 2 0 1-0 8 5 0	(0 8 6) 2 0 1-0 8 5 1

●聴覚言語障がい者用緊急時のファックス通信

連絡先	ファックス番号
倉敷市消防局	4 2 1-1 2 4 4
岡山県警察本部	(0 8 6) 2 2 1-0 1 1 0

令和6年度版 保健福祉のてびき

発行年月 令和6年5月

発行編集 倉敷市保健福祉局 保健福祉推進課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

T E L (086)426-3303

F A X (086)421-4411

E-mail wlfhlt@city.kurashiki.okayama.jp